

地方税法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

一	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）（第一条関係）	一
二	地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令（平成二十年政令第五百十二号）（抄）（第二条関係）	百八十五
三	地方道路譲与税法施行令（昭和四十四年政令第八十八号）（抄）（第三条関係）	二百
四	国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第七号）（抄）（第四条関係）	二百一
五	地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年法律第五百十四号）（抄）（第五条関係）	二百二
六	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第十条関係）	二百七
七	地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄）（附則第十二条関係）	二百十
八	災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）（抄）（附則第十四条関係）	二百十六
九	総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）（附則第十六条関係）	二百十八

地方税法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

第一条による改正（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号））

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 道府県の普通税</p> <p>第一節～第六節 略</p> <p>第七節 自動車取得税（第四十二条―第四十二条の十一）</p> <p>第七節の二 軽油引取税（第四十三条―第四十三条の二十）</p> <p>第八節及び第九節 略</p> <p>第三章 略</p> <p>第三章の二及び第三章の三 削除</p> <p>第三章の四～第三章の七 略</p> <p>第四章及び第五章 略</p> <p>（市町村の廃置分合があつた場合における市町村民税の法人税割の承継）</p> <p>第一条の四 市町村の廃置分合があつたため一の法人の事務所又は事業所が二以上の承継市町村に所在することとなる場合においては、当該法人</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 道府県の普通税</p> <p>第一節～第六節 略</p> <p>第七節 削除</p> <p>第八節及び第九節 略</p> <p>第三章 略</p> <p>第三章の二 自動車取得税（第五十五条―第五十五条の九）</p> <p>第三章の三 軽油引取税（第五十六条―第五十六条の十三）</p> <p>第三章の四～第三章の七 略</p> <p>第四章及び第五章 略</p> <p>（市町村の廃置分合があつた場合における市町村民税の法人税割の承継）</p> <p>第一条の四 市町村の廃置分合があつたため一の法人の事務所又は事業所が二以上の承継市町村に所在することとなる場合においては、当該法人</p>

が消滅市町村に納付した、又は納付すべきであつた法第三百二十一条の八第二十五項に規定する市町村民税の中間納付額

については、法第三百二十一条の十三第二項の規定の例によつて当該法人の事務所又は事業所が所在することとなる承継市町村にあん分して得た額をそれぞれ当該承継市町村に納付されたものとみなし、又は納付されるべきものとする。

(過誤納金等の充当適状)

第六条の十四 法第十七条の二第四項(法第三百六十四条第六項及び第七百六条の二第二項において例による場合を含む。)に規定する政令で定める充当をすることに当たつた時は、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の法定納期限(次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税に係る延滞金については、その徴収の基因となつた地方税に係る当該各号に定める時とする。)と過誤納金が生じた時(還付加算金については、その計算の基礎となつた過誤納金が生じた時)とのいずれか遅い時とする。

一 三 略

四 法第十五条第一項第一号の規定による徴収の猶予(盗難にかつたことによるものを除く。)又は法第五十五条の二第一項、第五十五条の四第一項、第七十二条の三十八の二第二項若しくは第六項、第七十二条の三十九の二第二項、第七十二条の三十九の四第一項、第七十三条の二十五第一項、第四百四十四条の二十九第一項、第三百二十一条の

が消滅市町村に納付した、又は納付すべきであつた法第三百二十一条の八第二十五項に規定する市町村民税の中間納付額(以下「市町村民税の中間納付額」という。)については、法第三百二十一条の十三第二項の規定の例によつて当該法人の事務所又は事業所が所在することとなる承継市町村にあん分して得た額をそれぞれ当該承継市町村に納付されたものとみなし、又は納付されるべきものとする。

(過誤納金等の充当適状)

第六条の十四 法第十七条の二第四項(法第三百六十四条第六項及び第七百六条の二第二項において例による場合を含む。)に規定する政令で定める充当をすることに当たつた時は、納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の法定納期限(次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税に係る延滞金については、その徴収の基因となつた地方税に係る当該各号に定める時とする。)と過誤納金が生じた時(還付加算金については、その計算の基礎となつた過誤納金が生じた時)とのいずれか遅い時とする。

一 三 略

四 法第十五条第一項第一号の規定による徴収の猶予(盗難にかつたことによるものを除く。)又は法第五十五条の二第一項、第五十五条の四第一項、第七十二条の三十八の二第二項若しくは第六項、第七十二条の三十九の二第二項、第七十二条の三十九の四第一項、第七十三条の二十五第一項、第四百四十四条の二十九第一項、第三百二十一条の

十一の二第二項、第三百二十一条の十一の三第一項、第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を法第六百二条第二項又は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項若しくは第六百二十九条第五項

の規定による徴収の猶予に係る地方税 その徴収の猶予の期限

2 前項の規定は、法第七十三条の二第八項（法第七十三条の二十七第二項又は第七十三条の二十七の三第五項において準用する場合を含む。）、第七十四条の十四第三項、第二百二十五条第七項（法第二百二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四條の三十第二項、第四百七十七條第三項又は第六百一条第八項（法第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百三条の二の二第二項又は第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。）

の規定による充当について準用する。

（収益事業の範囲）

第七条の四 法第二十四条第四項から第六項まで、第二十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第五十二条第一項の表の第一号並びに第五十三條第三十二項の収益事業は、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法

十一の二第一項、第三百二十一条の十一の三第一項、第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を法第六百二条第二項又は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項、第六百二十九条第五項若しくは第七百条の二十一第一項の規定による徴収の猶予に係る地方税 その徴収の猶予の期限

2 前項の規定は、法第七十三条の二第八項（法第七十三条の二十七第二項又は第七十三条の二十七の三第五項において準用する場合を含む。）、第七十四条の十四第三項

、第四百七十七條第三項、第六百一条第八項（法第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百三条の二の二第二項又は第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。）、第六百九十九条の十四第七項（法第六百九十九条の十五第二項において準用する場合を含む。）又は第七百条の二十一の二第二項の規定による充当について準用する。

（収益事業の範囲）

第七条の四 法第二十四条第四項から第六項まで、第二十五条第一項ただし書及び第二項ただし書、第五十二条第一項の表の第一号並びに第五十三條第三十三項の収益事業は、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法

人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人が行う事業でその所得の金額の百分の九十以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営（法人税法施行令第五条に規定する事業を除く。）に充てているもの（その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含む。）を含まないものとする。

（外国の所得税等の額の控除）

第七条の十九 法第三十七条の三に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）の範囲については所得税法施行令第二百二十一条の規定を準用し、外国の所得税等の額については所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額の計算の例による。

2／7 略

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額の特例）

第八条の十四 法第五十三条第六項の法人を同条第八項に規定する被合併法人等（以下第九条の七及び第九条の八第四項を除き、この節において「被合併法人等」という。）とする特例適格合併等（連結子法人である法第五十三条第六項の法人（法人税法第八十一条の九第二項第二号に規定する連結子法人である法人を除く。以下この条において同じ。）が最初連結親法人事業年度（法人税法第五十七条第九項第二号に規定する最初連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）において当

人又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人が行う事業でその所得の金額の百分の九十以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営（法人税法施行令第五条に規定する事業を除く。）に充てているもの（その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含む。）を含まないものとする。

（外国の所得税等の額の控除）

第七条の十九 法第三十七条の三に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）の範囲については所得税法施行令第二百二十一条の規定を準用し、外国の所得税等の額については所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額の計算の例による。

2／7 略

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額の特例）

第八条の十四 法第五十三条第六項の法人を同条第八項に規定する被合併法人等（以下第九条の七及び第九条の九第四項を除き、本節において「被合併法人等」という。）とする特例適格合併等（連結子法人である法第五十三条第六項の法人（法人税法第八十一条の九第二項第二号に規定する連結子法人である法人を除く。以下本条において同じ。）が最初連結親法人事業年度（法人税法第五十七条第九項第二号に規定する最初連結親法人事業年度をいう。以下本条において同じ。）において当

該法人を被合併法人とする適格合併（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限るものとし、当該最初連結親法人事業年度開始の日に行われるものを除く。）を行つた場合の当該適格合併及び連結子法人である法第五十三条第六項の法人が最初連結親法人事業年度において当該法人を分割法人（法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。第九条の七第六項及び第九条の八第四項第二号において同じ。）とする法人税法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を分割承継法人（同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。第九条の七第十八項及び第九条の八第五項において同じ。）とするもので、当該法人が当該最初連結親法人事業年度終了の前日に解散するものに限る、当該最初連結親法人事業年度開始の日に行われるものを除く。）を行つた場合の当該合併類似適格分割型分割をいう。以下この条及び第四十八条の十一の三において同じ。）が行われた場合における当該被合併法人等に係る法第五十三条第七項の規定の適用については、同項中「最初連結事業年度終了の日（二以上の）」とあるのは「特例適格合併等の日の前日（当該特例適格合併等の日の前日）」と、「場合には」とあるのは「場合の当該最初連結事業年度前に生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額については」とする。

（外国の法人税等の額の控除）

第九条の七 略

該法人を被合併法人とする適格合併（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限るものとし、当該最初連結親法人事業年度開始の日に行われるものを除く。）を行つた場合の当該適格合併及び連結子法人である法第五十三条第六項の法人が最初連結親法人事業年度において当該法人を分割法人（法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。第九条の七第六項及び第九条の九第四項第二号において同じ。）とする法人税法第五十七条第二項に規定する合併類似適格分割型分割（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を分割承継法人（同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人をいう。第九条の七第十八項及び第九条の九第五項において同じ。）とするもので、当該法人が当該最初連結親法人事業年度終了の前日に解散するものに限る、当該最初連結親法人事業年度開始の日に行われるものを除く。）を行つた場合の当該合併類似適格分割型分割をいう。以下本条及び第四十八条の十一の三において同じ。）が行われた場合における当該被合併法人等に係る法第五十三条第七項の規定の適用については、同項中「最初連結事業年度終了の日（二以上の）」とあるのは「特例適格合併等の日の前日（当該特例適格合併等の日の前日）」と、「場合には」とあるのは「場合の当該最初連結事業年度前に生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額については」とする。

（外国の法人税等の額の控除）

第九条の七 略

2 略

3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第五十三条第二十九項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

2 略

3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第五十三条第二十九項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 法人税法第六十九条第八項に規定する外国子会社から受ける同項に規定する配当等の額（同条第九項及び第十二項の規定により当該外国子会社から受けた同条第八項に規定する配当等の額とみなされるものを含む。）がある場合 当該外国子会社の所得に対して課される同条第一項に規定する外国法人税（以下この項において「外国法人税」という。）の額（同条第九項及び第十一項（同条第十二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち当該配当等の額に対応するものとして同条第八項の規定の例により計算した金額

二 法人税法第八十一条の十五第八項に規定する外国子会社から受ける同項に規定する配当等の額（同条第九項及び第十二項の規定により当該外国子会社から受けた同条第八項に規定する配当等の額とみなされるものを含む。）がある場合 当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額（同条第九項及び第十一項（同条第十二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち当該配当等の額に対応するものとして同条第八項の規定の例によ

- 一 租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額（租税特別措置法第六十六条の七第二項の規定により当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち同法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額（同法第六十六条の七第二項の規定により当該特定外国子会社等の同条第一項に規定する課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十六条の七第一項の規定の例により計算した金額
- 二 租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち同法第六十八条の九十第一項に規定する個別課税対象金額（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該特定外国子会社等の同条第一項に規定する個別課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十八条の九十一第一項の規定の例により計算した金額
- 三 租税特別措置法第六十六条の九の二第一項の規定の適用がある場合

- り計算した金額
- 三 租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十六条の七第二項の規定により当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち同法第六十六条の六第一項に規定する課税対象留保金額（同法第六十六条の七第二項の規定により当該特定外国子会社等の同条第一項に規定する課税対象留保金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十六条の七第一項の規定の例により計算した金額
- 四から六まで 削除
- 七 租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち同法第六十八条の九十第一項に規定する個別課税対象留保金額（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該特定外国子会社等の同条第一項に規定する個別課税対象留保金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十八条の九十一第一項の規定の例により計算した金額
- 八 削除
- 九 租税特別措置法第六十六条の九の六第一項の規定の適用がある場合

当該法人に係る同項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち同法第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該特定外国法人の同条第一項に規定する課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十六条の九の三第一項の規定の例により計算した金額

四 租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち同法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額（同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該特定外国法人の同条第一項に規定する個別課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十八条の九十三の三第一項の規定の例により計算した金額

4及び5 略

6 内国法人が適格合併、適格分割（法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。第十六項及び第九条の八第四項第二号において同じ。）、適格現物出資（同法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項、第十六項及び第九条の八第四項第三号において同じ。）又は適格事後設立（同法第二条第十二号の十五に規定する

当該法人に係る同項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十六条の九の七第二項の規定により当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち同法第六十六条の九の六第一項に規定する課税対象留保金額（同法第六十六条の九の七第二項の規定により当該特定外国法人の同条第一項に規定する課税対象留保金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十六条の九の七第一項の規定の例により計算した金額

十 租税特別措置法第六十八条の九十三の六第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十八条の九十三の七第二項の規定により当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち同法第六十八条の九十三の六第一項に規定する個別課税対象留保金額（同法第六十八条の九十三の七第二項の規定により当該特定外国法人の同条第一項に規定する個別課税対象留保金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十八条の九十三の七第一項の規定の例により計算した金額

4及び5 略

6 内国法人が適格合併、適格分割（法人税法第二条第十二号の十一に規定する適格分割をいう。第十六項及び第九条の九第四項第二号において同じ。）、適格現物出資（同法第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資をいう。以下この項、第十六項及び第九条の九第四項第三号において同じ。）又は適格事後設立（同法第二条第十二号の十五に規定する

適格事後設立をいう。以下この項、第十六項及び第九条の八第四項第四号において同じ。）（以下この条において「適格組織再編成」という。

）により被合併法人、分割法人、現物出資法人（同法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項、第十六項及び第九条の八第四項第三号において同じ。）又は事後設立法人（同法第二条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。以下この項、第十六項及び第九条の八第四項第四号において同じ。）（第十三項、第二十一項及び第二十五項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。

一 三 略

7 17 略

18 適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人（法人税法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。第九条の八第五項において同じ。）又は被事後設立法人（同法第二条第十二号の六の二に規定する被事後設立法人をいう。第九条の八第五項において同じ。）（以下この項において「分割承継法人等」という。）が第六項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日

適格事後設立をいう。以下この項、第十六項及び第九条の九第四項第四号において同じ。）（以下この条において「適格組織再編成」という。

）により被合併法人、分割法人、現物出資法人（同法第二条第十二号の四に規定する現物出資法人をいう。以下この項、第十六項及び第九条の九第四項第三号において同じ。）又は事後設立法人（同法第二条第十二号の六に規定する事後設立法人をいう。以下この項、第十六項及び第九条の九第四項第四号において同じ。）（第十三項、第二十一項及び第二十五項において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び前項の規定の適用については、次の各号に掲げる適格組織再編成の区分に応じ当該各号に定める金額は、当該内国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下この条において「前三年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額とみなす。

一 三 略

7 17 略

18 適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人（法人税法第二条第十二号の五に規定する被現物出資法人をいう。第九条の九第五項において同じ。）又は被事後設立法人（同法第二条第十二号の六の二に規定する被事後設立法人をいう。第九条の九第五項において同じ。）（以下この項において「分割承継法人等」という。）が第六項の規定の適用を受ける場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日

の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第五項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、第六項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

19
～
32
略

(法人税割額から控除する利子割額の計算)

第九条の八 法第五十三条第三十一項の規定により法人税割額から控除する利子割額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

2
～
6
略

の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における第二項及び第五項の規定の適用については、当該分割法人等の分割前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等の控除限度超過額及び道府県民税の控除余裕額のうち、第六項の規定により当該分割承継法人等の前三年内事業年度等の控除限度超過額とみなされる金額及び道府県民税の控除余裕額とみなされる金額は、ないものとする。

19
～
32
略

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う控除法人税割額の範囲)

第九条の八 法第五十三条第三十項に規定する政令で定める金額は、同項の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

2 前項の規定は、法第五十三条第三十一項に規定する更正により減少する部分の金額の範囲について準用する。

(法人税割額から控除する利子割額の計算)

第九条の九 法第五十三条第三十二項の規定により法人税割額から控除する利子割額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 及び二 略

2
～
6
略

(道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲)

第九条の八の二 法第五十三条第四十項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する道府県知事の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

(仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第九条の八の三 道府県知事は、法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正した道府県民税額（以下この項において「更正後道府県民税額」という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合において、法第五十三条第四十項の規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額

二 当該道府県民税の中間納付額のうち納付の順序に従い当該更正後道府県民税額に達するまで順次求めた各道府県民税の中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

2 前項の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 第六条の第十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第五十三条第四十一項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の四 法第五十三条第四十一項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の第十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

(法第五十三条第四十一項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の八の五 道府県知事は、法第五十三条第四十一項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の道府県民税の確定申告書の同項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の道府県民税の

確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項(第一号を除く。)の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項(第一号を除く。)中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

(法第五十三条第四十二項第三号に規定する政令で定める事実)

第九条の八の六 法第五十三条第四十二項第三号に規定する政令で定める
事実は、次に掲げる事実とする。

- 一 法人税法施行令第二十四条の二第二項に規定する事実
- 二 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして総務省令で定めるものがあつたこと(前号に掲げるものを除く。)

(法第五十三条第四十四項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の七 法第五十三条第四十四項に規定する仮装経理法人税割額

がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2| 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

（法第五十三条第四十四項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）

第九条の九 道府県知事は、法第五十三条第四十四項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第四十二項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2| 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

(利子割額控除等不足額の還付の手続)

第九条の九の二 法第五十三條第四十六項の規定によつて利子割額控除等不足額(同条第四十五項に規定する利子割額の控除不足額(同項の規定による充当をした場合にあつては、当該充当をしてもなお充当することのできなかつた金額に相当する部分に限る。))をいう。以下この節において同じ。)の還付を受けようとする法人は、当該利子割額控除等不足額に係る申告書の提出と同時に、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出しなければならない。ただし、法第五十五條第一項又は第三項の規定による更正によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

一 四 略

2 前項の規定による請求書の提出があつた場合においては、当該請求書に記載された同項第三号の金額が過大であると認められる理由があるときを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三條第四十六項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、還付すべき利子割額控除等不足額について、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三條第四十六項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。この場合において、当該還付すべき利子割額控除等不足額のうちに既に還付されることが確定したものは、当該還付すべき利子割額控除等不足額は、その

(利子割額控除等不足額の還付の手続)

第九条の九の二 法第五十三條第四十二項の規定によつて利子割額控除等不足額(同条第四十一項に規定する利子割額の控除不足額(同項の規定による充当をした場合にあつては、当該充当をしてもなお充当することのできなかつた金額に相当する部分に限る。))をいう。以下この節において同じ。)の還付を受けようとする法人は、当該利子割額控除等不足額に係る申告書の提出と同時に、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)に提出しなければならない。ただし、法第五十五條第一項又は第三項の規定による更正によつて利子割額控除等不足額が還付されることとなつた場合においては、この限りでない。

一 四 略

2 前項の規定による請求書の提出があつた場合においては、当該請求書に記載された同項第三号の金額が過大であると認められる理由があるときを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三條第四十二項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、還付すべき利子割額控除等不足額について、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三條第四十二項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。この場合において、当該還付すべき利子割額控除等不足額のうちに既に還付されることが確定したものは、当該還付すべき利子割額控除等不足額は、その

還付されることが確定した金額だけ減額されたものとみなして、還付すべき利子割額控除等不足額を算定する。

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第九条の九の六 法第五十三条第四十七項の規定により控除することができなかつた金額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。)がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

3 第九条の四第一項、第九条の八の三第二項、第九条の八の四第一項、第九条の八の七第一項、第九条の九の三第一項及び第一項の規定による充当については、まず第九条の四第一項の規定による充当をし、次に第九条の八の三第二項の規定による充当、第九条の八の四第一項の規定による充当、第九条の八の七第一項の規定による充当、第九条の九の三第一項の規定による充当及び第一項の規定による充当の順序に充当するものとする。

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の九の七 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還

還付されることが確定した金額だけ減額されたものとみなして、還付すべき利子割額控除等不足額を算定する。

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第九条の九の六 法第五十三条第四十三項の規定により控除することができなかつた金額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。)がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

3 第九条の四、第九条の九の三及び第一項の規定による充当については、まず第九条の四の規定による充当をし、次に第九条の九の三の規定による充当及び同項の規定による充当の順序に充当するものとする。

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の九の七 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還

付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第三十五項（同条第三十七項（同条第三十八項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十八項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度（同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）又は法第五十三条第三十六項（同条第三十七項（同条第三十八項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十八項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度（同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定

付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第三十六項（同条第三十八項（同条第三十九項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度（同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）又は法第五十三条第三十七項（同条第三十八項（同条第三十九項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十九項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度（同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定

による決定をした場合にあっては当該決定をした日)の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第五十三条第三十五項又は第三十六項に規定する更正の請求があつた日(更正の請求がない場合にあっては、これらの規定に規定する更正があつた日)の翌日から起算して一年を経過する日

2
略

(利子割の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第九条の十五 道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、当該下欄に定める額に、当該市町村に係る個人の道府県民税の額を当該道府県内の各市町村に係る個人の道府県民税の合計額で除して得た数値で当該年度前三年度内(交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内)の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額 (当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。 以下この表において同じ。)から、前年度一月から五月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第三十一項(法人税法第七十一条第一

による決定をした場合にあっては当該決定をした日)の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第五十三条第三十六項又は第三十七項に規定する更正の請求があつた日(更正の請求がない場合にあっては、これらの規定に規定する更正があつた日)の翌日から起算して一年を経過する日

2
略

(利子割の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第九条の十五 道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、当該下欄に定める額に、当該市町村に係る個人の道府県民税の額を当該道府県内の各市町村に係る個人の道府県民税の合計額で除して得た数値で当該年度前三年度内(交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内)の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額 (当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。 以下この表において同じ。)から、前年度一月から五月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第三十二項(法人税法第七十一条第一

	<p>項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第百二条第一項（同法第百十九条の規定の適用がある場合を除く。）の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。以下この表において同じ。）の規定により控除し、<u>法第五十三条第四十五項</u>の規定により充当し、又は<u>同条第四十六項</u>の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（前年度一月から五月までの間に同条第二十七項若しくは第二十八項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、<u>法第五十三条第三十一項</u>の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、<u>法第六十五条</u>の第二第一項の規定により前年度三月から七月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により前年度三月から七月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額</p>
十二月	<p>八月から十一月までの間に収入した利子割の収入額から、六月から九月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき<u>法第五十三条第三十一項</u>の規定により控除し、<u>同条第四十五項</u>の規定により充当し、又は同</p>

	<p>項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第百二条第一項（同法第百十九条の規定の適用がある場合を除く。）の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。以下この表において同じ。）の規定により控除し、<u>法第五十三条第四十一項</u>の規定により充当し、又は<u>同条第四十二項</u>の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（前年度一月から五月までの間に同条第二十七項若しくは第二十八項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、<u>法第五十三条第三十二項</u>の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、<u>法第六十五条</u>の第二第一項の規定により前年度三月から七月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により前年度三月から七月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額</p>
十二月	<p>八月から十一月までの間に収入した利子割の収入額から、六月から九月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき<u>法第五十三条第三十二項</u>の規定により控除し、<u>同条第四十一項</u>の規定により充当し、又は同</p>

	<p>条第四十六項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（六月から九月までの間に同条第二十七項若しくは第二十八項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第三十一項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、法第六十五条の二第一項の規定により八月から十一月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により八月から十一月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額</p>
三月	<p>十二月から二月までの間に収入した利子割の収入額から、十月から十二月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第三十一項の規定により控除し、同条第四十五項の規定により充当し、又は同条第四十六項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（十月から十二月までの間に同条第二十七項若しくは第二十八項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第三十一項の規定により控除されるべき額が増</p>

	<p>条第四十二項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（六月から九月までの間に同条第二十七項若しくは第二十八項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第三十二項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、法第六十五条の二第一項の規定により八月から十一月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により八月から十一月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額</p>
三月	<p>十二月から二月までの間に収入した利子割の収入額から、十月から十二月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第三十二項の規定により控除し、同条第四十一項の規定により充当し、又は同条第四十二項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（十月から十二月までの間に同条第二十七項若しくは第二十八項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第三十二項の規定により控除されるべき額が増</p>

2
5
略

加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、法第六十五条の二第一項の規定により十二月から二月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により十二月から二月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額

(繰越欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の三 略

2
及び
3 略

4 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第二項中「欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第五項又は第九項」とあるのは「未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第四項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）及び個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項及び第五項において

2
5
略

加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、法第六十五条の二第一項の規定により十二月から二月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により十二月から二月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額

(繰越欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の三 略

2
及び
3 略

4 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第二項中「欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第五項又は第九項」とあるのは「未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第四項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）及び個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項及び第五項において

て同じ。) (同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。)をいい、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第五項」と、「欠損金額に限るものとし、前項」とあるのは「欠損金額等(同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額(第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。次項及び第五項において同じ。)」と、「除く。以下この項において「未処理欠損金額」という」とあるのは「除く。」をいう。以下この項において同じ」と、「生じた未処理欠損金額」とあるのは「生じた未処理欠損金額等(被合併法人等欠損金額に限る。)」と、「当該未処理欠損金額」とあるのは「当該未処理欠損金額等」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額とみなし、当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等(被合併法人等個別欠損金額に限る。)」は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前七年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の各事業年度(当該合併法人等の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等(被合併法人等個別欠損金額に限る。))にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度)において生じた個別欠損金額」と、同条第三項中「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の

て同じ。) (同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。)をいい、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第五項」と、「欠損金額に限るものとし、前項」とあるのは「欠損金額等(同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額(第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。次項及び第五項において同じ。)」と、「除く。以下この項において「未処理欠損金額」という」とあるのは「除く。」をいう。以下この項において同じ」と、「生じた未処理欠損金額」とあるのは「生じた未処理欠損金額等(被合併法人等欠損金額に限る。)」と、「当該未処理欠損金額」とあるのは「当該未処理欠損金額等」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額とみなし、当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等(被合併法人等個別欠損金額に限る。)」は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前七年内事業年度開始の日の属する当該合併法人等の各事業年度(当該合併法人等の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等(被合併法人等個別欠損金額に限る。))にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度)において生じた個別欠損金額」と、同条第三項中「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の

三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第五項中「欠損金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む、この項又は第九項）」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（同条第四項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同条第四項の規定により読み替えられたこの項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項）」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、法人税法施行令百十二条第二項中「欠損金額（同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第五項又は第九項）」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）（同

三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第五項中「欠損金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む、この項又は第九項）」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（同条第四項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同条第四項の規定により読み替えられたこの項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項）」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、法人税法施行令百十二条第二項中「欠損金額（同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第五項又は第九項）」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）（同

令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、「（当該欠損金額」とあるのは「（当該欠損金額等」と、「内国法人の欠損金額」とあるのは「内国法人の欠損金額又は個別欠損金額」と、「とし、当該欠損金額が同条第六項に規定する分割型分割を行った場合又は同項に規定する承認の取消し等の場合において同項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額とみなされたものであるときは当該分割型分割の日の前日の属する事業年度又は同項に規定する最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度（以下この項において「分割前事業年度等」という。）とする」とあるのは「とする」と、「直前適格合併等事業年度若しくは分割前事業年度等」とあるのは「直前適格合併等事業年度」と、同条第三項中「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、同条第八項第一号中「欠損金額（法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第五項又は第九項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠

令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、「（当該欠損金額」とあるのは「（当該欠損金額等」と、「内国法人の欠損金額」とあるのは「内国法人の欠損金額又は個別欠損金額」と、「とし、当該欠損金額が同条第六項に規定する分割型分割を行った場合又は同項に規定する承認の取消し等の場合において同項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額とみなされたものであるときは当該分割型分割の日の前日の属する事業年度又は同項に規定する最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度（以下この項において「分割前事業年度等」という。）とする」とあるのは「とする」と、「直前適格合併等事業年度若しくは分割前事業年度等」とあるのは「直前適格合併等事業年度」と、同条第三項中「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、同条第八項第一号中「欠損金額（法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第五項又は第九項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠

損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。次条第一項において同じ。）」と、「法第五十七条第五項又は第九項」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、同条第十項中「同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格合併等の前に同条第二項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格合併等の前に同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該内国法人」と、同令第百十三条第一項中「同条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（同条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、当該特定資本関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第一項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含む、同令第二十条の

損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。次条第一項において同じ。）」と、「法第五十七条第五項又は第九項」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、同条第十一項中「同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格合併等の前に同条第二項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格合併等の前に同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該内国法人」と、同令第百十三条第一項中「同条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同条第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（同条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、当該特定資本関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第一項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含む、同令第二十条の

三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「法第五十七条第五項又は第九項」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同号口中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「同条第五項又は第九項」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、「規定する欠損金額又は個別欠損金額」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同条第二項及び第四項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同令第一百六条の二第三項中「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」として、これらの規定の例によるものとする。

5 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第一百十二条第十三項及び第十四項の規定の例によらないものとする。

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い控除又は還付される納付事業税額の範囲)

三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「法第五十七条第五項又は第九項」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同号口中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「同条第五項又は第九項」とあるのは「同令第二十条の三第四項の規定により読み替えられた法第五十七条第五項」と、「規定する欠損金額又は個別欠損金額」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同条第二項及び第四項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同令第一百六条の二第三項中「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」として、これらの規定の例によるものとする。

5 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第一百十二条第十四項及び第十五項の規定の例によらないものとする。

(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い控除される納付事業税額の範囲)

第二十四条の二 法第七十二条の二十四の十第二項に規定する政令で定める金額は、当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割の額のうち法人が法第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定によつて提出した申告書に記載された事業税額として納付されたものとする。

(仮装経理事業税額に係る中間納付額に係る延滞金の還付)

第二十四条の二の二 道府県知事は、法第七十二条の二十四の十第二項に規定する更正に係る事業税額（以下この項において「更正後事業税額」という。）が当該法人の当該更正後事業税額に係る法第七十二条の二十八第四項に規定する中間納付額（以下この節において「中間納付額」という。）に満たない場合において、法第七十二条の二十四の十第二項の規定により当該更正後事業税額に係る同項に規定する仮装経理事業税額を還付しないとき、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該中間納付額について納付された法第七十二条の四十四又は第七十二条の四十五の規定による延滞金があるときは、当該延滞金のうち当該仮装経理事業税額に係る中間納付額に対応するものとして、当該中間納付額について納付された延滞金額に当該中間納付額のうち当該仮装経理事業税額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 当該中間納付額について納付された延滞金額

二 当該中間納付額のうち納付の順序に従い当該更正後事業税額に達す

第二十四条の二 法第七十二条の二十四の十第一項に規定する政令で定める金額は、当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割の額のうち法人が法第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定によつて提出した申告書に記載された事業税額として納付されたものとする。

るまで順次求めた各中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額

2| 前項の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

3| 第六条の第十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

（法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額の充当）

第二十四条の二三 法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理事業税額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2| 第六条の第十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

（法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額を還付する場合の還付加算金の計算）

第二十四条の二の四 道府県知事は、法第七十二条の二十四の十第三項に規定する仮装経理事業税額を還付する場合においては、法第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の法第七十二条の二

十四の十第三項に規定する提出期限（当該提出期限後に当該申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。）の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理事業税額に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理事業税額」と読み替えるものとする。

（法第七十二条の二十四の十第四項第三号に規定する政令で定める事実）

第二十四条の二の五 法第七十二条の二十四の十第四項第三号に規定する政令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

- 一 法人税法施行令第二十四条の二第一項に規定する事実
- 二 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして総務省令で定めるものがあつたこと（前号に掲げるものを除く。）。

（法第七十二条の二十四の十第七項に規定する仮装経理事業税額の充当）

第二十四条の二の六 法第七十二条の二十四の十第七項に規定する仮装経理事業税額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理事業税額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

（法第七十二条の二十四の十第七項に規定する仮装経理事業税額を還付する場合の還付加算金の計算）

第二十四条の二の七 道府県知事は、法第七十二条の二十四の十第七項に規定する仮装経理事業税額を還付する場合には、同条第四項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理事業税額に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」

とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理事業税額」と読み替えるものとする。

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第二十四条の二の八 略

2 略

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第二十四条の二の九 略

(中間納付額の還付の手続)

第二十五条 法第七十二条の二十八第四項の規定によつて中間納付額

の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 四 略

2 略

(還付すべき中間納付額の充当)

第二十七条 略

2 略

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第二十四条の二の二 略

2 略

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第二十四条の二の三 略

(中間納付額の還付の手続)

第二十五条 法第七十二条の二十八第四項の規定によつて同項に規定する

中間納付額(以下「中間納付額」という。)の還付を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 四 略

2 略

(還付すべき中間納付額の充当)

第二十七条 略

2 略

3 第二十四条の二の二第二項、第二十四条の二の三第一項、第二十四条の二の六第一項、第二十四条の二の八第一項及び第一項の規定による充当については、まず同項の規定による充当をし、次に第二十四条の二の二第二項の規定による充当、第二十四条の二の三第一項の規定による充当、第二十四条の二の六第一項の規定による充当及び第二十四条の二の八第一項の規定による充当の順序に充当するものとする。

(法第七十三条の四第一項第三号の職業訓練法人)
第三十六条の四 略

(法第七十三条の四第一項第三号の二の医療法人)
第三十六条の五 法第七十三条の四第一項第三号の二に規定する政令で定める医療法人は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法第六十七条の二第

3 第二十四条の二の二及び第一項の規定による充当については、まず同項の規定による充当をした後において、同条の規定による充当をするものとする。

(法第七十三条の四第一項第三号の医療法人)
第三十六条の四 法第七十三条の四第一項第三号に規定する政令で定める医療法人は、租税特別措置法第六十七条の二第一項の承認を受けている医療法人とする。

(法第七十三条の四第一項第三号の医療関係者)
第三十六条の五 法第七十三条の四第一項第三号に規定する政令で定める医療関係者は、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士とする。

(法第七十三条の四第一項第三号の職業訓練法人)
第三十六条の六 略

一項の承認を受けている医療法人とする。

(法第七十三条の四第一項第三号の二の医療関係者)

第三十六条の六 法第七十三条の四第一項第三号の二に規定する政令で定

める医療関係者は、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士とする。

(法第七十三条の四第一項第四号の二の政令で定める者等)

第三十六条の八 略

2 法第七十三条の四第一項第四号の二に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。以下この条から第三十六条の十まで及び第三十六条の十二において同じ。）及び前項第一号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の五に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設

の用に供する不動産

二 略

三 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十条に規定する助産施設、同法第三十九条に規定する保育所及び同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センターの用に供す

(法第七十三条の四第一項第四号の二の政令で定める者等)

第三十六条の八 略

2 法第七十三条の四第一項第四号の二に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。以下この条から第三十六条の十まで及び第三十六条の十二において同じ。）及び前項第一号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の五に規定する情緒障害児短期治療施設、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設及び同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センターの用に供する不動産

二 略

三 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十条に規定する助産施設及び同法第三十九条に規定する保育所の用に供す

る不動産

(法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等)

第三十六条の十 略

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 五 略

六 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号及び第十二号に掲げる事業の用に供する不動産

(法第七十三条の四第一項第八号の二の不動産)

第三十七条の二の三 法第七十三条の四第一項第八号の二に規定する医療

法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人が直接同項第四号に規定する救急医療等確保事業に係る業務(同項第五号に規定する基準に適合するものに限る。)の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該

る不動産

(法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者等)

第三十六条の十 略

2 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 五 略

六 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号及び第十二号に掲げる事業の用に供する不動産

業務の用に供する不動産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産以外のものとする。

(法第七十三条の四第一項第十一号の不動産)

第三十七条の二の四 略

2 略

(法第七十三条の四第一項第十三号の不動産)

第三十七条の二の五 略

(法第七十三条の四第一項第十四号の不動産)

第三十七条の二の六 略

(法第七十三条の四第一項第十五号の不動産)

第三十七条の二の七 略

(法第七十三条の四第一項第十一号の不動産)

第三十七条の二の三 略

2 略

(法第七十三条の四第一項第十三号の不動産)

第三十七条の二の四 略

(法第七十三条の四第一項第十四号の不動産)

第三十七条の二の五 略

(法第七十三条の四第一項第十五号の不動産)

第三十七条の二の六 略

(法第七十三条の四第一項第二十四号の不動産)

第三十七条の五の三 法第七十三条の四第一項第二十四号に規定する独立行政法人空港周辺整備機構が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十八条第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

（法第七十三条の五）の不動産）

第三十七条の十一 法第七十三条の五 に規定する土地開発公社が公

有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十七条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する次に掲げる不動産とする。

一及び二 略

（法第七十三条の二十七の六第一項の政令で定める区域）

第三十九条の六 法第七十三条の二十七の六第一項に規定する政令で定める区域は、農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域 とする。

第七節 自動車取得税

（法第一百三十三条第二項の自動車の付加物）

- 一 緑地帯、公園その他の緩衝地帯の用に供する土地
- 二 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもの
- 三 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第八条の二に規定する第一種区域内から住居を移転する者のための住宅の用に供する土地

（法第七十三条の五第二項の不動産）

第三十七条の十一 法第七十三条の五第二項に規定する土地開発公社が公

有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十七条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する次に掲げる不動産とする。

一及び二 略

（法第七十三条の二十七の六第一項の政令で定める区域）

第三十九条の六 法第七十三条の二十七の六第一項に規定する政令で定める区域は、農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域とする。

第七節 削除

第四十二条 法第十三条第二項に規定する自動車に付加して一体となつて
いる物として政令で定めるものは、次に掲げる物とする。

一 ラジオ、ヒーター、クーラーその他の自動車に取り付けられる自動
車の附属物

二 特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な機械又は装
置のうち人又は物を運送するために用いられるもの

(法第十三条第二項の自動車の取得)

第四十二条の二 法第十三条第二項に規定する政令で定める自動車の取
得は、道路(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条
第六項に規定する道路をいう。)以外の場所のみにおいてその用い方に
従い用いられる自動車その他運行(法第十四条第三項に規定する運行
をいう。)の用に供されない自動車の取得とする。

(法第十五条第一項ただし書の自動車の取得)

第四十二条の三 法第十五条第一項ただし書に規定する地方公営企業の
用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものは、地方公営企
業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項第三号から第七
号までに掲げる事業の用に供するための自動車の取得とする。

2 法第十五条第一項ただし書に規定する地方独立行政法人法(平成十
五年法律第十八号)第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するため
の自動車の取得のうち政令で定めるものは、同号ハからトまでに掲げる
事業に係る業務又は同条第六号に掲げる業務(同条第三号ハからトまで

に掲げる事業に係るものに限る。)の用に供するための自動車の取得とする。

(法第百十五条第二項第二号の分割等)

第四十二条の四 第三十七条の十四の規定は、法第百十五条第二項第二号に規定する政令で定める分割について準用する。

2 第三十七条の十四の二の規定は、法第百十五条第二項第三号に規定する政令で定める場合について準用する。

(法第百十八条第二項第一号の自動車の取得)

第四十二条の五 第五条第一項の規定は、法第百十八条第二項第一号に規定する政令で定める者について準用する。この場合において、同項各号中「納税者又は特別徴収義務者」とあり、及び「納税者若しくは特別徴収義務者」とあるのは、「自動車を取得した者」と読み替えるものとする。

2 法第百十八条第二項第一号に規定する政令で定める自動車の取得は、当該自動車に係る同項に規定する通常の取引価額として総務省令で定めるところにより算定した金額と異なる取得価額による自動車の取得とする。

(法第百三十二条第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十二条の六 法第百三十二条第六項に規定する申告書の提出期限まで

に提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第百三十二条第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、自動車取得税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納付されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第百三十二条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）

ロ 道府県知事が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

（自動車取得税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱
い）

第四十二条の七 法第百三十三条第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合には、同項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第百三十二条第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収するものとする。

(法第四十三條第一項及び第二項の率)

第四十二條の八 法第四十三條第一項及び第二項の政令で定める率は、百分の九十五とする。

(自動車取得税の交付の基準及び時期等)

第四十二條の九 道府県は、毎年度、法第四十三條第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村(特別区を含む。)に対し交付する場合には、当該自動車取得税額の二分の一の額を市町村道(同項の市町村道をいう。以下この条において同じ。)の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積であん分して、次項に定めるところにより交付するものとする。

2 道府県は、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ同表の下欄に定める額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月における同月において収入すべき自動車取得税の収入見込額と同月において収入した自動車取得税の収入額(当該期間内に過誤納に係る自動車取得税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)との差額を、四月から七月までの間に収入した自動車取得税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の六十六・五に相当する額

十二月	八月から十一月までの間に収入した自動車取得税の収入額の百分の六十六・五に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した自動車取得税の収入額と三月において収入すべき自動車取得税の収入見込額との合算額の百分の六十六・五に相当する額

3| 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4| 道府県は、第二項に規定する交付時期ごとに交付すべき額として第一項の規定を適用して計算する場合において、市町村道の延長であん分して得た額又は市町村道の面積であん分して得た額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期ごとに交付すべき額とする。

第四十二条の十 法第四百四十三条第二項の指定市（以下この条において「指定市」という。）を包括する道府県（以下この条において「指定道府県」という。）は、毎年度、当該指定市に対し、次に掲げる金額の合算額を交付するものとする。

一 当該指定道府県が収入した自動車取得税額の百分の二十八・五の額の二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等（法第四百四十三条第二項の一般国道等をいう。以下この項において同じ。）の延長のうちに当該指定市の区域内に存する一般国道等の

延長の占める割合を乗じて得た額

- 2| 当該指定道府県が収入した自動車取得税額の百分の二十八・五の額の二分の一に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうちに当該指定市の区域内に存する一般国道等の面積の占める割合を乗じて得た額
- 2| 前項の割合を算定する場合において、小数点三位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

- 3| 前条第二項及び第三項の規定は、指定道府県が第一項の規定による交付をする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「百分の六十六・五に相当する額」とあるのは、「につき次条第一項の定めるところにより算定した金額」と読み替えるものとする。

第四十二条の十一 前二条に定めるもののほか、自動車取得税額の交付に
関し必要な事項は、総務省令で定める。

第七節の二 軽油引取税

(法第四百四十四条第一項第一号の規格)

第四十三条 法第四百四十四条第一項第一号に規定する政令で定める規格は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一| 分留性状九十パーセント留出温度が二百六十七度を超えないこと。
- 二| 分留性状九十パーセント留出温度が四百度を超えること。
- 三| 前号に掲げるもののほか、残留炭素分が〇・二パーセントを超える

こと。

- 四 前二号に掲げるもののほか、引火点が温度百三十度を超えること。
- 2 前項の規格は、工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）によつて定められる石油製品の試験等の方法に関する日本工業規格により認定するものとする。

（法第四十四条の二第六項の軽油の数量の算定）

第四十三条の二 法第四十四条の二第六項に規定する軽油の数量で政令で定めるところによつて算定したものは、軽油引取税の特別徴収義務者
がその特別徴収の義務が消滅した時に所有している軽油（引渡しの後現
実の納入が行われていない軽油を含む。）の数量（法第二章第七節の二
（同項を除く。）の規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき
軽油に相当する部分の数量を除く。）から次に掲げる軽油の数量（同節
（同項を除く。）の規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき
軽油に相当する部分の数量を除く。）を控除して得た数量とする。

- 一 特別徴収の義務の消滅した者が元売業者である場合において、当該特別徴収の義務が消滅した者の所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。）を法第四十四条の十八第一項第四号の期限までに他の元売業者が引取りを行つたときにおける当該引取りに係る軽油の数量

二 軽油引取税の特別徴収義務者の死亡又は合併により特別徴収の義務が消滅した場合において、その者の相続人又は当該合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人で当該特別徴収の義務

が消滅した者の所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。）を承継したものが、引き続き特別徴収義務者として指定されているときにおける当該承継に係る軽油の数量

（法第四百四十四条の三第二項の政令で定める炭化水素油）

第四十三条の三 法第四百四十四条の三第二項に規定する自動車の内燃機関の用に供することができる認められる炭化水素油で政令で定めるものは、次に掲げる規格を有する炭化水素油とし、金属圧延の用に供する炭化水素油その他の炭化水素油で総務大臣が指定するものを除くものとする。

- 一 温度十五度における比重が〇・八七六二を超えないこと。
- 二 分留性状九パーセント留出温度が二百六十七度を超えないこと。
- 三 残留炭素分が〇・二パーセントを超えないこと。

2 前項の規格を有する炭化水素油には、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含み、同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを除く。）を含まないものとする。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の規格について準用する。

（法第四百四十四条の三第三項の道府県知事に対する届出及びその承認）

第四十三条の四 法第四百四十四条の三第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、同条第三項の承認を受けようとする場合においては、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を

記載した届出書を同項の道府県知事に提出して当該道府県知事の承認書の交付を受けなければならない。

2 前項の届出書及び承認書の様式は、総務省令で定める。

(法第百四十四条の四第一項の施設又は設備を所有する者)

第四十三条の五 法第百四十四条の四第一項に規定する施設又は設備を所有する者で政令で定めるものは、同項に規定する施設又は設備（以下この条において「施設等」という。）を所有する者で同項に規定する納税義務者又は同項に規定する軽油の製造を行つた者に施設等を貸し付け、又は使用させた者とする。

(法第百四十四条の六の石油化学製品及び用途)

第四十三条の六 法第百四十四条の六に規定する政令で定める石油化学製品は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条に規定する原料の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる石油化学製品について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。

一 エチレン、プロピレン、ブチレン、ノルマルパラフィン、硝酸油剤爆薬、潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤	原料（ノルマルパラフィンにあつては、ノルマルパラフィンとなる部分に限る。）の用途
二 ポリプロピレン	製造工程における物性改良のためのアモルファスポリマーの粘性低

(法第四百四十四条の七第一項の元売業者の指定の要件)

第四十三条の七 法第四百四十四条の七第一項に規定する政令で定める要件

は、次の各号のすべてに該当することとする。

一 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することその他の事情から軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められること。

二 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 法第四百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消された者（次条第二号又は第三号の要件により元売業者の指定を取り消された者を除く。ロにおいて同じ。）で、その取消しの日から起算して二年を経過しないもの

ロ 法第四百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消された者が法人である場合において、その取消しの原因となった事実があつた日以前一年以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第四十三条の九において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して二年を経過しないもの

ハ 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者

- 二 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者
- ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

（法第四百四十四条の七第二項の元売業者の指定の取消しの要件）

第四十三条の八 法第四百四十四条の七第二項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 偽りその他不正の行為により法第四百四十四条の七第一項の規定による元売業者の指定を受けたこと。
- 二 法第四百四十四条の七第一項各号に該当しなくなつたこと。
- 三 一年以上引き続き軽油の製造、輸入又は販売をしていないこと。
- 四 元売業者又は元売業者の代理人、使用人その他の従業者（以下この条、第四十三条の十及び第四十三条の十二において「代理人等」という。）が、法第四百四十四条の十一第一項若しくは第四百四十四条の三十第一項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第四百四十四条の十一第三項若しくは第四百四十四条の三十

八 第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したこと（元売業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該元売業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

五 元売業者又は元売業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項又は第四百四十四条の三十八第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示したこと（元売業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該元売業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 元売業者又は元売業者の代理人等が、法第四百四十四条の十一第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第四百四十四条の三十八第一項の規定による総務省の職員の問題に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと（元売業者の代理人等が答弁をせず又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をするのを防止するため、当該元売業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

七 法第四百四十四条の三十二第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに同項各号の行為を行い、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたこと。

八 法第四百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したこと。

九 法第四百四十四条の三十三第二項又は第三項の罪に当たる行為をしたこと。

十 法第百四十四条の三十四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽つたこと。

十一 法第百四十四条の三十五第一項若しくは第三項の規定による報告若しくは同条第五項の規定による通知をせず、又はその報告若しくは通知を偽つたこと。

十二 元売業者の代理人等又は元売業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第百四十四条の五十四において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

十三 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第百四十四条の十四第二項の規定により徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたこと。

十四 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第百四十四条の二十第一項の規定により命じられた担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を、その指定された期限までにしないこと。

(法第百四十四条の八第一項の仮特約業者の欠格要件)

第四十三条の九 法第百四十四条の八第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者その他その経営の基礎が薄弱であると認められる者であること。

二 法第四百四十四条の八第三項の規定により仮特約業者の指定を取り消された者（次条第二号に該当するものとして仮特約業者の指定を取り消された者を除く。第四号において同じ。）で、その取消しの日から起算して二年を経過しないものであること。

三 法第四百四十四条の九第三項、第五項本文又は第六項後段の規定により特約業者の指定を取り消された者（第四十三条の十一第二号、第四号若しくは第五号の要件に該当せず、又は第四十三条の十二第二号の要件に該当することにより、特約業者の指定を取り消された者を除く。次号において同じ。）で、その取消しの日から起算して二年を経過しないものであること。

四 法第四百四十四条の八第三項の規定により仮特約業者の指定を取り消された者又は法第四百四十四条の九第三項、第五項本文若しくは第六項後段の規定により特約業者の指定を取り消された者が法人である場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から起算して二年を経過しないものであること。

五 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者であること。

六 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（料料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受

けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であること。

七 法人であつて、その役員のうち第二号から前号までのいずれかに該当する者があること。

（法第百四十四条の八第三項の仮特約業者の指定の取消しができる場合）

第四十三条の十 法第百四十四条の八第三項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 偽りその他不正の行為により法第百四十四条の八第一項の規定による仮特約業者の指定を受けた場合

二 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者でなくなつた場合

三 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第百四十四条の十一第一項若しくは第百四十四条の三十八第一項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第百四十四条の十一第三項若しくは第百四十四条の三十八第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した場合（仮特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）

四 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第百四十四条の十一第一項又は第百四十四条の三十八第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記

録をしたものを提示した場合（仮特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）

五 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第百四十四条の十一第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第百四十四条の三十八第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をせず又は虚偽の答弁をした場合（仮特約業者の代理人等が答弁をせず又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）

六 法第百四十四条の三十二第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに同項各号の行為を行い、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた場合

七 法第百四十四条の三十二第三項又は法第百四十四条の三十六の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した場合

八 法第百四十四条の三十三第二項又は第三項の罪に当たる行為をした場合

九 法第百四十四条の三十四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽った場合

十 法第百四十四条の三十五第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は偽った場合

十一 仮特約業者の代理人等又は仮特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定によ

り罰金以上の刑に処せられ、又は法第百四十四条の五十四において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行した場合

(法第百四十四条の九第一項の特約業者の指定の要件)

第四十三条の十一 法第百四十四条の九第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

- 一 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することその他の事情から軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められること。
- 二 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者であること。
- 三 第四十三条の九各号のいずれにも該当しないこと。
- 四 次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 仮特約業者として一年以上引き続き軽油（第二号の販売契約に基づき、当該元売業者から供給を受けた軽油に限る。ロにおいて同じ。）の販売をしている者
 - ロ 仮特約業者として三月以上引き続き軽油の販売をしている者で、当該仮特約業者の納入すべき軽油引取税に係る地方団体の徴収金について当該元売業者が総務省令で定めるところにより保証するもの
- 五 軽油の销售量その他の事項について総務省令で定める基準に該当する者であること。

(法第百四十四条の九第三項の特約業者の指定の取消しの要件)

第四十三条の十二 法第百四十四条の九第三項に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 偽りその他不正の行為により法第百四十四条の九第一項の規定による特約業者の指定を受けたこと。

二 一年以上引き続き軽油の販売をしていないこと。

三 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第百四十四条の十一第一項若しくは法第百四十四条の三十八第一項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第百四十四条の十一第三項若しくは法第百四十四条の三十八第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したこと(特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

四 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第百四十四条の十一第一項又は法第百四十四条の三十八第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示したこと(特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

五 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第百四十四条の十一第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第百四十四条の三十八第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと(特約業者の代理人等が答弁をせず又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をするこ

とを防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 法第四百四十四条の三十二第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに同項各号の行為を行い、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたこと。

七 法第四百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したこと。

八 法第四百四十四条の三十三第二項又は第三項の罪に当たる行為をしたこと。

九 法第四百四十四条の三十四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽つたこと。

十 法第四百四十四条の三十五第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は偽つたこと。

十一 特約業者の代理人等又は特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第二章第七節の二の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第四百四十四条の五十四において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

十二 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第四百四十四条の第十四第二項の規定により徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたこと。

十三 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第四百四十四条の二十第一

項の規定により命じられた担保の提供、増担保の提供、保証人の変更
その他担保を確保するため必要な行為を、その指定された期限までに
しないこと。

(法第百四十四条の十四第三項の引取りの際減少すべき軽油の数量)

第四十三条の十三 法第百四十四条の十四第三項に規定する政令で定める
数量は、特約業者からの引取りに係る軽油については当該軽油の数量に
百分の一を乗じて得た数量とし、元売業者からの引取りに係る軽油につ
いては当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量とする。

(法第百四十四条の二十第一項の担保の提供)

第四十三条の十四 道府県知事は、法第百四十四条の二十第一項の規定に
基づき担保の提供を命ずる場合には、これを提供すべき期限を指定する
ものとする。

2 前項の担保は、道府県知事の承認を受けた場合には、順次その総額を
分割して提供することができる。

3 法第百四十四条の二十第一項の規定により指定する期間は一年を限度
とし、同項の規定により指定する金額はその提供を命ずる期間における
軽油引取税の額に相当する額として道府県知事が認める額を限度とする
。

4 第六条の十及び第六条の十一の規定は、法第百四十四条の二十第一項
の規定によつて提供すべき担保について準用する。

(軽油引取税に係る免税の手続)

- 第四十三条の十五** 法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油使用者（以下この条において「免税軽油使用者」という。）は、法第四百四十四条の二十一第二項に規定する免税軽油使用者証（以下この条において「免税軽油使用者証」という。）の交付を受けようとする場合においては、法第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税軽油（以下この条において「免税軽油」という。）の用途、当該用途に係る機械又は設備（以下この条において「免税機械等」という。）の明細その他総務省令で定める事項を記載した申請書に、第十五項第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付して、これをその交付を受けようとする道府県知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書及び書面の様式は、総務省令で定める。
- 3 免税軽油使用者証には、免税軽油の用途、当該用途に係る免税機械等の明細、有効期間その他総務省令で定める事項を記載するものとし、その様式は、総務省令で定める。
- 4 免税軽油使用者証の有効期間は、免税軽油使用者証を交付した日から起算して三年を超えない範囲内において免税軽油使用者ごとに当該道府県知事が定める期間を経過する日までとする。
- 5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、その交付を受けた道府県知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。
- 6 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免

税軽油の引取りを必要としなくなつたとき、又は当該免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく、当該免税軽油使用者証をその交付を受けた道府県知事に返納しなければならない。

7| 免税軽油使用者が法第四十四条の二十一第一項に規定する免税証（以下この条及び第四十三条の十七において「免税証」という。）の交付を受けようとする場合においては、その都度、免税軽油使用者証を提示して同項の規定による申請書を道府県知事に提出しなければならない。

8| 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。

9| 第七項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第四十四条の二十一第二項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第七項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した明細書を添付しなければならない。

10| 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から起算して一年を超えない範囲内において免税軽油使用者ごとに当該道府県知事が定める期間を経過する日までとする。

11| 第六項の規定は、免税証について準用する。

12| 第七項の申請書及び第九項の明細書の様式は、総務省令で定める。

13| 免税軽油使用者は、その主たる事務所若しくは事業所所在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の道府県知事に免税証の交付を申請しようとする。

する場合においては、当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、当該道府県知事以外の道府県知事に免税証の交付を申請する旨並びに免税証の交付を受けようとする道府県ごとの免税機械等の種類、数量及び所在地その他必要な事項を記載した届出書を提出するとともに、その写しを免税証の交付を受けようとする道府県知事に提出しなければならない。ただし、免税軽油使用者である国の行政機関の長が免税証の交付を申請しようとするときは、この限りでない。

14) 前項の届出書の様式は、総務省令で定める。

15) 法第四十四条の二十一第三項に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

一 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第四十四条の二十一第四項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して二年を経過しない者であるとき。

二 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 免税軽油使用者が法人であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不相当と認めるとき。

16) 法第百四十四条の二十一第六項に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

一 免税軽油使用者が前項第一号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 免税軽油使用者が法第百四十四条の二十七第一項の規定に違反して報告書を提出しないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、免税証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不相当と認めるとき。

17) 法第百四十四条の二十一第九項の規定による通知は、総務省令で定める様式の通知書でしなければならない。

(法第百四十四条の二十九第一項の担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続)

第四十三条の十六 法第百四十四条の二十九第一項に規定する政令で定める要件は、同条の規定による徴収猶予の申請をした軽油引取税の特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前三年以内において軽油引取税に係る地方団体の徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における軽油引取税に係る地方団体の徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る軽油引取税を納

入することが確実と認められることとする。

2| 第六条の十の規定は、法第百四十四条の二十九第一項の規定により徴する担保の提供手続について準用する。

(法第百四十四条の三十一第四項の免除又は還付の手続)

第四十三条の十七 道府県知事は、法第百四十四条の三十一第四項の規定により軽油引取税額の納入を免除し、又は納入に係る軽油引取税額を還付しようとする場合においては、同項の免税取扱特別徴収義務者に、同項の規定により免税証を交付した道府県知事の承認を得たことを証する書面を提出させなければならない。

(法第百四十四条の四十七第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十三条の十八 法第百四十四条の四十七第六項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第百四十四条の四十七第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、軽油引取税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納入し、又は納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納入さ

れ、又は納付されていた場合

イ 口に掲げる場合以外の場合 当該納入し、又は納付すべき税額に係る法第百四十四条の十四第二項又は第百四十四条の十八の納期限

(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)

ロ 道府県知事が当該申告書に係る納入又は納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

（軽油引取税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い

）
第四十三条の十九 法第百四十四条の四十八第一項の規定により、過少申

告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合には、同項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同項に規定する不足金額に相当する金額を、法第百四十四条の四十七第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収するものとする。

（法第百四十四条の六十第一項の率）

第四十三条の二十 法第百四十四条の六十第一項の政令で定める率は、十分の九とする。

（法第百四十五条第一項に規定する政令で定める自動車）

第四十四条 法第百四十五条第一項に規定する政令で定める自動車は、道

（法第百四十五条第一項に規定する政令で定める自動車）

第四十四条 法第百四十五条第一項に規定する政令で定める自動車は、道

路運送車両法

第三条にいう大型特殊

自動車とする。

(外国の所得税等の額の控除)

第四十八条の九の二 法第三百十四条の八に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）の範囲については所得税法施行令第二百二十一条の規定を準用し、外国の所得税等の額については所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額の計算の例による。

258 略

(市町村民税の中間納付額の還付の手続等)

第四十八条の十二 第九条の二から第九条の六までの規定は、法第三百二十一条の八第二十五項の規定によつて、同項に規定する市町村民税の中間納付額（以下この節において「市町村民税の中間納付額」という。）を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と、「法第五十三条」とあるのは「法第三百二十一条の八」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「法第五十五条」とあるのは「法第三百二十一条の十一」と、「道府県内」とあるのは「市町村内」と、「道府県民税額」とあるのは「市町村民税額」と、「法第五十六条」とあるのは「法第三百二十一条の十二」と、「第六十四条」とあるのは「第三百二十六条」と読み替えるものとする。

路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条にいう大型特殊

自動車とする。

(外国の所得税等の額の控除)

第四十八条の九の二 法第三百十四条の八に規定する外国の所得税等（以下この条において「外国の所得税等」という。）の範囲については所得税法施行令第二百二十一条の規定を準用し、外国の所得税等の額については所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額の計算の例による。

258 略

(市町村民税の中間納付額の還付の手続等)

第四十八条の十二 第九条の二から第九条の六までの規定は、法第三百二十一条の八第二十五項の規定によつて、市町村民税の中間納付額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と、「法第五十三条」とあるのは「法第三百二十一条の八」と、「道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「法第五十五条」とあるのは「法第三百二十一条の十一」と、「道府県内」とあるのは「市町村内」と、「道府県民税額」とあるのは「市町村民税額」と、「法第五十六条」とあるのは「法第三百二十一条の十二」と、「第六十四条」とあるのは「第三百二十六条」と読み替えるものとする。

2及び3 略

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三 略

2 略

3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第三百二十一条の八第二十九項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

2及び3 略

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三 略

2 略

3 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額は、法第三百二十一条の八第二十九項の規定の適用については、外国の法人税等の額とみなす。

一 法人税法第六十九条第八項に規定する外国子会社から受ける同項に規定する配当等の額（同条第九項及び第十二項の規定により当該外国子会社から受けた同条第八項に規定する配当等の額とみなされるものを含む。）がある場合、当該外国子会社の所得に対して課される同条第一項に規定する外国法人税（以下この項において「外国法人税」という。）の額（同条第九項及び第十一項（同条第十二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち当該配当等の額に対応するものとして同条第八項の規定の例により計算した金額

二 法人税法第八十一条の十五第八項に規定する外国子会社から受ける同項に規定する配当等の額（同条第九項及び第十二項の規定により当該外国子会社から受けた同条第八項に規定する配当等の額とみなされるものを含む。）がある場合、当該外国子会社の所得に対して課され

一 租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。）の額（租税特別措置法第六十六条の七第二項の規定により当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち同法第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額（同法第六十六条の七第二項の規定により当該特定外国子会社等の同条第一項に規定する課税対象金額）とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十六条の七第一項の規定の例により計算した金額

二 租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち同法第六十八条の九十第一項に規定する個別課税対象金額（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該特定外国子会社等の同条第一項に規定する個別課税対象金額）と

る外国法人税の額（同条第九項及び第十一項（同条第十二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により当該外国子会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち当該配当等の額に対応するものとして同条第八項の規定の例により計算した金額

三 租税特別措置法第六十六条の六第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額（同法

第六十六条の

七第二項の規定により当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち同法第六十六条の六第一項に規定する課税対象留保金額（同法第六十六条の七第二項の規定により当該特定外国子会社等の同条第一項に規定する課税対象留保金額とみなされるものを含む。）に対応するものとして同法第六十六条の七第一項の規定の例により計算した金額

四から六まで 削除

七 租税特別措置法第六十八条の九十第一項の規定の適用がある場合 当該法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）のうち同法第六十八条の九十第一項に規定する個別課税対象留保金額（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該特定外国子会社等の同条第一項に規定する個別課税対象留保金額）と

みなされるものを含む。)に対応するものとして同法第六十八条の九十一第一項の規定の例により計算した金額

三| 租税特別措置法第六十六条の九の二第一項の規定の適用がある場合
当該法人に係る同項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額(同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。)のうち同法第六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金額(同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該特定外国法人の同条第一項に規定する課税対象金額とみなされるものを含む。)に対応するものとして同法第六十六条の九の三第一項の規定の例により計算した金額

四| 租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項の規定の適用がある場合
当該法人に係る同項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額(同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。)のうち同法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額(同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該特定外国法人の同条第一項に規定する個別課税対象金額とみなされるものを含む。)に対応するものとして同法第六十八条の九十三の三第一項の規定の例により計算した金額

4
33
略

みなされるものを含む。)に対応するものとして同法第六十八条の九十一第一項の規定の例により計算した金額

八| 削除
九| 租税特別措置法第六十六条の九の六第一項の規定の適用がある場合
当該法人に係る同項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額(同法第六十六条の九の七第二項の規定により当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。)のうち同法第六十六条の九の六第一項に規定する課税対象留保金額(同法第六十六条の九の七第二項の規定により当該特定外国法人の同条第一項に規定する課税対象留保金額とみなされるものを含む。)に対応するものとして同法第六十六条の九の七第一項の規定の例により計算した金額

十| 租税特別措置法第六十八条の九十三の六第一項の規定の適用がある場合
当該法人に係る同項に規定する特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額(同法第六十八条の九十三の七第二項の規定により当該特定外国法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。)のうち同法第六十八条の九十三の六第一項に規定する個別課税対象留保金額(同法第六十八条の九十三の七第二項の規定により当該特定外国法人の同条第一項に規定する個別課税対象留保金額とみなされるものを含む。)に対応するものとして同法第六十八条の九十三の七第一項の規定の例により計算した金額

4
33
略

（市町村民税の仮装経理法人税割額の範囲）

第四十八条の十四 法第三百二十一条の八第三十六項に規定する政令で定

める金額は、同項に規定する市町村長の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

（仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に係る延滞金の還付）

第四十八条の十四の二 市町村長は、法第三百二十一条の十一第一項又は

第三項の規定によつて更正した市町村民税額（以下この項において「更正後市町村民税額」という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合において、法第三百二十一条の八第三十六項の規定により当該更正後市町村民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該市町村民税の中間納付額について納付された法第三百二十一条の十二第二項又は第三百二十六条の規定による延滞金があるときは、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る市町村民税の中間納付額に対応するものとして、当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該市町村民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、市町村民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金

（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う控除法人税割額の範囲）

第四十八条の十四 第九条の八第一項の規定は、法第三百二十一条の八第

三十項及び第三十一項に規定する更正により減少する部分の金額の範囲について準用する。

額とする。

- 一 当該市町村民税の中間納付額について納付された延滞金額
- 二 当該市町村民税の中間納付額のうち納付の順序に従い当該更正後市町村民税額に達するまで順次求めた各市町村民税の中間納付額につき、法の規定により計算される延滞金額の合計額
- 2| 前項の規定による還付をする場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をその地方団体の徴収金に充当するものとする。
- 3| 第六条の第十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

（法第三百二十一条の八第三十七項に規定する仮装経理法人税割額の充当）

第四十八条の十四の三 法第三百二十一条の八第三十七項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2| 第六条の第十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

（法第三百二十一条の八第三十七項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）

第四十八条の十四の四 市町村長は、法第三百二十一条の八第三十七項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の市町村民税の確定申告書（同項に規定する法人の市町村民税の確定申告書をいう。以下この項において同じ。）の同条第三十七項に規定する提出期限（当該提出期限後に法人の市町村民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。）の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならぬ。

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の二第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の二第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

（法第三百二十一条の八第三十八項第三号に規定する政令で定める事実
）

第四十八条の十四の五 法第三百二十一条の八第三十八項第三号に規定する政令で定める事実、次に掲げる事実とする。

一 法人税法施行令第二十四条の二第二項に規定する事実

二 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして総務省令で定めるものがあつたこと（前号に掲げるものを除く。）。

（法第三百二十一条の八第四十項に規定する仮装経理法人税割額の充当

）
第四十八条の十四の六 法第三百二十一条の八第四十項に規定する仮装経

理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 第六条の十四第一項の規定は、前項の規定による充当について準用する。

（法第三百二十一条の八第四十項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算）

第四十八条の十四の七 市町村長は、法第三百二十一条の八第四十項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、同条第三十八項の規定による還付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 法第十七条の四第二項（第一号を除く。）の規定は前項の規定による期間について、法第二十条の四の第二項及び第五項の規定は前項の規定による仮装経理法人税割額に加算すべき金額について準用する。この場合において、法第十七条の四第二項（第一号を除く。）中「過誤納金」とあり、及び法第二十条の四の第二項中「税額」とあるのは、「仮装経理法人税割額」と読み替えるものとする。

（租税条約の実施に係る控除不足額の充当）

第四十八条の十五 法第三百二十一条の八第四十一項の規定により控除しきれなかった金額（次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。）がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

3 第四十八条の十二第一項において読み替えて準用する第九条の四第一項、第四十八条の十四の第二項、第四十八条の十四の三第一項、第四十八条の十四の六第一項及び第一項の規定による充当については、まず第四十八条の十二第一項において読み替えて準用する第九条の四第一項の規定による充当をし、次に第四十八条の十四の第二項の規定による充当、第四十八条の十四の三第一項の規定による充当、第四十八条の十四の六第一項の規定による充当及び第一項の規定による充当の順序に充当するものとする。

（租税条約の実施に係る控除不足額の充当）

第四十八条の十五 法第三百二十一条の八第三十七項の規定により控除しきれなかった金額（次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。）がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額（次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額）をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

3 第四十八条の十二の規定によつて読み替えて準用される第九条の四及び第一項の規定による充当については、まず同条の規定による充当をした後において、同項の規定による充当をするものとする。

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

）
第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合においては、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第三百二十一条の八第三十一項（同条第三十三項（同条第三十四項）において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十四項において準用する場合を含む。次号において同じ。

（）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第三百二十一条の八第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）又は法第三百二十一条の八第三十二項（同条第三十三項（同条第三十四項）において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十四項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事

（租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算

）
第四十八条の十五の二 市町村長は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合においては、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第三百二十一条の八第三十二項（同条第三十四項（同条第三十五項）において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十五項において準用する場合を含む。次号において同じ。

（）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第三百二十一条の八第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）又は法第三百二十一条の八第三十三項（同条第三十四項（同条第三十五項）において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事

業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度と同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第三百二十一条の八第三十一項又は第三十二項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合にあつては、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2 略

（法第三百四十八条第二項第九号の二の医療法人等）

第四十九条の十 法第三百四十八条第二項第九号の二に規定する政令で定める医療法人は、医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法第六十七条の二第一項の承認を受けている医療法人とする。

2 法第三百四十八条第二項第九号の二に規定する政令で定める医療関係者は、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士とする。

（法第三百四十八条第二項第十号の二の政令で定める者等）

業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度と同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第三百二十一条の十一第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第三百二十一条の八第三十二項又は第三十三項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合にあつては、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2 略

（法第三百四十八条第二項第九号の医療法人等）

第四十九条の十 法第三百四十八条第二項第九号に規定する政令で定める医療法人は、租税特別措置法第六十七条の二第一項の承認を受けている医療法人とする。

2 法第三百四十八条第二項第九号に規定する政令で定める医療関係者は、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士及び作業療法士とする。

（法第三百四十八条第二項第十号の二の政令で定める者等）

第四十九条の十二 略

2 法第三百四十八条第二項第十号の二に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産（こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第三項に規定する指定法人が経営する児童福祉法第四十条に規定する児童厚生施設の用に供する固定資産にあつては、事務所その他の管理施設、宿舍及び駐車施設の用に供する固定資産を除く。）とする。

一 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。以下この条から第四十九条の十五までにおいて同じ。）及び前項第一号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の五に規定する情緒障害児短期治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設
の用に供する固定資産

二 略

三 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十条に規定する助産施設で総務省令で定めるもの、同法第三十九条に規定する保育所及び同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センターの用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第十号の六の政令で定める者等）

第四十九条の十五 法第三百四十八条第二項第十号の六に規定する政令で

第四十九条の十二 略

2 法第三百四十八条第二項第十号の二に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産（こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第三項に規定する指定法人が経営する児童福祉法第四十条に規定する児童厚生施設の用に供する固定資産にあつては、事務所その他の管理施設、宿舍及び駐車施設の用に供する固定資産を除く。）とする。

一 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。以下この条から第四十九条の十五までにおいて同じ。）及び前項第一号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十条に規定する児童厚生施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の五に規定する情緒障害児短期治療施設、同法第四十四条に規定する児童自立支援施設及び同法第四十四条の二第一項に規定する児童家庭支援センターの用に供する固定資産

二 略

三 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者が経営する児童福祉法第三十条に規定する助産施設で総務省令で定めるもの及び同法第三十九条に規定する保育所
の用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第十号の六の政令で定める者等）

第四十九条の十五 法第三百四十八条第二項第十号の六に規定する政令で

定める者は、次に掲げる者とする。

一 三 略

四 前三号に掲げる者以外の者で児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けたもの

五 第一号から第三号までに掲げる者以外の者で児童福祉法第三十三条の六第一項の規定による委託を受けたもの

六 略

2 法第三百四十八条第二項第十号の六に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 略

二 社会福祉法人並びに前項第一号及び第六号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第五号に掲げる介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

三 及び四 略

五 社会福祉法人並びに前項第一号及び第六号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

六 及び七 略

八 社会福祉法人及び前項第一号から第四号までに掲げる者（同項第一号から第三号までに掲げる者にあつては、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による委託を受けたものに限る。）が実施する社会福

定める者は、次に掲げる者とする。

一 三 略

四 前三号 に掲げる者以外の者で児童福祉法第二十七条第七項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けたもの

五 略

2 法第三百四十八条第二項第十号の六に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 略

二 社会福祉法人、前項第一号及び第五号 に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第五号に掲げる介助犬訓練事業及び聴導犬訓練事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

三 及び四 略

五 社会福祉法人並びに前項第一号及び第五号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

六 及び七 略

社法第二条第三項第二号に掲げる小規模住居型児童養育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

九 社会福祉法人並びに前項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者（同項第一号から第三号までに掲げる者にあつては、児童福祉法第三十三条の六第一項の規定による委託を受けたものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる児童自立生活援助事業の用に供する固定資産

十 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者（同項第六号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる相談支援事業、同項第五号に掲げる身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号に掲げる知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの並びに同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業及び手話通訳事業並びに同項第十二号に掲げる事業の用に供する固定資産

（法第三百四十八条第二項第十一号の五の固定資産）

第五十条の三の二 法第三百四十八条第二項第十一号の五に規定する医療

法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人が直接同項第四号に規

八 社会福祉法人及び前項第一号から第四号までに掲げる者（同項第二号及び第三号に掲げる者にあつては、児童福祉法第二十七条第七項の規定により都道府県又は市町村から委託を受けたものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる児童自立生活援助事業の用に供する固定資産

九 社会福祉法人及び前項各号に掲げる者（同項第五号に掲げる者にあつては、総務省令で定めるものに限る。）が実施する社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる相談支援事業、同項第五号に掲げる身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号に掲げる知的障害者の更生相談に応ずる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの並びに同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業及び手話通訳事業並びに同項第十二号に掲げる事業の用に供する固定資産

定する救急医療等確保事業に係る業務（同項第五号に規定する基準に適合するものに限る。）の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する固定資産以外のものとする。

（法第三百四十八条第二項第十一号の六の固定資産）

第五十条の四 法第三百四十八条第二項第十一号の六に規定する独立行政法人自動車事故対策機構が独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十三条第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

（法第五百八十六条第二項第六号の農業、林業又は漁業を営む者等）

第五十四条の十七 法第五百八十六条第二項第六号に規定する農業、林業又は漁業を営む者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 農業を営む個人又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人その他農業を営む法人で総務省令で定めるもの

二及び三 略

2 略

（法第三百四十八条第二項第十一号の五の固定資産）

第五十条の四 法第三百四十八条第二項第十一号の五に規定する独立行政法人自動車事故対策機構が独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十三条第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、当該業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一及び二 略

（法第五百八十六条第二項第六号の農業、林業又は漁業を営む者等）

第五十四条の十七 法第五百八十六条第二項第六号に規定する農業、林業又は漁業を営む者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 農業を営む個人又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人その他農業を営む法人で総務省令で定めるもの

二及び三 略

2 略

第三章の二及び第三章の三 削除

第五十五条から第五十六条の十三まで 削除

第三章の二 自動車取得税

(法第六百九十九条の二第二項の自動車の付加物)

第五十五条 法第六百九十九条の二第二項に規定する自動車に付加して一体となつている物として政令で定めるものは、次に掲げる物とする。

- 一 ラジオ、ヒーター、クーラーその他の自動車に取り付けられる自動車の附属物
- 二 特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な機械又は装置のうち人又は物を運送するために用いられるもの

(法第六百九十九条の二第二項の自動車の取得)

第五十五条の二 法第六百九十九条の二第二項に規定する政令で定める自動車の取得は、道路(道路運送車両法第二条第六項に規定する道路をいう。)以外の場所のみにおいてその用い方に従い用いられる自動車その他運行(法第六百九十九条の三第三項に規定する運行をいう。)の用に供されない自動車の取得とする。

(法第六百九十九条の四第一項ただし書の自動車の取得)

第五十五条の三 法第六百九十九条の四第一項ただし書に規定する地方公営企業の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものは、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条第一項第三号から第七号までに掲げる事業の用に供するための自動車の取得とする。

2 法第六百九十九条の四第一項ただし書に規定する地方独立行政法人法

(平成十五年法律第百十八号)第二十一条第三号に掲げる業務の用に供するための自動車の取得のうち政令で定めるものは、同号ハからトまでに掲げる事業に係る業務又は同条第六号に掲げる業務(同条第三号ハからトまでに掲げる事業に係るものに限る。)の用に供するための自動車の取得とする。

(法第六百九十九条の四第二項第二号の分割等)

第五十五条の四 法第六百九十九条の四第二項第二号に規定する政令で定める分割は、第三十七条の十四に規定する分割とする。

2 法第六百九十九条の四第二項第二号の二に規定する政令で定める場合は、第三十七条の十四の二に規定する場合とする。

(法第六百九十九条の七第二項第一号の自動車の取得)

第五十五条の五 法第六百九十九条の七第二項第一号に規定する政令で定める者は、第五条第一項各号の規定中「納税者又は特別徴収義務者」とあり又は「納税者若しくは特別徴収義務者」とあるのを「自動車を取得した者」と読み替えた場合において同項各号の一に該当することとなる者とする。

2 法第六百九十九条の七第二項第一号に規定する政令で定める自動車の取得は、当該自動車に係る法第六百九十九条の七第二項に規定する通常の取引価額として総務省令で定めるところにより算定した金額と異なる取得価額による自動車の取得とする。

(法第六百九十九条の二十一第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十五条の五の二 法第六百九十九条の二十一第六項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 法第六百九十九条の二十一第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、自動車取得税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

二 前号に規定する申告書に係る納付すべき税額の全額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納付されていた場合

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該納付すべき税額に係る法第六百九十九条の十一第一項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)

ロ 道府県知事が当該申告書に係る納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

(自動車取得税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱
り)

第五十五条の五の三 第三十四条第一項の規定は、法第六百九十九条の二十一第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「

第七十二条の四十七第一項」とあるのは「第六百九十九条の二十二第一項」と、「第七十二条の四十六第一項」とあるのは「第六百九十九条の二十一第一項」と読み替えるものとする。

(法第六百九十九条の三十二第一項及び第二項の率)

第五十五条の六 法第六百九十九条の三十二第一項及び第二項の政令で定める率は、百分の九十五とする。

(自動車取得税の交付の基準及び時期等)

第五十五条の七 道府県は、毎年度、法第六百九十九条の三十二第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。）に対し交付する場合には、当該自動車取得税額の二分の一の額を市町村道（同項の市町村道をいう。以下本条において同じ。）の延長で、他の二分の一の額を市町村道の面積であん分して、次項に定めるところにより交付するものとする。

2 道府県は、次の表の上欄に掲げる時期に、当該下欄に定める額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月における同月において収入すべき自動車取得税の収入見込額と同月において収入した自動車取得税の収入額（当該期間内に過誤納に係る自動車取得税の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した

	額。以下本表において同じ。）との差額を、四月から七月までの間に収入した自動車取得税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の百分の六十六・五に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した自動車取得税の収入額の百分の六十六・五に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した自動車取得税の収入額と三月において収入すべき自動車取得税の収入見込額との合算額の百分の六十六・五に相当する額

3 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき額をこえて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 道府県は、第二項に規定する交付時期ごとに交付すべき額として第一項の規定を適用して計算する場合において、市町村道の延長であん分して得た額又は市町村道の面積であん分して得た額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期ごとに交付すべき額とする。

第五十五条の八 法第六百九十九条の三十二第二項の指定市（以下本条において「指定市」という。）を包括する道府県（以下本条において「指定府県」という。）は、毎年度、当該指定市に対し、次に掲げる金額の合算額を交付するものとする。

一 当該指定府県が収入した自動車取得税額の百分の二十八・五の額の

二分の一に相当する額に、当該指定府県の区域内に存する道路（法第六百九十九条の三十二第二項の道路をいう。以下本項において同じ。）の延長のうちに当該指定市の区域内に存する道路の延長の占める割合を乗じて得た額

二 当該指定府県が収入した自動車取得税額の百分の二十八・五の額の二分の一に相当する額に、当該指定府県の区域内に存する道路の面積のうちに当該指定市の区域内に存する道路の面積の占める割合を乗じて得た額

2 前項の割合を算定する場合において、小数点三位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、指定府県が第一項の規定による交付をする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「百分の六十六・五に相当する額」とあるのは、「につき第五十五条の八第一項の定めるところにより算定した金額」と読み替えるものとする。

第五十五条の九 前二条に定めるもののほか、自動車取得税額の交付に關し必要な事項は、総務省令で定める。

第三章の三 軽油引取税

（法第七百条の二第一項第一号の規格）

第五十六条 法第七百条の二第一項第一号に規定する政令で定める規格は、次の各号の一に掲げるものとする。

- 一 分留性状九十パーセント留出温度が二百六十七度をこえないこと。
 - 二 分留性状九十パーセント留出温度が四百度をこえること。
 - 三 前号に掲げるもののほか、残留炭素分が〇・二パーセントをこえること。
 - 四 前二号に掲げるもののほか、引火点が温度百三十度をこえること。
- 2 前項の規格は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）によつて定められる石油製品の試験等の方法に関する日本工業規格により認定するものとする。

（法第七百条の三第六項の軽油の数量の算定）

第五十六条の二 法第七百条の三第六項に規定する軽油の数量で政令で定めるところによつて算定したものは、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に所有している軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。）の数量（法第四章第二節（法第七百条の三第六項を除く。）の規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油に相当する部分の数量を除く。以下本条において同じ。）から次に掲げる軽油の数量を控除して得た数量とする。

- 一 特別徴収の義務の消滅した者が元売業者である場合において、当該特別徴収の義務が消滅した者の所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。次号において同じ。）を法第七百条の十四第一項第四号の期限までに他の元売業者が引取りを行つたときにおける当該引取りに係る軽油の数量

二 軽油引取税の特別徴収義務者の死亡又は合併により特別徴収の義務

が消滅した場合において、その者の相続人又は当該合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人で当該特別徴収の義務が消滅した者の所有に係る軽油を承継したものが、引き続き特別徴収義務者として指定されているときにおける当該承継に係る軽油の数量

(法第七百条の四第二項の政令で定める炭化水素油)

第五十六条の二の二 法第七百条の四第二項に規定する自動車の内燃機関の用に供することができる認められる炭化水素油で政令で定めるものは、次の各号に掲げる規格を有する炭化水素油とし、金属圧延の用に供する炭化水素油その他の炭化水素油で総務大臣が指定するものを除くものとする。

- 一 温度十五度における比重が〇・八七六二をこえないこと。
- 二 分留性状九十パーセント留出温度が二百六十七度をこえないこと。
- 三 残留炭素分が〇・二パーセントをこえないこと。

2 前項の規格を有する炭化水素油には、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含み、同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを除く。）を含まないものとする。

3 第五十六条第二項の規定は、第一項の規格について準用する。

(法第七百条の四第三項の道府県知事に対する届出及びその承認)

第五十六条の二の三 法第七百条の四第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、同条第三項の承認を受けようとする場合においては

、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した届出書を同項の道府県知事に提出して当該道府県知事の承認書の交付を受けなければならない。

2 前項の届出書及び承認書の様式は、総務省令で定める。

(法第七百条の四の二第一項の施設又は設備を所有する者)

第五百六条の二の四 法第七百条の四の二第一項に規定する施設又は設備を所有する者で政令で定めるものは、同項に規定する施設又は設備(以下本条において「施設等」という。)を所有する者で同項に規定する納税義務者又は同項に規定する軽油の製造を行つた者に施設等を貸し付け、又は使用させた者とする。

(法第七百条の六第二号の用途等)

第五百六条の二の五 法第七百条の六第二号に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同号に規定する公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

一 電気通信事業法第二 条第五号に規定す る電気通信事業者で 総務省令で定めるも の	電気通信事業法第二 条第二号に規定する電 気通信設備(次号及び 第五号において「電 気通信設備」という。)で総務省令で定める ものの電源の用途(通 常の電力の供給が断 たれた場合その他総 務省令で定める場合 の用途に限
--	--

	<p>る。次号、第三号及び第五号において同じ。</p>
<p>二 警察の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者</p>	<p>警察の用に供する電気通信設備の電源の用途</p>
<p>三 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する放送事業者</p>	<p>放送法第二条第一号に規定する放送の用に供する施設で総務省令で定めるものの電源の用途</p>
<p>四 自衛隊の使用する機械を管理する者</p>	<p>自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車（道路運送車両法第四条の規定により登録を受けている自動車並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十四条第一項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車で同条第三項の規定により番号及び標識を付されたものを除く。）その他これらに類する機械で総務省令で定めるものの電源又は動力源の用途</p>
<p>五 消防庁及び地方公共団体</p>	<p>消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途</p>

（法第七百条の六第三号の事業者）

第五十六条の三 法第七百条の六第三号に規定する政令で定める者は、専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者とする。

(法第七百条の六第三号の機械)

第五十六条の二 法第七百条の六第三号に規定する政令で定める機械は、日本貨物鉄道株式会社が駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものとする。

(法第七百条の六第四号の事業者)

第五十六条の三 法第七百条の六第四号に規定する政令で定める者は、委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるもの、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者で総務省令で定めるものとする。

(法第七百条の六第四号の機械)

第五十六条の四 法第七百条の六第四号に規定する動力耕うん機その他の政令で定める機械は、農業又は林業の用に供する機械及び前条の業務の用に供する機械で次に掲げるものとする。

- 一 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調

整用機械、植物纖維用機械及び畜産用機械

二 製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機

(法第七百条の六第五号の事業及び用途)

第五十六条の五 法第七百条の六第五号に規定する陶磁器製造業、木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

陶磁器製造業	陶磁器の製造工程における焼成及び乾燥の用途
建設用粘土製品製造業	建設用粘土製品（粘土かわら及び陶管に限る。）の製造工程における焼成及び乾燥の用途
セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）	セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
生コンクリート製造業	生コンクリート製造業を営む者（製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。）の事業場内において専ら骨材の積卸しのために

鉄鋼業	使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途 ペレット、連続铸造鋼片、条鋼、鋼板、鋼管、鋼管継手、鋼線、铸鋼及び鍛鋼の製造工程における熱処理、焼鈍、加熱及び乾燥の用途
電気供給業	1 汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途 2 ガスタービン発電装置の動力源の用途
地熱資源開発事業	地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途
鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業	さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利を含む。以下同じ。）の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
とび・土工事業で総務省令で定めるものの	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの又は道路運送車両法第四条の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
鉱さいバラス	鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内において専

製造業	化学工業	石油製品製造業で総務省令で定めるもの	港湾運送業	倉庫業
<p>ら鉦さいの破碎又は鉦さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力の用途</p>	<p>1 エチレン、プロピレン及びブチレンの原料又はノルマルパラフィンの原料（ノルマルパラフィンとなる部分に限る。）の用途</p> <p>2 硝安油剤爆薬の原料の用途</p> <p>3 ポリプロピレンの製造工程における物性改良及びアモルファスポリマーの粘性低下の用途</p>	<p>潤滑油、グリース又は印刷インキ用溶剤の原料の用途</p>	<p>港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力の用途</p>	<p>倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第三条の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力の用途</p>

<p>鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業</p>	<p>駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第六項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>航空運送サービス業で総務省令で定めるもの</p>	<p>空港法第四条第一項各号に掲げる空港、同法第五条第一項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で総務省令で定めるものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>廃棄物処理事業</p>	<p>廃棄物処理事業（総務省令で定めるものを除く。）を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第三号ロに規定する埋立地をいう。）内にお</p>

<p>木材加工業で総務省令で定めるもの</p>	<p>いて専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>木材市場業で総務省令で定めるもの</p>	<p>木材加工業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>たい肥製造業で総務省令で定めるもの</p>	<p>木材市場業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>自動車教習所で総務省令で定めるもの</p>	<p>たい肥製造業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第四条の規定により登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又はたい肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途</p>
<p>自動車教習所で総務省令で定めるもの</p>	<p>自動車教習所業で総務省令で定めるものを営む者の道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条第一項の規定により指定を受けた同法第九十八条第一項に規定する自動車教習所において自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員若しくは技能検定員が危険を防止するための応急の</p>

	<p>措置を講ずることができる装置又は無線指導装置を備えた機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>索道事業</p>	<p>鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三十条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途</p>
<p>ゴルフ場業</p>	<p>ゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）、刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械又は芝生の育成管理用の土若しくは砂を散布する装置を備えた機械の動力源の用途</p>

（法第七百条の六の二第一項の元売業者の指定の要件）

第五十六条の五の二 法第七百条の六の二第一項に規定する政令で定める

要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

- 一 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することその他

の事情から軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められること。
二 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 法第七百条の六の二第二項の規定により元売業者の指定を取り消された者（次条第二号又は第三号の要件により元売業者の指定を取り消された者を除く。ロにおいて同じ。）で、その取消しの日から起算して二年を経過しないもの

ロ 法第七百条の六の二第二項の規定により元売業者の指定を取り消された者が法人である場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下本号及び第五十六条の五の四において同じ。）であつた者で当該取消しの日から起算して二年を経過しないもの

ハ 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者

ニ 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しく

は執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者

ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの

(法第七百条の六の二第二項の元売業者の指定の取消しの要件)

第五十六條の五の三 法第七百条の六の二第二項に規定する政令で定める

要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 偽りその他不正の行為により法第七百条の六の二第一項の規定による元売業者の指定を受けたこと。

二 法第七百条の六の二第一項各号に該当しなくなつたこと。

三 一年以上引き続き軽油の製造、輸入又は販売をしていないこと。

四 元売業者又は元売業者の代理人、使用人その他の従業者（以下この条、第五十六條の五の五及び第五十六條の五の七において「代理人等」という。）が、法第七百条の八第一項若しくは第七百条の二十五第一項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第七百条の八第三項若しくは第七百条の二十五第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したこと（元売業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該元売業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

五 元売業者又は元売業者の代理人等が、法第七百条の八第一項又は第七百条の二十五第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示したこと（元売業者の代理人等がその行為をした場合において、

その行為を防止するため、当該元売業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。〕。

六 元売業者又は元売業者の代理人等が、法第七百条の八第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第七百条の二十五第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと（元売業者の代理人等が答弁をせず又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該元売業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

七 法第七百条の二十二の二第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに同項各号の行為を行い、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたこと。

八 法第七百条の二十二の二第三項又は第七百条の二十三の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したこと。

九 法第七百条の二十二の三第二項又は第三項の罪に当たる行為をしたこと。

十 法第七百条の二十二の四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽つたこと。

十一 法第七百条の二十二の五第一項若しくは第三項の規定による報告若しくは同条第五項の規定による通知をせず、又はその報告若しくは通知を偽つたこと。

十二 元売業者の代理人等又は元売業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第四章第二節の規定により罰金以

上の刑に処せられ、又は法第七百条の四十三の規定により準用される
国税犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行し
たこと。

十三 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第七百条の十一第二項の
規定により徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一
部を納入しなかつたこと。

十四 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第七百条の十四の第三一
項の規定により命じられた担保の提供、増担保の提供、保証人の変更
その他担保を確保するため必要な行為を、その指定された期限まで
しないこと。

(法第七百条の六の三第一項の仮特約業者の欠格要件)

第五十六條の五の四 法第七百条の六の三第一項に規定する政令で定める
要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 破産者で復権を得ていないことその他その経営の基礎が薄弱である
と認められる者であること。

二 法第七百条の六の三第三項の規定により仮特約業者の指定を取り消
された者（次条第二号に該当するものとして仮特約業者の指定を取り
消された者を除く。第四号において同じ。）で、その取消しの日から
起算して二年を経過しないものであること。

三 法第七百条の六の四第三項、第五項本文又は第六項後段の規定によ
り特約業者の指定を取り消された者（第五十六條の五の六第二号、第
四号若しくは第五号の要件に該当せず、又は第五十六條の五の七第二

号の要件に該当することにより、特約業者の指定を取り消された者を除く。次号において同じ。）で、その取消の日から起算して二年を経過しないものであること。

四 法第七百条の六の三第三項の規定により仮特約業者の指定を取り消された者又は第七百条の六の四第三項、第五項本文若しくは第六項後段の規定により特約業者の指定を取り消された者が法人である場合において、その取消の原因となった事実があつた日以前一年以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から起算して二年を経過しないものであること。

五 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者であること。

六 国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であること。

七 法人であつて、その役員のうち第二号から前号までのいずれかに該当する者があること。

（法第七百条の六の三第三項の仮特約業者の指定の取消しができる場合

第五十六條の五 法第七百條の六の三第三項に規定する政令で定める

場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 偽りその他不正の行為により法第七百條の六の三第一項の規定による仮特約業者の指定を受けた場合
- 二 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者でなくなつた場合
- 三 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第七百條の八第一項若しくは第七百條の二十五第一項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第七百條の八第三項若しくは第七百條の二十五第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避した場合（仮特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）
- 四 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第七百條の八第一項又は第七百條の二十五第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した場合（仮特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）
- 五 仮特約業者又は仮特約業者の代理人等が、法第七百條の八第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第七百條の二十五第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をせず又は虚偽の答弁をした場合（仮特約業者の代理人等が答弁をせず又は虚偽の答弁をした場合にお

いて、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該仮特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 法第七百条の二十二の二第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに同項各号の行為を行い、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた場合

七 法第七百条の二十二の二第三項又は第七百条の二十三の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した場合

八 法第七百条の二十二の三第二項又は第三項の罪に当たる行為をした場合

九 法第七百条の二十二の四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽った場合

十 法第七百条の二十二の五第一項から第三項までの規定による報告をせず、又はその報告を偽った場合

十一 仮特約業者の代理人等又は仮特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第四章第二節の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第七百条の四十三の規定により準用される国税犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行した場合

(法第七百条の六の四第一項の特約業者の指定の要件)

第五十六条の五の六 法第七百条の六の四第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号のすべてに該当することとする。

- 一 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することその他の事情から軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められること。
- 二 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者であること。
- 三 第五十六条の五の四各号のいずれにも該当しないこと。
- 四 次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 仮特約業者として一年以上引き続き軽油（第二号の販売契約に基づき、当該元売業者から供給を受けた軽油に限る。ロにおいて同じ。）の販売をしている者。
 - ロ 仮特約業者として三月以上引き続き軽油の販売をしている者で、当該仮特約業者の納入すべき軽油引取税に係る地方団体の徴収金について当該元売業者が総務省令で定めるところにより保証する者
 - 五 元売業者に対する軽油の販売量その他の事項について総務省令で定める基準に該当する者であること。

（法第七百条の六の四第三項の特約業者の指定の取消しの要件）

第五十六条の五の七 法第七百条の六の四第三項に規定する政令で定める

要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 偽りその他不正の行為により法第七百条の六の四第一項の規定による特約業者の指定を受けたこと。
- 二 一年以上引き続き軽油の販売をしていないこと。
- 三 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第七百条の八第一項若しくは

は第七百条の二十五第一項の規定によるこれらの規定に規定する帳簿書類その他の物件の検査又は法第七百条の八第三項若しくは第七百条の二十五第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したこと（特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

四 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第七百条の八第一項又は第七百条の二十五第一項の帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示したこと（特約業者の代理人等がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

五 特約業者又は特約業者の代理人等が、法第七百条の八第一項の規定による徴税吏員の質問又は法第七百条の二十五第一項の規定による総務省の職員の質問に対し、答弁をしないこと又は虚偽の答弁をしたこと（特約業者の代理人等が答弁をせず又は虚偽の答弁をした場合において、その者が答弁をしないこと又は虚偽の答弁をすることを防止するため、当該特約業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

六 法第七百条の二十二の二第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに同項各号の行為を行い、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたこと。

七 法第七百条の二十二の二第三項又は第七百条の二十三の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したこと。

八 法第七百条の二十二の三第二項又は第三項の罪に当たる行為をしたこと。

九 法第七百条の二十二の四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽つたこと。

十 法第七百条の二十二の五第一項若しくは第三項の規定による報告をせず、又はその報告を偽つたこと。

十一 特約業者の代理人等又は特約業者の代理人等であつた者が、当該代理人等である間の事実により、法第四章第二節の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法第七百条の四十三の規定により準用される国税犯則取締法の規定により通告処分を受け、その通告の旨を履行したこと。

十二 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第七百条の十一第二項の規定により徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたこと。

十三 軽油引取税の特別徴収義務者として、法第七百条の十四の三第一項の規定により命じられた担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を、その指定された期限までにしないこと。

(法第七百条の十一第三項の引取の際減少すべき軽油の数量)

第五十六条の六 法第七百条の十一第三項に規定する政令で定める数量は、特約業者からの引取に係る軽油については当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量とし、元売業者からの引取に係る軽油については当該

軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量とする。

(法第七百条の十四の三第一項の担保の提供)

第五十六条の六の二 道府県知事は、法第七百条の十四の三第一項の規定に基づき担保の提供を命ずる場合には、これを提供すべき期限を指定するものとする。

2 前項の担保は、道府県知事の承認を受けた場合には、順次その総額を分割して提供することができる。

3 法第七百条の十四の三第一項の規定により指定する期間は一年を限度とし、同項の規定により指定する金額はその提供を命ずる期間における軽油引取税の額に相当する額として道府県知事が認める額を限度とする。

4 第六条の十及び第六条の十一の規定は、法第七百条の十四の三第一項の規定によつて提供すべき担保について準用する。

第五十六条の六の三 削除

(法第七百条の十五の免税の手續)

第五十六条の七 法第七百条の十五第一項に規定する免税軽油使用者(以下「免税軽油使用者」という。)は、同条第二項に規定する免税軽油使用者証(以下「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けようとする場合においては、同条第一項に規定する免税軽油(以下「免税軽油」という。)の用途、当該用途に係る機械、車両又は設備(以下「免税機械

等」という。)の明細その他総務省令で定める事項を記載した申請書に、第五十六条の八の二第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付して、これをその交付を受けようとする道府県知事に提出しなければならない。

2| 前項の申請書及び書面の様式は、総務省令で定める。

3| 免税軽油使用者証には、免税軽油の用途、当該用途に係る免税機械等の明細、有効期間その他総務省令で定める事項を記載するものとし、その様式は、総務省令で定める。

4| 免税軽油使用者証の有効期間は、当該道府県知事が免税軽油使用者ごとに、免税軽油使用者証を交付した日から二年を超えない範囲内において定める。

5| 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、その交付を受けた道府県知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

6| 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなったとき、又は当該免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく、当該免税軽油使用者証をその交付を受けた道府県知事に返納しなければならない。

第五十六条の八 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合に

おいては、その都度、法第七百条の十五第二項の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して同条第一項の規定による

申請書を道府県知事に提出しなければならない。

2| 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。

3| 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることができ、この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証又は法第七百条の十五第二項後段の規定により交付を受けた免税軽油使用者証を提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した明細書を添付しなければならない。

4| 免税証の有効期間は、当該道府県知事が免税軽油使用者ごとに、免税証を交付した日から一年を超えない範囲内において定める。

5| 前条第六項の規定は、免税証について準用する。

6| 第一項の申請書及び第三項の明細書の様式は、総務省令で定める。

第五十六条の八の二 法第七百条の十五第三項に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

一| 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第七百条の十五第四項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して二年を経過しない者であるとき

二| 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者であるとき

三| 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰

金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であるとき。

四 免税軽油使用者が法人であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適當と認めるとき。

2 法第七百条の十五第六項に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。

一 免税軽油使用者が前項第一号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき。

二 免税軽油使用者が法第七百条の二十の二第一項の規定に違反して報告書を提出しないとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、免税証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適當と認めるとき。

第五十六条の九 免税軽油使用者は、その主たる事務所若しくは事業所

在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の道府県知事に免税証の交付を申請しようとする場合においては、当該免税軽油の使用に係る事務所又

は事業所所在地の道府県知事に対し、当該道府県知事以外の道府県知事に免税証の交付を申請する旨並びに免税証の交付を受けようとする道府県ごとの免税機械等の種類、数量及び所在地その他必要な事項を記載した届出書を提出するとともに、その写しを免税証の交付を受けようとする道府県知事に提出しなければならない。ただし、免税軽油使用者である国の行政機関の長が免税証の交付を申請しようとするときは、これらの書類を提出することを要しない。

2 前項の届出書の様式は、総務省令で定める。

(法第七百条の十五第九項の道府県知事の通知)

第五十六条の十 道府県知事は、法第七百条の十五第九項の規定によつて免税軽油使用者が当該道府県以外の道府県に事務所又は事業所が所在する販売業者から免税軽油の引取りを行うための免税証を交付したときは、総務省令で定める様式の通知書を当該販売業者に係る当該事務所又は事業所所在地の道府県知事に送付しなければならない。

(法第七百条の二十一第一項の担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続)

第五十六条の十一 法第七百条の二十一第一項に規定する政令で定める要件は、同条の規定による徴収猶予の申請をした軽油引取税の特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前三年以内において軽油引取税に係る地方団体の徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における軽油引取税に係る地方団体の徴収金の納入状況からみてその徴

収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る軽油引取税を納入することが確実と認められることとする。

- 2| 第六条の十の規定は、法第七百条の二十一第一項の規定により徴する担保の提供手続について準用する。

(法第七百条の二十二第四項の免除又は還付の手続)

第五十六条の十二 道府県知事は、法第七百条の二十二第四項の規定により軽油引取税額の納入を免除し、又は納入に係る軽油引取税額を還付しようとする場合においては、同項の免税取扱特別徴収義務者に、同項の規定により免税証を交付した道府県知事の承認を得たことを証する書面を提出させなければならない。

(法第七百条の三十三第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十六条の十二の二 法第七百条の三十三第六項に規定する申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 法第七百条の三十三第六項に規定する申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、軽油引取税について、同条第二項第一号に該当することにより不申告加算金額又は重加算金額を課されたことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

- 二 前号に規定する申告書に係る納入し、又は納付すべき税額の全額が

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに納入され、又は納付されていた場合

- イ 口に掲げる場合以外の場合 当該納入し、又は納付すべき税額に係る法第七百条の十一第二項又は第七百条の十四の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）
- ロ 道府県知事が当該申告書に係る納入又は納付について口座振替の方法による旨の申出を受けていた場合 当該申告書の提出があつた日

（軽油引取税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第五十六条の十二の三 第三十四条第一項の規定は、法第七百条の三十四第一項の規定により、過少申告加算金額に代え、重加算金額を徴収する場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「第七十二条の四十七第一項」とあるのは「第七百条の三十四第一項」と、「税額に」とあるのは「同項に規定する不足金額に」と、「第七十二条の四十六第一項」とあるのは「第七百条の三十三第一項」と、「対象不足税額等」とあるのは「対象不足金額」と読み替えるものとする。

（法第七百条の四十九第一項の率）

第五十六条の十三 法第七百条の四十九第一項の政令で定める率は、十分の九とする。

(法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する施設)

第五十六条の二十六の五 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号及び第七号に掲げる事業、同条第三項第一号に掲げる事業、同項第二号に掲げる児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第三号に掲げる事業、同項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業並びに同項第四号の二から第六号まで及び第八号から第十三号までに掲げる事業の用に供する施設とする。

(法第七百一条の三十四第三項第二十号の施設)

第五十六条の三十六 法第七百一条の三十四第三項第二十号に規定する政令で定める施設は、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者がある本来の事業の用に供する施設のうち次に掲げる施設以外の施設とする。

一及び二 略

(法第七百一条の三十四第三項第十号の七の社会福祉事業の用に供する施設)

第五十六条の二十六の五 法第七百一条の三十四第三項第十号の七に規定する政令で定める社会福祉事業の用に供する施設は、社会福祉法第二条第二項第一号に掲げる生計困難者に対して助葬を行う事業、同項第六号及び第七号に掲げる事業、同条第三項第一号に掲げる事業、同項第二号に掲げる児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業

及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第三号に掲げる事業、同項第四号に掲げる老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業並びに同項第四号の二から第六号まで及び第八号から第十三号までに掲げる事業の用に供する施設とする。

(法第七百一条の三十四第三項第二十号の施設)

第五十六条の三十六 法第七百一条の三十四第三項第二十号に規定する政令で定める施設は、鉄道事業法 第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者がある本来の事業の用に供する施設のうち次に掲げる施設以外の施設とする。

一及び二 略

(法第七百一条の三十四第三項第二十一号の施設)

第五十六条の三十七 法第七百一条の三十四第三項第二十一号に規定する政令で定める施設は、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る。)若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第六項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第三項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの(当該第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業(特定の者の需要に応じてするものを除く。))に係る部分に限る。)を經營する者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設とする。

(法第七百一条の四十一第一項の表の第十一号の施設)

第五十六条の六十二 法第七百一条の四十一第一項の表の第十一号に規定する政令で定める施設は、上屋及び倉庫(倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第七条第一項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る。)とする。

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 略

(法第七百一条の三十四第三項第二十一号の施設)

第五十六条の三十七 法第七百一条の三十四第三項第二十一号に規定する政令で定める施設は、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る。)若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二条第六項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業のうち同条第三項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの(当該第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業(特定の者の需要に応じてするものを除く。))に係る部分に限る。)を經營する者がその本来の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設とする。

(法第七百一条の四十一第一項の表の第十一号の施設)

第五十六条の六十二 法第七百一条の四十一第一項の表の第十一号に規定する政令で定める施設は、上屋及び倉庫(倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第七条第一項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る。)とする。

(国民健康保険税の基礎課税額等の限度)

第五十六条の八十八の二 略

2 略

3 法第七百三条の四第三十項に規定する政令で定める金額は、十万円とする。

(法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節(個人の市町村民税に関する規定及び第四十八条の十三第三十二項を除く。)及び第二章第一節(第九条の八及び第九条の九の二から第九条の九の七までの規定に限る。)の規定を準用する。この場合において、第九条の九の二から第九条の九の七までの規定中「道府県知事」、「道府県民税額」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都知事」、「都民税額」又は「都民税」と、第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは「都」と、第四十八条の十の二中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の六中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中「法人の市町村民税の確定申告書」とあるのは「法人の都民税の確定申告書」と、第四十八条の十二第一項中「市町村民税」、「市町村長」、「市町村内」又は「市町村民税額」とあるのは、それぞれ「都民税」、「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限

2 略

3 法第七百三条の四第三十項に規定する政令で定める金額は、九万円とする。

(法人の市町村民税に関する規定の都への準用等)

第五十七条の二 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、第三章第一節(個人の市町村民税に関する規定及び第四十八条の十三第三十二項を除く。)及び第二章第一節(第九条の九から 第九条の九の七までの規定に限る。)の規定を準用する。この場合において、第九条の九の二から第九条の九の七までの規定中「道府県知事」、「道府県民税額」又は「道府県民税」とあるのはそれぞれ「都知事」、「都民税額」又は「都民税」と、第四十八条の十の三中「市町村民税」とあるのは「都」と、第四十八条の十の二中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十の六中「市町村」とあるのは「都」と、第四十八条の十一の四、第四十八条の十一の七、第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三中「法人の市町村民税の確定申告書」とあるのは「法人の都民税の確定申告書」と、第四十八条の十二第一項中「市町村民税」、「市町村長」、「市町村内」又は「市町村民税額」とあるのは、それぞれ「都民税」、「都知事」、「都内」又は「都民税額」と、第四十八条の十三第二項中「道府県民税の控除限

度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「法第五十三条第二十九項及び法第三百二十一条の八第二十九項」とあるのは「法第三百二十一条の八第二十九項」と、同条第五項中「百分の十二・三」とあるのは「百分の十七・三」と、「課する市町村」とあるのは「課する都の特別区の存する区域のみ」と、「(当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額)とすることができる」とあるのは「とすることのできるものとし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第四項ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第六項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額(外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第二十九項の規定により控除することができた額が都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項にお

度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「法第五十三条第二十九項及び法第三百二十一条の八第二十九項」とあるのは「法第三百二十一条の八第二十九項」と、同条第五項中「百分の十二・三」とあるのは「百分の十七・三」と、「課する市町村」とあるのは「課する都の特別区の存する区域のみ」と、「(当該法人が二以上の市町村において事務所又は事業所を有する場合には、国税の控除限度額を当該法人の関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数にあん分して計算した額に当該関係市町村が課する法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて計算した額の合計額)とすることができる」とあるのは「とすることのできるものとし、特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人で当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額又は市町村民税の控除限度額の計算について第九条の七第四項ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書の規定によるものにあつては、当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の控除限度額と市町村民税の控除限度額との合計額とする」と、同条第六項中「道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額」とあるのは「及び都民税の控除限度額」と、「市町村民税の控除限度額」とあるのは「都民税の控除限度額」と、「道府県民税の控除余裕額又は市町村民税の控除余裕額」とあるのは「又は都民税の控除余裕額(外国の法人税等のうち法第三百二十一条の八第二十九項の規定により控除することができた額が都民税の控除限度額に満たない場合における当該都民税の控除限度額から当該控除することができた額を控除した残額をいう。以下この項にお

いて同じ。）」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第七項、第十一項から第十三項まで、第十五項から第十七項までの規定及び第十九項中「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。

(地方税の犯則事件に関する国税犯則取締法施行規則の準用)

第五十八条 法第七十一条、第七十二条の七十三、第七十三条の四十一、第七十四条の三十、第九十七条、第三百三十九条、第四百四十四条の五十四、第四百七十四条、第二百五条、第三百三十六條、第四百三十七條、第四百八十五條の六、第五百四十六條、第六百十六條

、第七百一条の二十三、第七百一条の六十八及び第七百四十六條第一項に規定する地方税に関する犯則事件については、国税犯則取締法施行規則の規定(第一条及び第七條ノ二の規定を除く。)を準用する。

(国税犯則取締法第八條第三項の規定によつて臨検、搜索又は差押えをすることができる地方税)

第五十九条 法第九十七条、第四百四十四条の五十四又は第七百一条の二十三において準用する国税犯則取締法第八條第三項の規定によつて臨検、搜索又は差押えをすることができる地方税の税目は、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び入湯税とする。

いて同じ。）」と、「道府県民税の控除余裕額及び市町村民税の控除余裕額」とあるのは「及び都民税の控除余裕額」と、「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と、同条第七項、第十一項から第十三項まで、第十五項から第十七項までの規定及び第十九項中「市町村民税の控除余裕額」とあるのは「都民税の控除余裕額」と読み替えるものとする。

(地方税の犯則事件に関する国税犯則取締法施行規則の準用)

第五十八条 法第七十一条、第七十二条の七十三、第七十三条の四十一、第七十四条の三十、第九十七条

、第四百七十四条、第二百五条、第三百三十六條、第四百三十七條、第四百八十五條の六、第五百四十六條、第六百十六條、第六百九十九條の二十八、第七百條の四十三、第七百一条の二十三、第七百一条の六十八及び第七百四十六條第一項に規定する地方税に関する犯則事件については、国税犯則取締法施行規則の規定(第一条及び第七條ノ二の規定を除く。)を準用する。

(国税犯則取締法第八條第三項の規定によつて臨検、搜索又は差押えをすることができる地方税)

第五十九条 法第九十七条、第七百條の四十三又は第七百一条の二十三において準用する国税犯則取締法第八條第三項の規定によつて臨検、搜索又は差押えをすることができる地方税の税目は、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び入湯税とする。

附 則

(還付加算金の割合の特例)

第三条の二 当分の間、第九条の五第一項(第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。)、第九条の八の五第一項、第九条の九第一項、第九条の九の四第一項(第五十七条の二において準用する場合を含む。)、第九条の九の七第一項(第五十七条の二において準用する場合を含む。)、第二十四条の二の四第一項、第二十四条の二の七第一項、第二十四条の二の九第一項、第二十八条第一項(第三十条第四項において準用する場合を含む。)、第四十八条の九の五第一項、第四十八条の十四の四第一項、第四十八条の十四の七第一項、第四十八条の十五の二第一項(第五十七条の二において準用する場合を含む。)及び第五十六条の八十八第一項に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(法附則第三条の二第一項に規定する特例基準割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 略

(個人の道府県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例)

第五条の三 平成二十一年度 において賦課決定をされた個人の道府県民税に係る法第四十七条第一項第一号に規定する政令で定め

附 則

(還付加算金の割合の特例)

第三条の二 当分の間、第九条の五第一項(第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。)、第九条の九の四第一項(第五十七条の二において準用する場合を含む。)、第九条の九の七第一項(第五十七条の二において準用する場合を含む。)、第二十四条の二の三第一項、第二十八条第一項(第三十条第四項において準用する場合を含む。)、第四十八条の九の五第一項、第四十八条の十五の二第一項(第五十七条の二において準用する場合を含む。)及び第五十六条の八十八第一項に規定する還付加算金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(法附則第三条の二第一項に規定する特例基準割合をいう。以下本項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 略

(個人の道府県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例)

第五条の三 平成十九年度及び平成二十年度において賦課決定をされた個人の道府県民税に係る法第四十七条第一項第一号に規定する政令で定め

る金額は、第八条の三の規定にかかわらず、三千三百円とする。

(法人の事業税に係る特例)

第六条の二

① 略

2| 法附則第九条第九項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を行う電気供給業を行う法人が電気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第九項に規定する他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

3| 法附則第九条第十三項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する大口供給を行うガス供給業を行う法人がガス事業法第二条第十二項に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第十三項に規定する他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

(法附則第十条第二項の区間等)

第六条の十六 略

2 3 4 略

る金額は、第八条の三の規定にかかわらず、四千元とする。

(法人の事業税に係る特例)

第六条の二

2| 略

十二条の二十一第一項に規定する政令で定める額は、十億円とする。

3| 法附則第九条第九項に規定する政令で定める計画は、国土交通省の作成した苫小牧東部地区及び石狩新港地区の開発に関する計画並びに青森県の作成したむつ小川原地区の開発に関する計画とする。

4| 法附則第九条第十項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を行う電気供給業を行う法人が電気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第十項に規定する他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

5| 法附則第九条第十四項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する大口供給を行うガス供給業を行う法人がガス事業法第二条第十二項に規定する託送供給に係る料金として法附則第九条第十四項に規定する他のガス供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。

(法附則第十条第二項の区間等)

第六条の十六 略

2 3 4 略

5 法附則第十条第五項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外のものとする。
一及び二 略

6 法附則第十条第六項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一 略

二 機構法附則第十二条第一項第二号に規定する業務（機構法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下この項において「旧公団法」という。）第二十八条第一項第一号、第二号又は第七号に規定する業務に限る。）の用に供する土地で次に掲げるもの

イ 旧公団法第二十八条第一項第一号又は第二号に規定する業務のうち第三十七条の二の四第一項第一号イからハまでに掲げる業務の用に供する土地

ロ 旧公団法第二十八条第一項第二号に規定する業務（イに規定する業務を除く。）のうち第三十七条の二の四第一項第二号イに掲げる業務の用に供する土地

ハ 旧公団法第二十八条第一項第二号に規定する業務（イ及びロに規定する業務を除く。）のうち第三十七条の二の四第一項第二号ロに

5 法附則第十条第五項及び第六項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げるもの以外のものとする。
一及び二 略

6 法附則第十条第七項に規定する独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項第一号に規定する業務で政令で定めるものは、工場用地（これと併せて整備されるべき住宅及び道路その他の施設の敷地を含む。）を造成し、並びにこれを管理し、及び譲渡する業務とする。

7 法附則第十条第八項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産とする。

一 略

二 機構法附則第十二条第一項第二号に規定する業務（機構法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下この項において「旧公団法」という。）第二十八条第一項第一号、第二号又は第七号に規定する業務に限る。）の用に供する土地で次に掲げるもの

イ 旧公団法第二十八条第一項第一号又は第二号に規定する業務のうち第三十七条の二の三第一項第一号イからハまでに掲げる業務の用に供する土地

ロ 旧公団法第二十八条第一項第二号に規定する業務（イに規定する業務を除く。）のうち第三十七条の二の三第一項第二号イに掲げる業務の用に供する土地

ハ 旧公団法第二十八条第一項第二号に規定する業務（イ及びロに規定する業務を除く。）のうち第三十七条の二の三第一項第二号ロに

掲げる業務の用に供する土地

二 旧公団法第二十八条第一項第七号に規定する業務のうち同項第一号、第二号又は第六号に規定する業務（同項第一号の業務にあつては、第三十七条の二の四第一項第一号イからハまでに掲げる業務に限る。）の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の敷地の整備又は当該施設の用に供する宅地の造成並びに当該敷地又は当該宅地の管理及び譲渡の用に供する土地

三略

7 法附則第十条第七項に規定する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神

高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業）の用に供する不動産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの事業又は業務の用に供する不動産のうち、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、同法

掲げる業務の用に供する土地

二 旧公団法第二十八条第一項第七号に規定する業務のうち同項第一号、第二号又は第六号に規定する業務（同項第一号の業務にあつては、第三十七条の二の三第一項第一号イからハまでに掲げる業務に限る。）の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の敷地の整備又は当該施設の用に供する宅地の造成並びに当該敷地又は当該宅地の管理及び譲渡の用に供する土地

三略

8 法附則第十条第九項に規定する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神

高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業）の用に供する不動産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、これらの事業又は業務の用に供する不動産のうち、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、同法

第九十一条第二項に規定する道路予定区域の区域内の土地及び都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された同法第六十条第二項第一号に規定する事業地内の土地とする。

8| 法附則第十条第八項に規定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十六条第一項に規定する鉄道再生実施計画（同条第四項の規定による届出がされたものに限る。）に基づき同法第二条第十号に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該鉄道事業の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 宿舍の用に供する不動産

二 職員の福利及び厚生のに供する不動産

三 他者に貸し付ける不動産（鉄道事業法第十三条第一項に規定する第二種鉄道事業者に貸し付けるもので総務省令で定めるものを除く。

四 私人のための専用側線の用に供する不動産

9| 法附則第十条第九項に規定する独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、同号口に規定する農業用排水施設及びその用に供する土地とする。

10| 法附則第十条第十項に規定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十五条の三第七項に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき同法第二条第九号の二に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該

第九十一条第二項に規定する道路予定区域の区域内の土地及び都市計画法第六十二条第一項の規定により告示された同法第六十条第二項第一号に規定する事業地内の土地とする。

9| 法附則第十条第十項に規定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十六条第一項に規定する鉄道再生実施計画（同条第四項の規定による届出がされたものに限る。）に基づき同法第二条第十号に規定する鉄道再生事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該鉄道事業の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもとする。

一 宿舍の用に供する不動産

二 職員の福利及び厚生のに供する不動産

三 他者に貸し付ける不動産（鉄道事業法第十三条第一項に規定する第二種鉄道事業者に貸し付けるもので総務省令で定めるものを除く。

四 私人のための専用側線の用に供する不動産

10| 法附則第十条第十一項に規定する独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項に規定する旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものは、同号口に規定する農業用排水施設及びその用に供する土地とする。

11| 法附則第十条第十二項に規定する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十五条の三第七項に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき同法第二条第九号の二に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものは、当該

鉄道事業の用に供する不動産のうち第八項各号に掲げるもの以外のものとする。

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける施設等の範囲)

第七条 略

2 道府県知事は、法附則第十一条第二項 に規定する交換によつて失つた土地でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないもの(以下この項において「未登録不動産」という。)については、当該未登録不動産が失われた日現在における価格を決定するものとする。

3 略

4 法附則第十一条第六項に規定する政令で定める区域は、農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域とする。

5 5 23 略

24 道府県知事は、法附則第十一条第二十二項に規定する交換によつて失つた土地でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないもの(以下この項において「未登録不動産」という。)については、当該未登録不動産が失われた日現在における価格を決定するものとする。

25| 略
26| 略
27| 略
28| 略
29| 略

鉄道事業の用に供する不動産のうち第九項各号に掲げるもの以外のものとする。

(不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける施設等の範囲)

第七条 略

2 道府県知事は、法附則第十一条第二項第一号に規定する交換によつて失つた土地でその価格が固定資産課税台帳に登録されていないもの(以下この項において「未登録不動産」という。)については、当該未登録不動産が失われた日現在における価格を決定するものとする。

3 略

4 法附則第十一条第六項に規定する政令で定める区域は、農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域とする。

5 5 23 略

24| 略
25| 略
26| 略
27| 略
28| 略

35| 34| 33| 32| 31| 30|
略 略 略 略 略 略

(法附則第十一条の四第五項の不動産等)

第九条の三 法附則第十一条の四第五項に規定する不動産で政令で定める

ものは、同項の表の上欄に掲げる計画に定めるところに従つてされた同項に規定する事業の譲渡又は資産の譲渡に係る不動産であることについて主務大臣（産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第七十五条第一項に規定する主務大臣で、当該譲渡に係る同表の中欄に掲げる認定をしたものをいう。）の認定を受けた不動産で、次に掲げるもの以外のものとする。

一 五 略

2 略

(贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予)

第十条 略

2 及び 3 略

4 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項、第二

34| 33| 32| 31| 30| 29|
略 略 略 略 略 略

(法附則第十一条の四第五項の不動産等)

第九条の三 法附則第十一条の四第五項に規定する不動産で政令で定める

ものは、同項の表の上欄に掲げる計画に定めるところに従つてされた同項に規定する事業の譲渡に係る不動産であることについて主務大臣（産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第七十五条第一項に規定する主務大臣で、当該譲渡に係る同表の中欄に掲げる認定をしたものをいう。）の認定を受けた不動産で、次に掲げるもの以外のものとする。

一 五 略

2 略

(贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予)

第十条 略

2 及び 3 略

4 法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十七項、第十八項、第二十二項から第

十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第四項並びに第九十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十条の四 第九項	前項	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第四項並びに第九十六条において「法」という。）附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項
	財務省令	総務省令
第七十条の四 第十二項	第八項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第八項
	財務省令	総務省令
第七十条の四 第十三項	納税地の所轄税務署長	道府県知事
	納税地の所轄税務署長	道府県知事
第一項ただし書及び第四	道府県知事	法附則第十二条第一項の規

二十五項まで、第二十六項第二号及び第二十九項、第七十条の七第一項及び第二項、第九十三条第四項並びに第九十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七十条の四 第九項	前項	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この条、第七十条の七、第九十三条第四項及び第九十六条において「法」という。）附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる前項
	財務省令	総務省令
第七十条の四 第十二項	第八項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第八項
	財務省令	総務省令
第七十条の四 第十三項	納税地の所轄税務署長	道府県知事
	納税地の所轄税務署長	道府県知事
前項	道府県知事	法附則第十二条第一項の規

第七十条の四 第十八項	前項	当該所轄税務署長	道府県知事	定によりその例によること とされる第一項ただし書及 び第四項
	財務省令	納税地の所轄税務署長	道府県知事	総務省令
第七十条の四 第十九項	納税地の所轄税務署長	道府県知事	道府県知事	法附則第十二条第一項の規 定によりその例によること とされる第一項ただし書及 び第四項
	第一項ただし書及び第四 項	当該所轄税務署長	道府県知事	法附則第十二条第一項の規 定によりその例によること とされる第二十一項
第七十条の四 第二十三項	前項第二号	道府県知事	道府県知事	同条第一項の規定によりそ の例によることとされる前 項第二号
	これらの規定に規定する 税務署長	道府県知事	道府県知事	

第七十条の四 第二十二項	第一項	納税地の所轄税務署長	道府県知事	法附則第十二条第一項
	贈与税	納税地の所轄税務署長	道府県知事	法附則第十二条第一項
第七十条の四 第二十三項	納税地の所轄税務署長	道府県知事	道府県知事	法附則第十二条第一項
	第一項	納税の猶予	道府県知事	法附則第十二条第一項
第七十条の四 第二十四項	贈与税	納税の猶予	道府県知事	法附則第十二条第一項
	第一項	同項に規定する	道府県知事	法附則第十二条第一項
第七十条の四 第二十五項	国税通則法第五十一条第 一項	道府県知事	道府県知事	法第十六条第三項
	贈与税	道府県知事	道府県知事	法第十六条第三項
第十七項	財務省令	総務省令	総務省令	定によりその例によること とされる前項
	納税地の所轄税務署長	道府県知事	道府県知事	
第七十条の四 第十八項	納税地の所轄税務署長	道府県知事	道府県知事	
	第一項	法附則第十二条第一項	法附則第十二条第一項	
第七十条の四 第二十二項	贈与税	不動産取得税	不動産取得税	
	納税の猶予	徴収の猶予	徴収の猶予	
第七十条の四 第二十三項	申告書の提出期限	納期限	納期限	
	納税地の所轄税務署長	道府県知事	道府県知事	
第七十条の四 第二十四項	第一項	道府県知事	道府県知事	
	贈与税	不動産取得税	不動産取得税	
第七十条の四 第二十五項	第一項	徴収の猶予	徴収の猶予	
	同項に規定する	法附則第十二条第一項	法附則第十二条第一項	
納税の猶予	徴収の猶予	徴収の猶予	徴収の猶予	
	贈与税	不動産取得税	不動産取得税	

第七十条の四 第二十六項	当該税務署長	道府県知事
	第七十条の四 第一項の規定	法附則第十二条第一項の規 定
第七十条の四 第二十七項	贈与税	不動産取得税
	同項、第五項、第二十九 項又は第三十項	同項
第七十条の四 第二十八項	納税の猶予	徴収の猶予
	、第一項	、同項
第七十条の四 第二十九項	申告書の提出期限	納期限
	納税地の所轄税務署長	道府県知事
第七十条の四 第三十項	税務署長	道府県知事
	第一項	法附則第十二条第一項
第七十条の四 第三十一項	贈与税	不動産取得税
	第四項又は第五項	同項の規定によりその例に よることとされる第四項又 は第五項
第七十条の四 第三十二項	利子税及び延滞税	延滞金
	国の	地方団体の
第七十条の四 第三十三項	第三十一項第三号におい て読み替えて適用される	法第十八条の二第四項
	国税通則法第七十三条第 四項	

第七十条の四 第二十六項（ 第一号及び第 三号を除く。）	同法第四十九条第二項及 び第三項	法第十五条の三第二項及び 第三項
	第七十条の四 第一項	法附則第十二条第一項
第七十条の四 第二十七項	納税の猶予	徴収の猶予
	国税通則法及び国税徴収 法	法
第七十条の四 第二十八項	贈与税	不動産取得税
	延滞税	延滞金
第七十条の四 第二十九項	前号に規定する 期限	同項の規定による 期限（第三項、第四項、第 十九項又は前項の規定によ る当該期限を含む。）
	国税通則法の 第一項の 贈与税の額	法の 法附則第十二条第一項の 不動産取得税の額
第七十条の四 第三十項	贈与税に 贈与税の申告書の提出期 限	不動産取得税に 納期限
	納税の猶予	徴収の猶予
第七十条の七 第一項	利子税	延滞金
	第七十条の四第一項 農地等	法附則第十二条第一項 農地、採草放牧地及び進農 地

第七十条の四	第一項	法附則第十二条第一項
	贈与税	不動産取得税
第二十九項	納税の猶予	徴収の猶予
	第一項	法附則第十二条第一項
第七十条の四 第三十項	同項に規定する	同項の規定による
	国税通則法第五十一条第一項	法第十六条第三項
	税務署長	道府県知事
	贈与税	不動産取得税
	第四項又は第五項	同項の規定によりその例によることとされる第四項又は第五項
	納税の猶予	徴収の猶予
	同法第四十九条第二項及び第三項	法第十五条の三第二項及び第三項
	第一項	法附則第十二条第一項
	納税の猶予	徴収の猶予
	国税通則法及び国税徴収法	法
第七十条の四 第三十一項（ 第一号及び第三号を除く。）	贈与税に	不動産取得税に
	延滞税	延滞金
	贈与税の	不動産取得税の
	納税猶予分の贈与税額と	同項の規定による徴収の猶

第七十条の四第二十九項	第一号又は第二号	法附則第十二条第二項において準用する第七十条の四第二十九項第一号又は第二号
	利子税	延滞金
第七十条の七 第二項	財務省令	総務省令
	第七十条の四第一項ただし書又は第四項	法附則第十二条第一項においてその例によることとされる第七十条の四第一項ただし書又は第四項
納税の猶予	徴収の猶予	
納税地の所轄税務署長	道府県知事	
当該税務署長	当該道府県知事	
第七十条の四第二十九項及び第七十条の六第三十六項	法附則第十二条第二項において準用する第七十条の四第二十九項	
利子税	延滞金	
これら	同項	
前三条のいずれか	法附則第十二条第二項において準用する第九十三条第四項	
第九十六条	延滞金	
利子税等（利子税、延滞税及び還付加算金をいう）	延滞金	

第七十条の八 第一項	第七十条の四 第三十四項	納税猶予分の贈与税額を	予を受けたものと
		前号に規定する	取得税の額を
農地等	第七十条の四第一項	国税通則法の	法の
農地	第七十条の四第一項	第一項の	法附則第十二条第一項の
	第五項	贈与税に	不動産取得税に
	第四項	贈与税の申告書の提出期限	納期限
	第一項ただし書	納税の猶予	徴収の猶予
	利子税	延滞金	
	第四項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第一項ただし書	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第四項
	第五項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第五項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第五項
	第七十条の四第一項	法附則第十二条第一項	法附則第十二条第一項

。)

第七十条の八 第二項	利子税	延滞金
	財務省令	総務省令
第九十三条第 四項 第九十六条	第七十条の四第一項ただし書又は第四項	法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる第七十条の四第一項ただし書又は第四項
	納税の猶予	徴収の猶予
	納税地の所轄税務署長	道府県知事
	当該税務署長	道府県知事
	利子税	延滞金
	利子税等（利子税、延滞税及び還付加算金をいう。）	延滞金

5 租税特別措置法施行令第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第三十六項、第三十七項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十八項、第十九項、第二十三項及び第二十六項から第二十八項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と、同条第十二項中「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「不動産取得税の額」と、同

5 租税特別措置法施行令第四十条の六第十三項、第二十一項、第二十四項、第二十五項、第三十四項、第三十五項、第四十六項及び第四十七項の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十七項、第十八項及び第二十二項から第二十四項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同令第四十条の六第十三項中「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と、「財務省令」とあるのは「総務省令」と、同条第二十一項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と、「納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、

条第二十項中「納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、同条第五十七項中「法第七十条の四第一項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条第一項」と、「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と、「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と読み替えるものとする。

6 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、当該貸付特例適用農地等に係る同項に規定する農用地利用集積計画に基づく賃借権等の存続期間が満了をしたことにより当該賃借権等が消滅した場合又は当該存続期間の満了する前に当該賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合には、その消滅した旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を、当該賃借権等の消滅した日から二月以内に道府県知事に提出しなければならない。

7 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十七項の規定の適用を受ける受贈者が、同項に規定する一時的道路用地等（以下

「一時的道路用地等」という。）の用に供されている同条第一項に規定する農地等（以下

「農地等」という。）につき、当該農地等に係る同条第十七項に規定する貸付期限（以下

「貸付期限」という。）の到来により同条第十七項に規定する地上権等（以下

同条第二十四項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と、同条第二十五項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と、同条第四十六項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と、「法第七十条の四第一項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条第一項」と、「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」とあり、「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と、同条第四十七項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と読み替えるものとする。

6 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第八項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等につき、当該貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画に基づく賃借権等の存続期間が満了をしたことにより当該賃借権等が消滅した場合又は当該存続期間の満了する前に当該賃借権等の解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅した場合には、その消滅した旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を、当該賃借権等の消滅した日から二月以内に道府県知事に提出しなければならない。

7 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十六項の規定の適用を受ける受贈者が、同項に規定する一時的道路用地等（第九項、第十一項及び第十六項第一号において「一時的道路用地等」という。）の用に供されている同条第一項に規定する農地等（以下この項、第九項、第十一項、第十六項及び第十七項において「農地等」という。）につき、当該農地等に係る同条第十六項に規定する貸付期限（以下この項から第十項までにおいて「貸付期限」という。）の到来により同条第十六項に規定する地上権等（以下この

「地上権等」という。）が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を受贈者の農業の用に供している旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書に、農業委員会の証明書で総務省令で定めるところにより当該受贈者の農業の用に供されている旨を証するものその他総務省令で定める書類を添付し、これを地上権等の消滅した日から二月以内に、道府県知事に提出しなければならない。

8 略

9 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十七項の規定の適用を受けて農地等を一時的道路用地等の用に供している場合において、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延等により貸付期限が延長されることとなったときは、受贈者は、引き続き同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した届出書に、貸付期限を延長する事情の詳細を記載した当該事業の施行者の書類その他総務省令で定める書類を添付し、これを当該貸付期限の到来する日から一月以内に、道府県知事に提出しなければならない。

一〇五 略

10 及び 11 略

12 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定の適用を受ける受贈者が同項に規定する営農困難時貸付農地等（以下この項において「営農困難時貸付

項及び次項において「地上権等」という。）が消滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の解約が行われたことにより地上権等が消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等を受贈者の農業の用に供している旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書に、農業委員会の証明書で総務省令で定めるところにより当該受贈者の農業の用に供されている旨を証するものその他総務省令で定める書類を添付し、これを地上権等の消滅した日から二月以内に、道府県知事に提出しなければならない。

8 略

9 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第十六項の規定の適用を受けて農地等を一時的道路用地等の用に供している場合において、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延等により貸付期限が延長されることとなったときは、受贈者は、引き続き同項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した届出書に、貸付期限を延長する事情の詳細を記載した当該事業の施行者の書類その他総務省令で定める書類を添付し、これを当該貸付期限の到来する日から一月以内に、道府県知事に提出しなければならない。

一〇五 略

10 及び 11 略

農地等」という。)について法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第二十六項の規定により提出する同項の届出書には、営農困難時貸付農地等に係る事項その他の総務省令で定める事項を記載しなければならない。

13| 略

14| 略

15| 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、租税特別措置法第七十条の四第三十五項の規定により、同項の事実が生じた旨を、国税庁長官又は法附則第十二条第一項の農地、採草放牧地及び準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を当該農地、採草放牧地及び準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

16| 農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）は、租税特別措置法第七十条の四第三十六項の規定により、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けた同項の準農地の利用の形態その他の現況を当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を当該準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

17| 道府県知事は、前二項の規定による通知の事務に関し必要があると認められる場合には、これらの規定に規定する農林水産大臣又は市町村長若しくは農業委員会に対し、法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける受贈者並びに同項の規定の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地に関

12| 略

13| 略

14| 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、租税特別措置法第七十条の四第三十項の規定により、同項の事実が生じた旨を、国税庁長官又は法附則第十二条第一項の農地、採草放牧地及び準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を当該農地、採草放牧地及び準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

15| 農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）は、租税特別措置法第七十条の四第三十一項の規定により、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けた同項の準農地の利用の形態その他の現況を当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を当該準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

する事項その他総務省令で定める事項を通知することができる。

18| 次に掲げるものについては、法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける農地等に該当するものとして、第一号に掲げるものにあつては租税特別措置法第七十条の四（第六項から第十五項までを除く。）の規定を準用し、又はその例によることとし、第二号及び第三号に掲げるものにあつては同法第七十条の四（第六項から第十四項までを除く。）の規定を準用し、又はその例によることとする。

一及び二 略

三 租税特別措置法施行令第四十条の六第十一項に規定する道路、用水路、排水路、かんがい用施設その他これらに類する施設の用地

19| 略

16| 次に掲げるものについては、法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける農地等に該当するものとして、第一号に掲げるものにあつては租税特別措置法第七十条の四（第六項から第十五項までを除く。）の規定を準用し、又はその例によることとし、第二号及び第三号に掲げるものにあつては同法第七十条の四（第六項から第十四項までを除く。）の規定を準用し、又はその例によることとする。

一及び二 略

三 租税特別措置法施行令第四十条の六第十二項に規定する道路、用水路、排水路、かんがい用施設その他これらに類する施設の用地

17| 略

18| 法附則第十二条第一項及び第二項の規定において租税特別措置法第七十条の四第八項から第十三項までの規定を準用し、又はその例による場合には、次に掲げる者は、法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける受贈者に含まれるものとする。

一 地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第七号）附則第四条第六項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の法附則第十二条第一項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の法附則第十二条第一項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第十条の二 当分の間、第四十三条の三第二項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十条の二の二 法附則第十二条の二の四第一項第二号に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同号に規定する公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げるも

三 地方税法の一部を改正する法律(平成七年法律第四十号)附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の法附則第十二条第一項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四 地方税法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四号)第一条の規定による改正前の法附則第十二条第一項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

(法附則第十二条の三第三項の政令で定めるエネルギー消費効率)

第十条の二 法附則第十二条の三第三項に規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令で定めるエネルギー消費効率は、同項の規定により経済産業大臣及び国土交通大臣が定める製造事業者等の判断の基準となるべき事項において運行に必要な装備をした状態における自動車の重量等の区分に応じて定められた基準となるエネルギー消費効率で総務省令で定めるものとする。

のとす。

<p>一 電気通信事業法第 二条第五号に規定す る電気通信事業者で 総務省令で定めるも の</p>	<p>電気通信事業法第二条第二号に規定する電気 通信設備（次号及び第五号において「電気通 信設備」という。）で総務省令で定めるもの の電源の用途（通常の電力の供給が断られた 場合その他総務省令で定める場合の用途に限 る。次号、第三号及び第五号において同じ。</p>
<p>二 警察の用に供する 電気通信設備を設置 し、及び管理する者</p>	<p>警察の用に供する電気通信設備の電源の用途</p>
<p>三 放送法（昭和二十 五年法律第三百十二 号）第二条第三号の 二に規定する放送事 業者</p>	<p>放送法第二条第一号に規定する放送の用に供 する施設で総務省令で定めるものの電源の用 途</p>
<p>四 自衛隊の使用する 機械を管理する者</p>	<p>自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自 動車（道路運送車両法第四条の規定により登 録を受けている自動車並びに自衛隊法（昭和 二十九年法律第六十五号）第百十四条第一 項の規定により道路運送車両法の規定が適用 されない自動車）同条第三項の規定により番</p>

	号及び標識を付されたものを除く。)その他これらに類する機械で総務省令で定めるものの電源又は動力源の用途
五 消防庁及び地方公共団体	消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途

2 | 法附則第十二条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める者は、専用の鉄道を設置する者及び専用側線において車両の入換作業を営む者とする。

3 | 法附則第十二条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める機械は、日本貨物鉄道株式会社が駅(専用側線のために設けられたものを除く。)の構内その他これに類するコンテナ貨物の取扱いを行う場所において専らコンテナ貨物の積卸しの用に供するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものの以外のものである。

4 | 法附則第十二条の二の四第一項第四号に規定する政令で定める者は、委託を受けて農作業を行う者で総務省令で定めるもの、農地の造成又は改良を主たる業務とする者及び素材生産業を営む者で総務省令で定めるものとする。

5 | 法附則第十二条の二の四第一項第四号に規定する動力耕うん機その他の政令で定める機械は、農業又は林業の用に供する機械、農地の造成又は改良の業務の用に供する機械及び素材生産業の用に供する機械で、次に掲げるものとする。

- 一 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調

整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械

二 製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機

6| 法附則第十二条の二の四第一項第五号に規定する陶磁器製造業、木材加工業その他の政令で定める事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同号に規定する製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

陶磁器製造業	陶磁器の製造工程における焼成及び乾燥の用途
建設用粘土製品製造業	建設用粘土製品（粘土かわら及び陶管に限る。）の製造工程における焼成及び乾燥の用途
セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）	セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
生コンクリート製造業	生コンクリート製造業を営む者（製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。）の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けて

鉄鋼業	<p>いるもの以外のものの動力源の用途</p> <p>ペレット、連続鑄造鋼片、条鋼、鋼板、鋼管、鋼管継手、鋼線、鑄鋼及び鍛鋼の製造工程における熱処理、焼鈍、加熱及び乾燥の用途</p>
電気供給業	<p>1 汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途</p> <p>2 ガスタービン発電装置の動力源の用途</p>
地熱資源開発事業	<p>地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途</p>
<p>鉱物（岩石及び砂利を含む。以下この項において同じ。）の掘採事業</p>	<p>さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>とび・土工事業で総務省令で定めるものの</p>	<p>とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないもの又は道路運送車両法第四条の規定により登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>鉱さいバラス製造業</p>	<p>鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内において専ら鉱さいの破碎又は鉱さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械（道路運送車両法第四条</p>

<p>航空運送サービス業で総務</p>	<p>鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業</p>	<p>倉庫業</p>	<p>港湾運送業</p>	
<p>空港法第四条第一項各号に掲げる空港、同法第五条第一項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行</p>	<p>用途 による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>	<p>もの以外のものの動力源の用途</p>	<p>もの以外のものの動力源の用途</p>	<p>の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>

<p>省令で定めるもの</p>	<p>場で総務省令で定めるものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途</p>
<p>廃棄物処理事業</p>	<p>廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第三号ロに規定する埋立地をいう。）内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>木材加工業で総務省令で定めるもの</p>	<p>木材加工業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>木材市場業で総務省令で定めるもの</p>	<p>木材市場業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>
<p>たい肥製造業で総務省令で</p>	<p>たい肥製造業で総務省令で定めるものを営む者の事業場内において、専らたい肥の製造工程において使</p>

定めるもの	自動車教習所 業で総務省令 で定めるもの	索道事業	ゴルフ場業
<p>用する機械（道路運送車両法第四条の規定により登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又はたい肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源の用途</p>	<p>自動車教習所業で総務省令で定めるものを営む者の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条第一項の規定により指定を受けた同法第九十八条第一項に規定する自動車教習所において自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員若しくは技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置又は無線指導装置を備えた機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途</p>	<p>鉄道事業法第三十二条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途</p>	<p>ゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けてい</p>

るものを除く。以下この項において同じ。）、刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械又は芝生の育成管理用の土若しくは砂を散布する装置を備えた機械の動力源の用途

7| 第四十三条の十五の規定は、法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第四百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあるのは、「車両又は設備」と、同条第四項中「経過する日」とあるのは「経過する日（当該経過する日が平成二十四年三月三十一日以後に到来する場合には、同日）」と読み替えるものとする。

8| 第四十三条の十七の規定は、法附則第十二条の二の四第二項において準用する法第四百四十四条の三十一第四項の規定による免除又は還付の手續について準用する。

9| 第四十三条の四の規定は、法附則第十二条の二の四第四項の規定により読み替えて適用される法第四百四十四条の三第一項第三号に規定する法附則第十二条の二の四第一項に規定する軽油の引取りに係る軽油の譲渡をしようとする者について準用する。

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 略

2 法附則第十五条第二項に規定する流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 略

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 略

2 法附則第十五条第二項に規定する流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるものは、次に掲げる倉庫とする。

一 略

二 道路法第三条第一号に掲げる高速自動車国道若しくはこれに類する道路の周辺の地域又は鉄道の貨物駅の周辺の地域のうち、物資の流通の拠点となる区域として国土交通大臣が総務大臣と協議して指定する区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ〜ニ 略

3
3
25
略

26 法附則第十五条第十八項に規定する高度テレビジョン放送施設で政令で定めるものは、放送番組の制作に必要な設備並びに無線設備及びこれに附帯する設備のうち総務省令で定めるもので、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

27
32
略

33 法附則第十五条第二十四項に規定する設備で政令で定めるものは、一台又は一基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が二千万円以上の設備（同項に規定する充電するための設備にあつては、三百万円以上の設備）で総務省令で定めるものとする。

34
43
略

二 道路法第三条第一号に掲げる高速自動車国道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち 物資の流通の拠点となる区域として国土交通大臣が総務大臣と協議して指定する区域内において新設され、又は増設された倉庫であつて、次に掲げる要件に該当するものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたもの

イ〜ニ 略

3
3
25
略

26 法附則第十五条第十八項に規定する高度テレビジョン放送施設で政令で定めるものは、放送番組の制作に必要な設備、搬送設備並びに無線設備及びこれに附帯する設備のうち総務省令で定めるもので、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

27
32
略

33 法附則第十五条第二十四項に規定する設備で政令で定めるものは、一台又は一基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。）が二千万円以上の設備

で総務省令で定めるものとする。

34
43
略

44 法附則第十五条第二十九項に規定する償却資産として政令で定めるものは、同項に規定する特定鉄道事業者が所有する同項に規定する譲受固

44| 法附則第十五条第三十項に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものとする。

45| 法附則第十五条第三十一項に規定する政令で定める設備は、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第三項に規定する一般と畜場において同法第六条及び第九条に規定する措置を講ずるために必要な設備で総務省令で定めるものとする。

46| 法附則第十五条第三十三項に規定する政令で定める公共交通特定事業

定資産で同項に規定する特定鉄道事業の用に供されるものうち、昭和六十二年三月三十一日において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団が所有し、かつ、日本国有鉄道改革法等施行法第百三十条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十三条第一項ただし書の規定により日本国有鉄道に無償で貸し付けていた償却資産で、当該償却資産を同項本文の規定により日本国有鉄道に有償で貸し付けていたとした場合には地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条第一項において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（次条第一項において「旧交納付金法」という。）附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の適用があつたものとする。

45| 法附則第十五条第三十一項に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものとする。

46| 法附則第十五条第三十二項に規定する政令で定める設備は、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第三項に規定する一般と畜場において同法第六条及び第九条に規定する措置を講ずるために必要な設備で総務省令で定めるものとする。

47| 法附則第十五条第三十四項に規定する政令で定める公共交通特定事業

は、既設の駅又は停留場を利用する高齢者、障害者等の円滑な利用に資する設備で総務省令で定めるものを設置するための事業とする。

47| 法附則第十五条第三十三項に規定する公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画において同法第二条第四号イに規定する鉄道事業者又は同号ロに規定する軌道経営者に鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行うこととされた法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 三 略

48| 法附則第十五条第三十三項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

49| 法附則第十五条第三十三項に規定する停車場設備その他の構築物で政令で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

50| 法附則第十五条第三十五項に規定する鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは抛出售れた金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは抛出售をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

51| 法附則第十五条第三十五項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備又は停車場設備とする。

は、既設の駅又は停留場を利用する高齢者、障害者等の円滑な利用に資する設備で総務省令で定めるものを設置するための事業とする。

48| 法附則第十五条第三十四項に規定する公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画において同法第二条第四号イに規定する鉄道事業者又は同号ロに規定する軌道経営者に鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行うこととされた法人であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 三 略

49| 法附則第十五条第三十四項に規定する停車場建物その他の家屋で政令で定めるものは、停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。

50| 法附則第十五条第三十四項に規定する停車場設備その他の構築物で政令で定めるものは、停車場設備、線路設備又は電路設備とする。

51| 法附則第十五条第三十六項に規定する鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、その発行済株式の総数又は出資金額若しくは抛出售れた金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは抛出售をされている法人で総務大臣が指定するものとする。

52| 法附則第十五条第三十六項に規定する線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物は、線路設備、電路設備又は停車場設備とする。

52| 法附則第十五条第三十六項に規定する政令で定める特定用途港湾施設は、港湾法施行令第四条第一項第一号の用途に供される港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十条第一項に規定する事業計画又は協定において港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者に譲渡される旨が定められていることについて当該港湾管理者が証明したものである。

53| 法附則第十五条第三十六項に規定する特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

54| 法附則第十五条第三十七項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第二項に規定する一般廃棄物の処理を行うための家屋及び償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

55| 法附則第十五条第三十八項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

53| 法附則第十五条第三十七項に規定する政令で定める特定用途港湾施設は、港湾法施行令第四条第一項第一号の用途に供される港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第十条第一項に規定する事業計画又は協定において港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者に譲渡される旨が定められていることについて当該港湾管理者が証明したものである。

54| 法附則第十五条第三十七項に規定する特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

55| 法附則第十五条第三十八項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第二項に規定する一般廃棄物の処理を行うための家屋及び償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

56| 法附則第十五条第三十九項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するものとして総務省令で定めるものとする。

56| 法附則第十五条第三十九項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

57| 法附則第十五条第三十九項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

一 四 略

58| 法附則第十五条第四十項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定める家屋及び償却資産とする。

59| 法附則第十五条第四十一項に規定する集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する設備で政令で定めるものは、二以上の鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者の鉄道又は軌道を利用する者の運賃に関する情報を処理するための電子計算機による情報処理システムを構成する設備で総務省令で定めるもの（既に事業の用に供されていた設備を当該事業の用に供しなくなったことに伴い、当該事業の用に供しなくなった設備に代えて当該事業の用に供

57| 法附則第十五条第四十項に規定する選定事業で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業のうち、当該選定事業に係る経費の全額を当該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者（以下この項及び次項において「地方公共団体等」という。）が負担し、かつ、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該選定事業に係る同法第二条第一項に規定する公共施設等が当該地方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする。

58| 法附則第十五条第四十項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家屋及び償却資産とする。

一 四 略

59| 法附則第十五条第四十一項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定める家屋及び償却資産とする。

60| 法附則第十五条第四十二項に規定する集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する設備で政令で定めるものは、二以上の鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者の鉄道又は軌道を利用する者の運賃に関する情報を処理するための電子計算機による情報処理システムを構成する設備で総務省令で定めるもの

される設備を除く。)とする。

60] 法附則第十五条第四十二項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一及び二 略

61] 法附則第十五条第四十三項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

とする。

61] 法附則第十五条第四十三項に規定する成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

一及び二 略

62] 法附則第十五条第四十四項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第四項に規定する選定事業で総務省令で定めるものにより総務省令で定める土地の上に取得された家屋及び償却資産で、同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定において国立大学法人に譲渡される旨が定められていることについて当該国立大学法人が証明したものとす。

63] 法附則第十五条第四十五項に規定する鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の一以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人

二 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の四分の一以上の数又は金額が一の地方公共団体により所有され、又は出資若しくは拠出をされている法人(前号に掲げる法人を除く。)

64] 法附則第十五条第四十六項に規定する地下街等で政令で定めるものは、水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十五条第一項第三号に規

62| 法附則第十五条第四十四項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

63| 法附則第十五条第四十五項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 三 略

64| 法附則第十五条第四十五項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

65| 法附則第十五条第四十六項に規定する電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、搬送設備、交換設備及び市内線路設備のうち、総務省令で定めるもので、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備

定する地下街等のうち、その床面積が五千平方メートル以上のものとする。

65| 法附則第十五条第四十七項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 三 略

66| 法附則第十五条第四十八項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

一 三 略

67| 法附則第十五条第四十八項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場とする。

68| 法附則第十五条第四十九項に規定する基準適合表示車のうち政令で定めるものは、同項に規定する基準適合表示車のうち、軽油を燃料とするものでその原動機の定格出力が三十七キロワット以上七十五キロワット未満であるものとする。

69| 法附則第十五条第五十項に規定する電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものは、搬送設備、交換設備及び市内線路設備のうち、総務省令で定めるもので、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備

事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

66] 法附則第十五条第四十七項に規定する政令で定める者は、第十九項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

67] 法附則第十五条第四十九項に規定する郵便事業株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 一六 略

68] 法附則第十五条第四十九項に規定する郵便局株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 一五 略

69] 法附則第十五条第五十七項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条の二 法附則第十五条の二第一項に規定する償却資産として政令で定めるものは、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨

事業により新設したものであることについて総務大臣の証明を受けたものとする。

70] 法附則第十五条第五十一項に規定する政令で定める者は、第十九項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するものとする。

71] 法附則第十五条第五十三項に規定する郵便事業株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 一六 略

72] 法附則第十五条第五十三項に規定する郵便局株式会社に係る政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

一 一五 略

73] 法附則第十五条第六十一項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、同項に規定する政令で定める土地及び家屋は、当該施設の用に供する土地及び家屋のうち、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供するもの以外のものとする。

(日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条の二 法附則第十五条の二第一項に規定する償却資産として政令で定めるものは、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨

物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社が所有する固定資産で鉄道事業の用に供されるものうち、昭和六十二年三月三十一日において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団が所有し、かつ、日本国有鉄道改革法等施行法第三百十条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十三条第一項ただし書の規定により日本国有鉄道に無償で貸し付けていた償却資産で、当該償却資産を同項本文の規定により日本国有鉄道に有償で貸し付けていたとした場合には地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の適用があつたものとする。

2及び3 略

（固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲）

第十二条 略

2と20 略

21 法附則第十五条の八第四項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。

一 略

物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社が所有する固定資産で鉄道事業の用に供されるものうち、昭和六十二年三月三十一日において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団が所有し、かつ、日本国有鉄道改革法等施行法第三百十条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）第二十三条第一項ただし書の規定により日本国有鉄道に無償で貸し付けていた償却資産で、当該償却資産を同項本文の規定により日本国有鉄道に有償で貸し付けていたとした場合には旧交付金法

附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。）の適用があつたものとする。

2及び3 略

（固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲）

第十二条 略

2と20 略

21 法附則第十五条の八第四項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。

一 略

二 当該貸家住宅の建設に要する費用について、政府の補助で総務省令で定めるもの又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第四十一条第一項の規定による地方公共団体の補助を受けていること。

三 略

22
22
22
略

(阪神・淡路大震災等に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲)

第十二条の二 略

2
2
2
略

15 第十二項及び前項（第十九項、第二十一項及び第二十五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に定めるもののほか、被災家屋若しくは災害被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は第十二項第二号若しくは前項第二号に掲げる家屋に共用部分があるときのこれらの項の床面積等の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

16
16
16
略

20 法附則第十六条の二第十四項に規定する政令で定める区域は、平成十九年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区

二 当該貸家住宅の建設に要する費用について

高齢者の居住の安定確保に関する法律第四十一条第一項の規定による地方公共団体の補助を受けていること。

三 略

22
22
22
略

(阪神・淡路大震災等に係る固定資産税及び都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲)

第十二条の二 略

2
2
2
略

15 第十二項及び前項（第十九項、第二十三項及び第二十七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に定めるもののほか、被災家屋若しくは災害被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの又は第十二項第二号若しくは前項第二号に掲げる家屋に共用部分があるときのこれらの項の床面積等の算定に関し必要な事項は、総務省令で定める。

16
16
16
略

20 法附則第十六条の二第十四項に規定する政令で定める区域は、第十八項に規定する区域とする。

21 第十六項の規定は法附則第十六条の二第十四項に規定する政令で定める者について、第十七項の規定は同条第十四項に規定する政令で定める部分について準用する。

22 法附則第十六条の二第十五項に規定する政令で定める区域は、平成十九年能登半島地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区

域とする。

21| 第十三項の規定は法附則第十六条の第十四項に規定する政令で定める者について、第十四項の規定は同条第十四項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

22| 法附則第十六条の第十五項に規定する政令で定める区域は、第二十二項に規定する区域とする。

23| 第十六項の規定は法附則第十六条の第十五項に規定する政令で定める者について、第十七項の規定は同条第十五項に規定する政令で定めるところについて準用する。

24| 法附則第十六条の第十六項に規定する政令で定める区域は、平成十九年新潟県中越沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域とする。

25| 第十三項の規定は法附則第十六条の第十六項に規定する政令で定める者について、第十四項の規定は同条第十六項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

26| 法附則第十六条の第十七項に規定する政令で定める区域は、第二十四項に規定する区域とする。

27| 第十六項の規定は法附則第十六条の第十七項に規定する政令で定める者について、第十七項の規定は同条第十七項に規定する政令で定めるところについて準用する。

28| 第十一項、第十三項（第十九項、第二十一項及び第二十五項において準用する場合を含む。）又は第十六項（第二十三項及び前項において準用する場合を含む。）に規定する者が法附則第十六条の二

域とする。

23| 第十三項の規定は法附則第十六条の第十五項に規定する政令で定める者について、第十四項の規定は同条第十五項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

24| 法附則第十六条の第十六項に規定する政令で定める区域は、第二十二項に規定する区域とする。

25| 第十六項の規定は法附則第十六条の第十六項に規定する政令で定める者について、第十七項の規定は同条第十六項に規定する政令で定めるところについて準用する。

26| 法附則第十六条の第十七項に規定する政令で定める区域は、平成十九年新潟県中越沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域とする。

27| 第十三項の規定は法附則第十六条の第十七項に規定する政令で定める者について、第十四項の規定は同条第十七項に規定する政令で定めるところにより算定した額について準用する。

28| 法附則第十六条の第十八項に規定する政令で定める区域は、第二十六項に規定する区域とする。

29| 第十六項の規定は法附則第十六条の第十八項に規定する政令で定める者について、第十七項の規定は同条第十八項に規定する政令で定めるところについて準用する。

30| 第十一項、第十三項（第十九項、第二十三項及び第二十七項において準用する場合を含む。）又は第十六項（第二十一項、第二十五項及び前項において準用する場合を含む。）に規定する者が法附則第十六条の二

第十項から第十七項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する家屋及び償却資産の所在地の市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

29| 略

（固定資産税等の特例の適用上宅地等として取り扱うもの）

第十三条 法附則第十七条第一号ただし書に規定する政令で定める田又は

畑は、次に掲げる田又は畑とする。

一 略

二 都市計画法第七条第一項の市街化区域（以下「市街化区域」という

。内にある田又は畑で農地法第四条第一項第七号又は第五条第一項

第六号の届出がされたもの

三 略

（市街化区域農地に係る徴収猶予の特例を適用しない農地）

第十四条の四 法附則第二十九条の四第一項に規定する政令で定める農地

は、農地法第二十条第一項に規定する借賃等を支払うこととなつてい

る農地（以下この条において「賃借農地」という。）のうち、次に掲げる

ものとする。

一 昭和四十七年一月一日までの間に当該市町村の区域について定められた市街化区域内の賃借農地にあつては、地方税法の一部を改正する

第十項から第十八項までの規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類をこれらの項に規定する家屋及び償却資産の所在地の市町村長（法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

31| 略

（固定資産税等の特例の適用上宅地等として取り扱うもの）

第十三条 法附則第十七条第一号ただし書に規定する政令で定める田又は

畑は、次に掲げる田又は畑とする。

一 略

二 都市計画法第七条第一項の市街化区域（以下「市街化区域」という

。内にある田又は畑で農地法第四条第一項第五号又は第五条第一項

第三号の届出がされたもの

三 略

（市街化区域農地に係る徴収猶予の特例を適用しない小作地）

第十四条の四 法附則第二十九条の四第一項に規定する政令で定める小作

地は、次に掲げる小作地

とする。

一 昭和四十七年一月一日までの間に当該市町村の区域について定められた市街化区域内の小作地にあつては、地方税法の一部を改正する

法律（昭和四十六年法律第十一号）の公布の日後に賃借農地となつたもの

二 昭和四十七年一月二日以後において当該市町村の区域について定められた市街化区域内の賃借農地にあつては、当該市街化区域が定められた日後に賃借農地となつたもの

三 前二号の市街化区域が変更されたことにより市街化区域となつた区域内の賃借農地にあつては、当該市街化区域が変更された日後に賃借農地となつたもの

（法附則第二十九条の五第一項の政令で定める事由等）

第十四条の五 略

2～7 略

8 法附則第二十九条の五第七項又は第八項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の第十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「若しくは第四百四十四条の二十九第一項」とあるのは、「第四百四十四条の二十九第一項若しくは附則第二十九条の五第七項若しくは第八項」とする。

9～11 略

法律（昭和四十六年法律第十一号）の公布の日後に小作地となつたもの

二 昭和四十七年一月二日以後において当該市町村の区域について定められた市街化区域内の小作地にあつては、当該市街化区域が定められた日後に小作地となつたもの

三 前二号の市街化区域が変更されたことにより市街化区域となつた区域内の小作地にあつては、当該市街化区域が変更された日後に小作地となつたもの

（法附則第二十九条の五第一項の政令で定める事由等）

第十四条の五 略

2～7 略

8 法附則第二十九条の五第七項又は第八項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の第十四第一項の規定の適用については、同項第四号中「若しくは第七百条の二十一第一項」とあるのは、「第七百条の二十一第一項若しくは附則第二十九条の五第七項若しくは第八項」とする。

9～11 略

（法附則第二十九条の六第一項の認可又は決定等）

第十四条の六 法附則第二十九条の六第一項の表の第一号に規定する土地

区画整理事業に係る認可又は決定で政令で定めるものは前条第三項第二号から第四号までに掲げる認可又は決定とし、同表の第一号に規定する

住宅街区整備事業に係る認可又は決定で政令で定めるものは同項第五号から第七号までに掲げる認可又は決定とする。

2 法附則第二十九条の六第一項の表の第三号に規定する政令で定める区域は、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用区域、第二種低層住居専用区域、第一種中高層住居専用区域又は第二種中高層住居専用地域の区域とする。

3 法附則第二十九条の六第二項の申告は、当該市町村の条例で定めるところにより、同条第一項の認定を受けようとする土地の所在及び地積その他当該認定に必要な事項を記載した申告書によりしなければならない。

4 前項の申告書には、総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定)

第十四条の六 略

2 法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地について、前項の規定により読み替えられた法附則第十九条の三第一項(法附則第二十七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定を適用する場合には、法附則第十九条の三第二項及び第三項の規定は適用せず、法附則第二十一条の二第一項及び第二十七条の四の二第一項中「附則第十九条の三第三項」とあるのは「地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)附則第十四条の六第一項」と、「同条第一

(法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定)

第十四条の七 略

2 法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地について、前項の規定により読み替えられた法附則第十九条の三第一項(法附則第二十七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定を適用する場合には、法附則第十九条の三第二項及び第三項の規定は、適用しない

項ただし書」とあるのは「附則第十九条の三第一項ただし書」とする。

3 法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る法附則第十九条の四第八項及び第二十七条の二第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>法附則第十九条の四第八項</p>	<p>市街化区域農地（前条第三項において準用する同条第二項の規定により市街化区域設定年度（同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する市街化区域設定年度をいう。以下この項及び附則第二十七条の二第八項において同じ。）に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>市街化区域農地</p>
<p>前条第三項において準用する同条第一項ただし書</p>	<p>地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下この項において「施行</p>	

3 法附則第二十九条の七第五項に規定する市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る法附則第十九条の四第八項及び第二十七条の二第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>法附則第十九条の四第八項</p>	<p>市街化区域農地（前条第三項において準用する同条第二項の規定により市街化区域設定年度（同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する市街化区域設定年度をいう。以下この項及び附則第二十七条の二第八項において同じ。）に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>市街化区域農地</p>
<p>前条第三項において準用する同条第一項ただし書</p>	<p>地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下この項において「施行</p>	

4 略	略	市街化区域設定年度から	令」という。) 附則第十四条の六第一項の規定により読み替えられた前条第一項ただし書
		前条第三項において準用する同条第一項本文	特定市となつた年度(平成七年度以降の各年度に係る賦課期日において附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受けないこととなつた場合における当該年度をいう。附則第二十七条の二第八項において同じ。)から 施行令附則第十四条の六第六項の規定により読み替えられた前条第一項本文

(前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等)
第十五条 法附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第十九条、第十九条の三、第十九条の四、第二十一条、第二十一条の二、第二十五条、第二十五条の三から第二十七条の二まで、第二十七条の四及び第二十七条

4 略	略	市街化区域設定年度から	令」という。) 附則第十四条の七第一項の規定により読み替えられた前条第一項ただし書
		前条第三項において準用する同条第一項本文	特定市となつた年度(平成七年度以降の各年度に係る賦課期日において附則第二十九条の七第一項の規定の適用を受けないこととなつた場合における当該年度をいう。附則第二十七条の二第八項において同じ。)から 施行令附則第十四条の七第七項の規定により読み替えられた前条第一項本文

(前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等)
第十五条 法附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第十九条、第十九条の三、第十九条の四、第二十五条及び第二十五条の三から第二十七条の二まで

の四の二の規定を適用する場合において、次に掲げる額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

一〇七 略

八 法附則第十八条第一項から第六項まで、第十九条第一項、第十九条の四第一項から第四項まで、第二十一条又は第二十一条の二第一項に規定する 固定資産税の課税標準となるべき額

九〇十五 略

十六 法附則第二十五条第一項から第六項まで、第二十六条第一項、第二十七条の二第一項から第四項まで、第二十七条の四又は第二十七条の四の二第一項に規定する 都市計画税の課税標準となるべき額

十七〇二十 略

2 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第七項各号に掲げる農地で平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下この条において「特定市街化区域農地」という。）以外の農地に該当するもの（次項の規定の適用を受ける農地を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

3 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えら

の規定を適用する場合において、次に掲げる額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

一〇七 略

八 法附則第十八条第一項から第六項まで、第十九条第一項、第十九条の四第一項から第四項まで又は第二十一条に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額

九〇十五 略

十六 法附則第二十五条第一項から第六項まで、第二十六条第一項、第二十七条の二第一項から第四項まで又は第二十七条の四に規定する当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額

十七〇二十 略

2 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第七項各号に掲げる農地で平成十八年度から平成二十年まで の各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下この条において「特定市街化区域農地」という。）以外の農地に該当するもの（次項の規定の適用を受ける農地を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

3 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えら

れた法附則第十八条第七項第二号に掲げる農地で平成二十一年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十一年度一般農地等」という。）、同条第七項第三号に掲げる農地で平成二十二年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十二年度一般農地等」という。）又は同条第七項第四号に掲げる農地で平成二十三年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十三年度一般農地等」という。）のうち、当該農地の類似土地（法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。次項第二号において同じ。）が平成二十一年度一般農地等にあつては平成二十年度、平成二十二年度一般農地等にあつては平成二十一年度、平成二十三年度一般農地等にあつては平成二十二年年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）において特定市街化区域農地に該当したものに係る平成二十一年度一般農地等にあつては平成二十一年度分、平成二十二年度一般農地等にあつては平成二十二年年度分、平成二十三年度一般農地等にあつては平成二十三年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

4 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして平成二十一年度から平成二十三年

れた法附則第十八条第七項第二号に掲げる農地で平成十八年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成十八年度一般農地等」という。）、同条第二項第三号に掲げる農地で平成十九年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成十九年度一般農地等」という。）又は同条第二項第四号に掲げる農地で平成二十年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの（以下この項において「平成二十年一般農地等」という。）のうち、当該農地の類似土地（法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。次項第二号において同じ。）が平成十八年度一般農地等にあつては平成十七年度、平成十九年度一般農地等にあつては平成十八年度、平成二十年一般農地等にあつては平成十九年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）において特定市街化区域農地に該当したものに係る平成十八年度一般農地等にあつては平成十八年度分、平成十九年度一般農地等にあつては平成十九年度分、平成二十年一般農地等にあつては平成二十年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。

4 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして平成十八年度から平成二十年

度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合において、当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地に該当するときは、当該特定市街化区域農地が、当該各年度に係る賦課期日において、第一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項の規定を適用して算定するものとする。

一 略

二 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第七項第二号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの、同項第三号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十一年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの又は同項第四号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成二十二年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの

5 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税について、法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市に対して準用及び適用する場合には、特別区及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の区域は、一の市の区域とみなす。

で、の各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合において、当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地に該当するときは、当該特定市街化区域農地が、当該各年度に係る賦課期日において、第一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項の規定を適用して算定するものとする。

一 略

二 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えられた法附則第十八条第七項第二号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成十七年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの、同項第三号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成十八年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの又は同項第四号に掲げる農地に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が平成十九年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当したもの

5 平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の都市計画税について、法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市に対して準用及び適用する場合には、特別区及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区の区域は、一の市の区域とみなす。

(法附則第三十一条の三の二第一項の認定、申請又は確認の手續等)

第十五条の五 略

2～6 略

7 法附則第三十一条の三の二第三項の規定又は同条第四項において準用する法第六百一条第三項若しくは第四項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「又は第六百三条の二の二第二項」とあるのは、「第六百三条の二の二第二項又は附則第三十一条の三の二第四項」と、「若しくは第四百四十四條の二十九第一項」とあるのは、「第四百四十四條の二十九第一項若しくは附則第三十一条の三の二第三項」と、同条第二項中「又は第六百二十九條第八項」とあるのは、「第六百二十九條第八項又は附則第三十一条の三の二第四項」とする。

(法附則第三十一条の三の三第一項の認定、申請又は確認の手續等)

第十六条の二 略

2～5 略

6 法附則第三十一条の三の三第二項の規定又は同条第三項において準用する法第六百一条第三項若しくは第四項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「又は第六百三条の二の二第二項」とあるのは、「第六百三条の二の二第二項又は附則第三十一条の三の三第三項」と、「若しくは第四百四十四條の二十九第一項」とあるのは、「第四百四十四條の二十九第一項若しくは附則第三十一条の三の三第二項」と、同条第二項中「又は第六百

(法附則第三十一条の三の二第一項の認定、申請又は確認の手續等)

第十五条の五 略

2～6 略

7 法附則第三十一条の三の二第三項の規定又は同条第四項において準用する法第六百一条第三項若しくは第四項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「又は第六百三条の二の二第二項」とあるのは、「第六百三条の二の二第二項又は附則第三十一条の三の二第四項」と、「若しくは第七百四十一條の二十一第一項」とあるのは、「第七百四十一條の二十一第一項若しくは附則第三十一条の三の二第三項」と、同条第二項中「又は第六百二十九條第八項」とあるのは、「第六百二十九條第八項又は附則第三十一条の三の二第四項」とする。

(法附則第三十一条の三の三第一項の認定、申請又は確認の手續等)

第十六条の二 略

2～5 略

6 法附則第三十一条の三の三第二項の規定又は同条第三項において準用する法第六百一条第三項若しくは第四項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「又は第六百三条の二の二第二項」とあるのは、「第六百三条の二の二第二項又は附則第三十一条の三の三第三項」と、「若しくは第七百四十一條の二十一第一項」とあるのは、「第七百四十一條の二十一第一項若しくは附則第三十一条の三の三第二項」と、同条第二項中「又は第六百

二十九条第八項」とあるのは、「第六百二十九条第八項又は附則第三十一条の三の三第三項」とする。

(法附則第三十一条の三の四第一項の認定、申請又は確認の手續等)

第十六条の二の三 略

2～5 略

6 法附則第三十一条の三の四第二項、第四項又は第五項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「若しくは第四百四十四条の二十九第一項」とあるのは、「第四百四十四条の二十九第一項若しくは附則第三十一条の三の四第二項、第四項若しくは第五項」と、同条第二項中「又は第四百四十四条の三十第二項」とあるのは、「第四百四十四条の三十第二項 又は附則第三十一条の三の四第九項」とする。

第十六条の二の六及び第十六条の二の七 削除

二十九条第八項」とあるのは、「第六百二十九条第八項又は附則第三十一条の三の三第三項」とする。

(法附則第三十一条の三の四第一項の認定、申請又は確認の手續等)

第十六条の二の三 略

2～5 略

6 法附則第三十一条の三の四第二項、第四項又は第五項の規定による徴収の猶予がされた場合における第六条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「若しくは第七百条の二十一第一項」とあるのは、「第七百条の二十一第一項 若しくは附則第三十一条の三の四第二項、第四項若しくは第五項」と、同条第二項中「又は第七百条の二十一の二第二項」とあるのは、「第七百条の二十一の二第二項 又は附則第三十一条の三の四第九項」とする。

(法附則第三十二条第十項の自動車等)

第十六条の二の六 法附則第三十二条第十項の窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に係る同項に規定する政令で定める日は、平成十四年十月一日とする。

2 法附則第三十二条第十項に規定する政令で定める日以降に適用されるべきものとして定められた窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合する自動車のうち平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（同条第四項第一号に規定する排出ガス保安基準をいう。以下この項及び次項において同じ。）に適合する

自動車で政令で定めるものは、道路運送車両法第六条第一項の自動車登録ファイル（次項において「自動車登録ファイル」という。）に同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するものとして登録された自動車で総務省令で定めるものとする。

3| 法附則第三十二条第十項に規定する窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車のうち昭和五十八年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものは、自動車登録ファイルに次に掲げる排出ガス保安基準のいずれかに適合するものとして登録された自動車で総務省令で定めるものとする。

一| 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十八年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準

二| 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和六十三年十二月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準

三| 道路運送車両法第四十一条の規定により平成元年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準

四| 道路運送車両法第四十一条の規定により平成二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準

五| 道路運送車両法第四十一条の規定により平成四年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準

六| 道路運送車両法第四十一条の規定により平成五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準

- 七| 道路運送車両法第四十一条の規定により平成六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
- 八| 道路運送車両法第四十一条の規定により平成九年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
- 九| 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
- 十| 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十四年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
- 十一| 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準
- 4| 法附則第三十二条第十項の主たる定置場に係る同項に規定する政令で定める日は、平成十三年十月一日とする。
- 5| 法附則第三十二条第十項に規定する自動車の種別及び車齢に応じ政令で定める日は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第三十八号。以下この項において「特別措置法施行令改正令」という。）による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）第五条第一項に規定する特定期日（以下この項において「特定期日」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる自動車にあつては、当該各号に定める日とする。
- 一| 特別措置法施行令改正令附則第三条の規定の適用を受ける自動車であつて、同条の規定により特定期日が平成十六年九月三十日とされるもの。平

成十六年九月三十日

二 特別措置法施行令改正令附則第三条の規定の適用を受ける自動車と同条の規定により特定期日が平成十七年九月三十日とされるもの 平成十七年九月三十日

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第十六条の二の七 当分の間、第五十六条の二の二第二項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(法附則第三十三条第一項 の特定民間観光関連施設等)

第十六条の二の八 法附則第三十三条第一項 に規定する特定民間観光関連施設で政令で定めるものは、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第十六条第一項に規定する特定民間観光関連施設で総務省令で定めるもの(以下この項において「対象施設」という。)の用に供する家屋又は構築物(当該対象施設に含まれる部分に限るものとし、当該対象施設の用に供する事務所、宿舍その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定めるものを除く。第一号において同じ。)で次に掲げる要件に該当するものをその用に供する施設とする。

一及び二 略

2 法附則第三十三条第二項 に規定する政令で定める施設は、次に掲げる要件を満たす施設とする。

(法附則第三十二条の七第一項の特定民間観光関連施設等)

第十六条の二の八 法附則第三十二条の七第一項に規定する特定民間観光関連施設で政令で定めるものは、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第十六条第一項に規定する特定民間観光関連施設で総務省令で定めるもの(以下この項において「対象施設」という。)の用に供する家屋又は構築物(当該対象施設に含まれる部分に限るものとし、当該対象施設の用に供する事務所、宿舍その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定めるものを除く。第一号において同じ。)で次に掲げる要件に該当するものをその用に供する施設とする。

一及び二 略

2 法附則第三十二条の七第二項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる要件を満たす施設とする。

一及び二略

3 法附則第三十三条第三項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる要件を満たす施設とする。

一及び二略

4 法附則第三十三条第四項に規定する政令で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の九第一項の規定による認定を受けて行う一般廃棄物の処分の事業の用に専ら供する施設又は同法第十五条の四の三第一項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の処分の事業の用に専ら供する施設のうち、事務所以外の施設とする。

5 法附則第三十三条第五項に規定する政令で定める施設は、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第一項に規定する農産加工品の生産の用に供する施設で総務省令で定めるものとする。

6 法附則第三十三条第六項に規定する文化化学術研究施設のうち政令で定めるものは、次に掲げる要件を満たす文化化学術研究施設のうち、事務所以外の施設とする。

一 技術に関する研究開発の用に供される文化化学術研究施設で、その整備の事業を行うのに必要な資金の額（土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金金の利子の額を除いた額とする。）が二億円以上のものであること。

二 当該文化化学術研究施設を設置することが法附則第三十三条第六項に規定する計画の達成に資することにつき国土交通大臣の証明がされたものであること。

一及び二略

3 法附則第三十二条の七第三項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる要件を満たす施設とする。

一及び二略

4 法附則第三十二条の七第四項に規定する政令で定める施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の九第一項の規定による認定を受けて行う一般廃棄物の処分の事業の用に専ら供する施設又は同法第十五条の四の三第一項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の処分の事業の用に専ら供する施設のうち、事務所以外の施設とする。

第十六条の二の九 削除

(法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条の規定の適用がある場合における同条の規定の適用)

第十六条の二の十 事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十三条第一項から第六項までの規定の適用がある場合における同条第一項から第六項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法附則第三十三条第一項	当該特定民間観光関連施設に係る事業所 床面積	第七百一条の四十一 同条第三項	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積から控除して得た面積
法附則第三十三条第二項	当該施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当	該施設に係る事業所床面積から控除

(法附則第三十二条の八の施設)

第十六条の二の九 法附則第三十二条の八に規定する政令で定める施設は、特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第二十一条に規定する農産加工品の生産の用に供する施設で総務省令で定めるものとする。

(法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十二条の七の規定の適用がある場合における同条の規定の適用等)

第十六条の二の十 事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十二条の七の規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法附則第三十二条の七第一項	当該特定民間観光関連施設に係る事業所 床面積	第七百一条の四十一 同条第三項	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積から控除して得た面積
法附則第三十二条の七第二項から	当該施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当	該施設に係る事業所床面積から控除

項まで	第七百一条の四十一 第三項	して得た面積
法附則第三十三條第六項	当該文化學術研究施設に係る事業所床面積	第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積を当該文化學術研究施設に係る事業所床面積から控除して得た面積
第七百一条の四十一 第三項	同条第三項	

(長期譲渡所得の課税の特例)

第四項まで	第七百一条の四十一 第三項	して得た面積
同条第三項		

- 2 | 事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項又は第二項及び附則第三十二條の八の規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、同条中「当該施設に係る事業所床面積又は従業員給与総額」とあるのは「第七百一条の四十一第一項又は第二項の規定により控除すべき面積又は金額を当該施設に係る事業所床面積又は従業員給与総額から控除して得た面積又は金額」と、「第七百一条の四十一第三項」とあるのは「同条第三項」とする。
- 3 | 法附則第三十二條の八の規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せ行う場合における従業員給与総額の算定については、第五十六條の六十七の規定を準用する。この場合において、同条中「法第七百一条の四十一第一項」とあるのは、「法附則第三十二條の八」と読み替えるものとする。

(長期譲渡所得の課税の特例)

第十七条 法附則第三十四条第二項の規定により法附則第三十五条第一項

に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除する場合において、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額のうち、租税特別措置法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第二項の規定の適用に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該他の部分の金額から控除し、なお控除することができない当該損失の金額があるときは、これを順次同法第三十四条の三第一項、第三十五条の二第二項、第三十四条の二第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第二項の規定の適用に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該他の部分の金額から控除し、なお控除することができない当該損失の金額があるときは、これを順次同法第三十四条の三第一項、第三十五条の二第二項、第三十四条の二第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第二項の規定の適用に係る部分の金額から控除する。

2 法附則第三十四条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第四十五条の二第一項第一号	又は山林所得金額
	若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条

第十七条 法附則第三十四条第二項の規定により法附則第三十五条第一項

に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除する場合において、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額のうち、租税特別措置法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項又は第三十五条第一項の規定の適用に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該他の部分の金額から控除し、なお控除することができない当該損失の金額があるときは、これを順次同法第三十四条の三第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の二第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第二項の規定の適用に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該他の部分の金額から控除し、なお控除することができない当該損失の金額があるときは、これを順次同法第三十四条の三第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の二第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第二項の規定の適用に係る部分の金額から控除する。

2 法附則第三十四条第一項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第四十五条の二第一項第一号	又は山林所得金額
	若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項

<p>の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)</p>	<p>3 法附則第三十四条第五項の規定により法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除する場合において、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額のうちに租税特別措置法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定の適用に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該他の部分の金額から控除し、なお控除することができない当該損失の金額があるときは、これを順次同法第三十四条の三第一項、第三十五条の二第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十三条の四第一項の規定の適用に係る部分の金額から控除する。</p> <p>4 法附則第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>略</p>
--	---

<p>又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)</p>	<p>3 法附則第三十四条第五項の規定により法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額を控除する場合において、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額のうちに租税特別措置法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は第三十五条第一項の規定の適用に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該他の部分の金額から控除し、なお控除することができない当該損失の金額があるときは、これを順次同法第三十四条の三第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十三条の四第一項の規定の適用に係る部分の金額から控除する。</p> <p>4 法附則第三十四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>略</p>
---	---

<p>法第三百十七 条の二第一項 第一号</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）</p>
----------------------------------	-----------------	---

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第十七条の二 法附則第三十四条の二第二項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情は、同項の譲渡に係る土地等の買取りをする租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業（以下この項及び第四項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又

<p>法第三百十七 条の二第一項 第一号</p>	<p>又は山林所得金額</p>	<p>若しくは山林所得金額又は長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項 又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）</p>
----------------------------------	-----------------	---

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第十七条の二 法附則第三十四条の二第二項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情は、同項の譲渡に係る土地等の買取りをする租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十五号までの造成又は同項第十六号若しくは第十七号の建設に関する事業（以下この項及び第四項において「確定優良住宅地造成等事業」という。）を行う個人又

は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める事由により法附則第三十四条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号ロに規定する開発許可若しくは認可

、同項第十四号ハの都道府県知事の認定、同項第十五号ニの都道府県知事若しくは市町村長の認定又は同項第十六号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅に係る建築基準法第七条第五項若しくは第七条の二第五項に規定する検査済証の交付（以下この条において「開発許可等」という。）を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた事情（当該土地等の譲渡について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項の税務署長の承認を受けた事情がある場合には、当該事情）とする。

一 租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項第一号から第四号までに掲げる事業 当該各号に定める事由

二 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間の末日から同日以後二年（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項第一号から第三号までに掲げる事業（同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限るものとし、同項第二号又は第三号に掲げる事業にあつてはその造成に係る住宅建設の用に供される一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるも

は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める事由により法附則第三十四条の二第二項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号ロに規定する開発許可若しくは認可、同項第十三号に規定する認定、同項第十五号ハの都道府県知事の認定、同項第十六号ニの都道府県知事若しくは市町村長の認定又は同項第十七号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅に係る建築基準法第七条第五項若しくは第七条の二第五項に規定する検査済証の交付（以下この条において「開発許可等」という。）を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた事情（当該土地等の譲渡について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項の税務署長の承認を受けた事情がある場合には、当該事情）とする。

一 租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項第一号から第五号までに掲げる事業 当該各号に定める事由

二 略

2 法附則第三十四条の二第二項に規定する政令で定める日は、同項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間の末日から同日以後二年（租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項第一号から第四号までに掲げる事業（同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限るものとし、同項第三号又は第四号に掲げる事業にあつてはその造成に係る二項に規定する政令で定める日は、前項の規定にかかわらず、当該当初

のに限る。)にあつては、四年)を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可等を受けることができるの見込まれる日として市町村長が認定した日(当該事業について、同令第二十条の二第二十四項の税務署長の認定した日がある場合には、その日)の属する年の十二月三十一日(次項において「当初認定日の属する年の末日」という。)とする。

3 略

4 法附則第三十四条の二第五項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情は、同項の譲渡に係る土地等の買取りをする確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める事由により同項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた事情(当該土地等の譲渡について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項の税務署長の承認を受けた事情がある場合には、当該事情)とする。

一 租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項第一号から第四号までに掲げる事業 当該各号に定める事由

二 略

5 法附則第三十四条の二第五項に規定する政令で定める日は、同項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間の末日から同日以後二年(租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項第一

認定日の属する年の末日から二年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可等を受けることができるの見込まれる日として市町村長が認定した日(当該事業について、同令第二十条の二第二十四項の税務署長の認定した日がある場合には、その日)の属する年の十二月三十一日(次項において「当初認定日の属する年の末日」という。)とする。

3 略

4 法附則第三十四条の二第五項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情は、同項の譲渡に係る土地等の買取りをする確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、総務省令で定めるところにより、当該確定優良住宅地造成等事業につき、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める事由により同項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして市町村長の承認を受けた事情(当該土地等の譲渡について、租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項の税務署長の承認を受けた事情がある場合には、当該事情)とする。

一 租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項第一号から第五号までに掲げる事業 当該各号に定める事由

二 略

5 法附則第三十四条の二第五項に規定する政令で定める日は、同項に規定する二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間の末日から同日以後二年(租税特別措置法施行令第二十条の二第二十三項第一

号から第三号までに掲げる事業（同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限るものとし、同項第二号又は第三号に掲げる事業にあつてはその造成に係る住宅建設の用に供される一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限る。）にあつては、四年）を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として市町村長が認定した日（当該事業について、同令第二十条の二第二十四項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日（次項において「当初認定日の属する年の末日」という。）とす

6
略

（阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例）

第十七条の二の二 法附則第三十四条の二の二に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設に関する事業に係る法附則第三十四条の二第二項又は第五項に規定する期間の末日が平成七年十二月三十一日である場合（これらの規定の適用によりこれらの規定に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。）であつて、当該事業を行う個人又は法人が、自治省令で定めるところにより、当該事業につき阪神・淡路大震災による被害により同月三十一日までに前条第一項に規定する開発許可等を受けることが困難であると

号から第四号までに掲げる事業（同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限るものとし、同項第三号又は第四号に掲げる事業にあつてはその造成に係る住宅建設の用に供される一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限る。）にあつては、四年）を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として市町村長が認定した日（当該事業について、同令第二十条の二第二十四項の税務署長の認定した日がある場合には、その日）の属する年の十二月三十一日（次項において「当初認定日の属する年の末日」という。）とす

6
略

（阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等予定地に係る期間の延長の特例）

第十七条の二の二 法附則第三十四条の二の二に規定する政令で定める場合は、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十五号までの造成又は同項第十六号若しくは第十七号の建設に関する事業に係る法附則第三十四条の二第二項又は第五項に規定する期間の末日が平成七年十二月三十一日である場合（これらの規定の適用によりこれらの規定に規定する政令で定める日までの期間その延長が認められる場合を除く。）であつて、当該事業を行う個人又は法人が、自治省令で定めるところにより、当該事業につき阪神・淡路大震災による被害により同月三十一日までに前条第一項に規定する開発許可等を受けることが困難であると

認められるとして市町村長の承認を受けた場合（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成七年政令第二十九号）第十四条第一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とする。

2 略

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第十八条の二 法附則第三十五条の二の二第一項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 特定管理株式（法附則第三十五条の二の二第一項に規定する特定管理株式をいう。以下この条において同じ。） 当該特定管理株式につき同項に規定する事実が発生した日において第三項に定めるところにより当該特定管理株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の直前において有する当該特定管理株式の数を乗じて計算した金額

二 特定保有株式（法附則第三十五条の二の二第一項に規定する特定保有株式をいう。以下この条において同じ。） 当該特定保有株式となつた特定管理株式であつた株式が特定管理口座（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する特定管理口座をいう。以下この条において同じ。）から払い出された時において第三項に定めるところにより当該株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における

認められるとして市町村長の承認を受けた場合（阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成七年政令第二十九号）第十四条第一項の税務署長の承認を受けた場合を含む。）とする。

2 略

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第十八条の二 法附則第三十五条の二の二第一項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、同項の規定により特定管理株式（同項に規定する特定管理株式をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をしたこととみなされる場合において第三項に定めるところにより当該特定管理株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出したときの当該金額に法附則第三十五条の二の二第一項に規定する事実の発生の直前において有する当該特定管理株式の数を乗じて計算した金額とする。

当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額

2 略

3 特定管理株式の譲渡（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、道府県民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定管理口座

ことに、当該特定管理口座に係る特定管理株式の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算するものとする。

4 略

5 法附則第三十五条の二の二第五項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 特定管理株式 当該特定管理株式につき法附則第三十五条の二の二第五項に規定する事実が発生した日において次項に定めるところにより当該特定管理株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における当該金額に当該事実の発生の前において有する当該特定管理株式の数を乗じて計算した金額

二 特定保有株式 当該特定保有株式となつた特定管理株式であつた株式が特定管理口座から払い出された時において次項に定めるところにより当該株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出した場合

2 略

3 特定管理株式の譲渡による事業所得の金額

得の金額又は雑所得の金額は、道府県民税の所得割の納税義務者が有するそれぞれの特定管理口座（法附則第三十五条の二の二第二項に規定する特定管理口座をいう。第六項において同じ。）ことに、当該特定管理口座に係る特定管理株式の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算するものとする。

4 略

5 法附則第三十五条の二の二第五項に規定する損失の金額として政令で定める金額は、同項の規定により特定管理株式の譲渡をしたこととみなされる場合において次項に定めるところにより当該特定管理株式に係る一株当たりの金額に相当する金額を算出したときの当該金額に同条第五項に規定する事実の発生の前において有する当該特定管理株式の数を乗じて計算した金額とする。

における当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額

6及び7 略

(先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十八条の七 法附則第三十五条の四第一項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得(次項において「先物取引に係る雑所得等」という。)の基因となる先物取引(租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引をいう。以下この項及び第四項において同じ。)による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。

- 一 当該先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による譲渡所得の金額及び雑所得の金額
- 二 当該先物取引による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額
- 三 当該先物取引による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び譲渡所得の金額

6及び7 略

(先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第十八条の七 法附則第三十五条の四第一項に規定する事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得及び雑所得(次項において「先物取引に係る雑所得等」という。)の基因となる先物取引(租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引をいう。以下この項及び第四項において同じ。)による事業所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。

- 一 当該先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による雑所得の金額
- 二 当該先物取引による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額

2及び3 略

4 法附則第三十五条の四第四項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得（次項において「先物取引に係る雑所得等」という。）の基因となる先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。

一 当該先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による譲渡所得の金額及び雑所得の金額

二 当該先物取引による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額

三 当該先物取引による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び譲渡所得の金額

5及び6 略

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第十八条の七の二 略

2 法附則第三十五条の四の二第二項に規定する先物取引の差金等決済

2及び3 略

4 法附則第三十五条の四第四項に規定する事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得及び雑所得（次項において「先物取引に係る雑所得等」という。）の基因となる先物取引による事業所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該損失の金額が生じた年において、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。

一 当該先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による雑所得の金額

二 当該先物取引による雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額

5及び6 略

（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除）

第十八条の七の二 略

2 先物取引（法附則第三十五条の四の二第二項に規定する先物取引をいう。以下この項及び次項において同じ。）の差金等決済（同条第二項に

を
したことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済（次項において「先物取引の差金等決済」という。）による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額とする。

3及び4 略

5 法附則第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額若しくは法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

6及び9 略

10 法附則第三十五条の四の二第八項に規定する先物取引の差金等決済を
したことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済（次項におい

を
規定する差金等決済をいう。以下この項及び次項において同じ。）を
したことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した先物取引の差金等決済

による事業所得の金額又は

雑所得の金額の計算上生じた損失の金額とする。

3及び4 略

5 法附則第三十三条の三第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三

法附則第三十三

条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額若しくは法附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

6及び9 略

10 先物取引（法附則第三十五条の四の二第八項に規定する先物取引をいう。以下この項及び次項において同じ。）の差金等決済（同条第八項に規定する差金等決済をいう。以下この項及び次項において同じ。）を
したことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した先物取引の差金等決済

「先物取引の差金等決済」という。)による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額とする。

11及び12 略

13 法附則第三十三条の二第五項、第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項又は第三十五条の二第六項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額若しくは法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

14～17 略

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の特例)

第二十一条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の四第四項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(退職被保険者等所属市町村における国民健康保険税の課税の特例)

による事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額とする。

11及び12 略

13 法附則第三十三条の三第五項、第三十四条第四項、第三十五条第五項又は第三十五条の二第六項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額若しくは法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

14～17 略

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の特例)

第二十一条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第三十五条の四第四項の事業所得、又は雑所得を有する場合における第五十六条の八十九第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(退職被保険者等所属市町村における国民健康保険税の課税の特例)

（法附則第三十九條第二項及び第五項の文化学術研究交流施設の範圍等）

第二十二條 法附則第三十九條第二項及び第五項に規定する文化学術研究交流施設のうち政令で定めるものは、次に掲げる要件を満たす文化学術研究交流施設のうち、事務所その他当該文化学術研究交流施設の本来の機能の發揮に直接寄与するものと認められない施設として総務省令で定める施設以外のものとする。

一 当該文化学術研究交流施設の整備の事業を行うのに必要な資金の額（土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の利子の額を除いた額とする。）が同意計画（関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第五條第一項の規定による同意を得た同項の関西文化学術研究都市の建設に関する計画をいう。次項第二号において同じ。）において十五億円以上とされているものであること。

二 当該文化学術研究交流施設の設置及び運営を行う関西文化学術研究都市建設促進法第二條第五項第二号の指定を受けた者が、次に掲げる法人のいずれかに該当する法人であること。

イ その発行済株式の総数の三分の一を超える数が法人税法別表第一第一号に掲げる法人により所有されている法人

ロ その発行済株式の総数の四分の一以上の数が一の地方公共団体により所有されている法人（イに掲げる法人を除く。）

2 法附則第三十九条第七項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定めるものは、次に掲げる要件を満たす文化学術研究施設のうち、事務所以外の施設とする。

一 技術に関する研究開発の用に供される文化学術研究施設で、その整備の事業を行うのに必要な資金の額（土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の子の額を除いた額とする。）が二億円以上のものであること。

二 当該文化学術研究施設を設置することが同意計画の達成に資することにつき国土交通大臣の証明がされたものであること。

3 法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項若しくは第二項又は法附則第三十二条の七の規定の適用がある場合における法附則第三十九条第七項の規定の適用については、同項中「当該文化学術研究施設に係る事業所床面積」とあるのは、「第七百一条の四十一第一項若しくは第二項又は附則第三十二条の七の規定により控除すべき面積を当該文化学術研究施設に係る事業所床面積から控除して得た面積」とする。

(法附則第四十条の政令で定める者等)

第二十三条 法附則第四十条に規定する政令で定める者は、附則第三十一条第六十六項の規定により総務大臣が指定した株式会社とする。

2 法附則第四十条に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、附則第三十一条第十九項に規定する指定法人及び同項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人とする。

2 法附則第三十九条第七項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定めるものは、次に掲げる要件を満たす文化学術研究施設のうち、事務所以外の施設とする。

一 技術に関する研究開発の用に供される文化学術研究施設で、その整備の事業を行うのに必要な資金の額（土地又は土地の上に存する権利の取得に必要な資金の額及び借入金の子の額を除いた額とする。）が二億円以上のものであること。

二 当該文化学術研究施設を設置することが同意計画の達成に資することにつき国土交通大臣の証明がされたものであること。

3 法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等において行われる事業につき法第七百一条の四十一第一項若しくは第二項又は法附則第三十二条の七の規定の適用がある場合における法附則第三十九条第七項の規定の適用については、同項中「当該文化学術研究施設に係る事業所床面積」とあるのは、「第七百一条の四十一第一項若しくは第二項又は附則第三十二条の七の規定により控除すべき面積を当該文化学術研究施設に係る事業所床面積から控除して得た面積」とする。

(法附則第四十条第一項の政令で定める者等)

第二十三条 法附則第四十条第一項に規定する政令で定める者は、附則第三十一条第七十項の規定により総務大臣が指定した株式会社とする。

2 法附則第四十条第一項に規定する公益財団法人で政令で定めるものは、附則第三十一条第十九項に規定する指定法人及び同項の規定により総務大臣が指定した公益財団法人とする。

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十四条 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人については公益社団法人とみなし、同項に規定する特定一般財団法人については公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項第一号、第三十六条の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項、第五十四条の四十五第二項第二号、附則第七条第十項第三号、附則第十一条第十六項第三号、第十九項、第四十七項第三号及び第六十六項、附則第十一条の二第二項第二号並びに前条第二項の規定を適用する。

2
5
略

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十四条 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人については公益社団法人とみなし、同項に規定する特定一般財団法人については公益財団法人とみなして、第三十六条の八第一項第一号、第三十六条の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第一号、第四十九条の十二第一項第一号、第四十九条の十三第一項第二号、第四十九条の十五第一項第一号、第五十一条の十六の三第二項、第五十四条の四十五第二項第二号、附則第七条第十項第三号、附則第十一条第十六項第三号、第十九項、第四十八項第三号及び第七十項、附則第十一条の二第二項第二号並びに前条第二項の規定を適用する。

2
5
略

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 第一条中地方税法施行令第九条の二十の改正規定並びに同令附則第十六条の二の次に一条を加える改正規定、同令附則第十八条の四第三項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第四項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第十項」を「附則第三十五条の二の六第十八項」に改める部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、同令附則第十八条の五の改正規定（同条第九項の表法第四十五条の二第一項の項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第一項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改める部分を除く。）、同表法第四十五条の二第一項第六号の項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第一項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改める部分を除く。）、同表法第四十五条の二第三項の項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第一項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改める部分を除く。）、同条第十八項の改正規定（「附則第三十五条の二の</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一及び二 略</p> <p>三 第一条中地方税法施行令第九条の二十の改正規定並びに同令附則第十六条の二の次に一条を加える改正規定、同令附則第十八条の四第三項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第四項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第十項」を「附則第三十五条の二の六第十八項」に改める部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、同令附則第十八条の五の改正規定（同条第九項の表法第四十五条の二第一項の項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第一項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改める部分を除く。）、同表法第四十五条の二第一項第六号の項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第一項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改める部分を除く。）、同表法第四十五条の二第三項の項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第一項」を「附則第三十五条の二の六第五項」に改める部分を除く。）、同条第十八項の改正規定（「附則第三十五条の二の</p>

六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に、「第三十七条の十二の二第一項」を「第三十七条の十二の二第六項」に改める部分を除く。）、同条第十九項の表法第三百十七条の二第一項の項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改める部分を除く。）、同表法第三百十七条の二第一項第六号の項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改める部分を除く。）及び同表法第三百十七条の二第三項の項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改める部分を除く。）、同令附則第十八条の六第三項及び第六項の改正規定（「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に改める部分に限る。）、同条第二十七項の改正規定（「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十二項」に改める部分を除く。）並びに同令附則第十八条の八の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第五項及び第八項、第七条第六項及び第九項並びに第十一条第二項の規定並びに附則第十三条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第二条の四第六項及び第八項の改正規定（「第十八条の六第三十三項第一号」を「第十八条の六第二十八項第一号」に改める部分に限る。）並びに同令第二条の五の改正規定を除く。）平成二十二年一月一日

四 第一条中地方税法施行令附則第十八条及び第十八条の三の改正規定

六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に、「第三十七条の十二の二第一項」を「第三十七条の十二の二第六項」に改める部分を除く。）、同条第十九項の表法第三百十七条の二第一項の項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改める部分を除く。）、同表法第三百十七条の二第一項第六号の項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改める部分を除く。）及び同表法第三百十七条の二第三項の項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に改める部分を除く。）、同令附則第十八条の六第三項及び第六項の改正規定（「第三十七条の十二の二第五項」を「第三十七条の十二の二第十一項」に改める部分に限る。）、同条第二十七項の改正規定（「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十二項」に改める部分を除く。）並びに同令附則第十八条の八の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条第五項及び第八項から第十二項まで、第七条第六項、第九項及び第十項並びに第十一条第二項の規定並びに附則第十三条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第二条の四第六項及び第八項の改正規定（「第十八条の六第三十三項第一号」を「第十八条の六第二十八項第一号」に改める部分に限る。）並びに同令第二条の五の改正規定を除く。）平成二十二年一月一日

四 第一条中地方税法施行令附則第十八条及び第十八条の三の改正規定

、同令附則第十八条の四第三項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第四項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に改める部分を除く。）、同令附則第十八条の五第十八項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に、「第三十七条の十二の二第二項」を「第三十七条の十二の二第六項」に改める部分を除く。）、同令附則第十八条の六第四項の改正規定、同条第二十五項の改正規定（同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする部分に限る。）並びに同条第四十二項の改正規定（「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改める部分を除く。）並びに附則第三条第三項、第四項、第七項及び第九項から第十五項まで並びに第七条第四項、第五項、第八項及び第十項から第十六項までの規定 平成二十二年四月一日
五〇九 略

（個人の道府県民税に関する経過措置）

第三条 略

二〇五 略

6 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十五条の三第八項及び第九項の規定に基づく第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第十八条の六第十四項から第十八項までの規定は、なおその効力を

、同令附則第十八条の四第三項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第四項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に改める部分を除く。）、同令附則第十八条の五第十八項の改正規定（「附則第三十五条の二の六第七項」を「附則第三十五条の二の六第十五項」に、「第三十七条の十二の二第二項」を「第三十七条の十二の二第六項」に改める部分を除く。）、同令附則第十八条の六第四項の改正規定、同条第二十五項の改正規定（同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする部分に限る。）並びに同条第四十二項の改正規定（「附則第三十五条の三第十三項」を「附則第三十五条の三第十一項」に改める部分を除く。）並びに附則第三条第三項、第四項、第七項及び第十三項から第十九項まで並びに第七条第四項、第五項、第八項及び第十一項から第十七項までの規定 平成二十二年四月一日
五〇九 略

（個人の道府県民税に関する経過措置）

第三条 略

二〇五 略

6 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十五条の三第八項及び第九項の規定に基づく第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）附則第十八条の六第十四項から第十八項までの規定は、なおその効力を

有する。この場合において、同条第十六項中「平成十七年四月一日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の公布の日」と、「同年三月三十一日」とあるのは「当該公布の日前」とし、平成二十二年四月一日以後は、同条第十五項中「附則第十八条第一項後段又は附則第十八条の第三項若しくは第三項」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号）附則第三条第七項、第十項又は第十一項」とする。

7 改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第八項及び第九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条第一項の規定の適用については、同項第一号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号。以下「平成二十年改正令」という。）附則第三条第十二項第四号に規定する公開等特定株式に係る譲渡所得の金額をいう。以下同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額（同項第七号に規定する公開等特定株式に係る雑所得の金額をいう。以下同じ。）があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第二号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る

有する。この場合において、同条第十六項中「平成十七年四月一日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の公布の日」と、「同年三月三十一日」とあるのは「当該公布の日前」とし、平成二十二年四月一日以後は、同条第十五項中「附則第十八条第一項後段又は附則第十八条の第三項若しくは第三項」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号）附則第三条第七項、第十四項又は第十五項」とする。

7 改正法附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第八項及び第九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条第一項の規定の適用については、同項第一号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号。以下「平成二十年改正令」という。）附則第三条第十六項第四号に規定する公開等特定株式に係る譲渡所得の金額をいう。以下同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額（同項第七号に規定する公開等特定株式に係る雑所得の金額をいう。以下同じ。）があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第二号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る

事業所得の金額（平成二十年改正令附則第三条第十二項第一号に規定する公開等特定株式に係る事業所得の金額をいう。以下同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第三号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る事業所得の金額又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除するものとする」とする。

8
略

事業所得の金額（平成二十年改正令附則第三条第十六項第一号に規定する公開等特定株式に係る事業所得の金額をいう。以下同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第三号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る事業所得の金額又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る譲渡所得の金額から控除するものとする」とする。

8
略

9 改正法附則第三条第十六項に規定する控除した金額として政令で定める金額は、同項の道府県民税の配当割の納税義務者が源泉徴収選択口座（同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）において有する同条第十七項各号に掲げる源泉徴収選択口座内配当等（同条第十五項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。以下この項及び第十二項において同じ。）の区分に応じ当該各号に定める金額から当該源泉徴収選択口座において計算された同条第十六項各号に掲げる金額の合計額（以下この項において「損失の金額」という。）を控除した金額とする。この場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等のうちに同条第十七項第一号に規定する少額配当等と同項第二号に規定する少額配当等以外の配当等とがあるときは、当該損失の金額は、まず当該少額配当等以外の配当等の額の総額から控除するものとする。

る。

10 新令附則第十八条の四の二第三項から第五項までの規定は、改正法附則第三条第十六項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、これらの規定中「法附則第三十五条の二の五第三項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第十六項」と、同条第五項中「同条第四項」とあるのは「法附則第三十五条の二の五第四項」と読み替えるものとする。

11 新令附則第十八条の四の二第六項の規定は改正法附則第三条第十六項第一号に規定する政令で定める金額について、新令附則第十八条の四の二第七項の規定は改正法附則第三条第十六項第二号に規定する政令で定める金額について準用する。

12 改正法附則第三条第十七項第一号に規定する政令で定めるものは、同項の道府県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける同号に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）で前年中に同一の支払者から受けるべき金額が一万円以下であるものとする。この場合において、当該上場株式等の配当等のうちに源泉徴収選択口座内配当等（その者が二以上の源泉徴収選択口座において源泉徴収選択口座内配当等を有する場合には、それぞれの源泉徴収選択口座において有する源泉徴収選択口座内配当等）に該当するものと当該源泉徴収選択口座内配当等以外の上場株式等の配当等に該当するものがある場合にはこれらの上場株式等の配当等はそれぞれ異なる支払者から支払を受けるべき上場株式等の配当等であるものとみなし、当該上場株式等の配当等のうちに異なる銘柄の上場株式等に係る上場株式等の配当等

9] 改正法附則第三条第十九項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得の基因となる上場株式等（同項に規定する上場株式等をいう。以下この項、第十二項及び第十二項において同じ。）の譲渡（同条第十九項の規定の適用がある同項に規定する譲渡をいう。以下この項、第十一項及び第十二項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。

10] 略

11] 道府県民税の所得割の納税義務者が前年中にした新令附則第十八条第二項に規定する株式等の譲渡（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十第三項又は第四項の規定によりその額及び価額の合計額が同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となった同条第三項又は第四項に規定する事由に基づく株式等についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この項及び次項において「株式等の譲渡」という。）のうち上場株式等の譲渡がある場合において、次の各号に掲げる損失の金額があるときは、当該損失の金額は、前項の規定により読み替えて適用される第七項

で同一の支払者から支払を受けるべきものがある場合には当該上場株式等の配当等はそれぞれ異なる支払者から支払を受けるべき上場株式等の配当等であるものとみなす。

13] 改正法附則第三条第二十二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得の基因となる上場株式等（同項に規定する上場株式等をいう。以下この項、第十五項及び第十六項において同じ。）の譲渡（同条第二十二項の規定の適用がある同項に規定する譲渡をいう。以下この項、第十五項及び第十六項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。

14] 略

15] 道府県民税の所得割の納税義務者が前年中にした新令附則第十八条第二項に規定する株式等の譲渡（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十第三項又は第四項の規定によりその額及び価額の合計額が同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となった同条第三項又は第四項に規定する事由に基づく株式等についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この項及び次項において「株式等の譲渡」という。）のうち上場株式等の譲渡がある場合において、次の各号に掲げる損失の金額があるときは、当該損失の金額は、前項の規定により読み替えて適用される第七項

の規定により読み替えて適用される新令附則第十八条第一項に規定する株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額並びに第九項に規定する上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上、当該各号に定めるところにより控除する。

一〇三 略

12| 略

13| 改正法附則第三条第十九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条第五項の規定の適用については、同項の表中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二第一項（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第十九項の規定により適用される場合を含む。）」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第十九項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。

14| 改正法附則第三条第十九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条の五第四項の規定の適用については、同項第二号中「から控除する」とあるのは、「から控除する。この場合において、当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第十九項に規定する上場株式等

の規定により読み替えて適用される新令附則第十八条第一項に規定する株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額並びに第十三項に規定する上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上、当該各号に定めるところにより控除する。

一〇三 略

16| 略

17| 改正法附則第三条第二十二項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条第五項の規定の適用については、同項の表中「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二第一項（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第二十二項の規定により適用される場合を含む。）」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第二十二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額）」とする。

18| 改正法附則第三条第二十二項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条の五第四項の規定の適用については、同項第二号中「から控除する」とあるのは、「から控除する。この場合において、当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第二十二項に規定する上場株式等

に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する」とする。

15| 改正法附則第三条第十九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条の六第四項の規定の適用については、同項第一号中「控除する」とあるのは、「控除するものとし、前年前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の法附則第三十五条の三第三項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第十九項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する」とする。

（個人の市町村民税に関する経過措置）

第七条 略

2～6 略

7 改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第十八項及び第十九項の規定に基づく旧令

に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する」とする。

19| 改正法附則第三条第二十二項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条の六第四項の規定の適用については、同項第一号中「控除する」とあるのは、「控除するものとし、前年前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の法附則第三十五条の三第三項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第三条第二十二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する」とする。

（個人の市町村民税に関する経過措置）

第七条 略

2～6 略

7 改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第十八項及び第十九項の規定に基づく旧令

附則第十八条の六第三十五項から第三十九項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三十七項中「平成十七年四月一日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の公布の日」と、「同年三月三十一日」とあるのは「当該公布の日前」とし、平成二十二年四月一日以後は、同条第三十六項中「附則第十八条第六項後段又は附則第十八条の三第六項若しくは第七項」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百二十二号）附則第七条第八項、第十一項又は第十二項」とする。

8 改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第十八項及び第十九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条第六項の規定の適用については、同項第一号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百二十二号）以下「平成二十年改正令」という。）附則第七条第十三項第四号に規定する公開等特定株式に係る譲渡所得の金額をいう。以下同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額をいう。以下同じ。）があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第二号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲

附則第十八条の六第三十五項から第三十九項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三十七項中「平成十七年四月一日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の公布の日」と、「同年三月三十一日」とあるのは「当該公布の日前」とし、平成二十二年四月一日以後は、同条第三十六項中「附則第十八条第六項後段又は附則第十八条の三第六項若しくは第七項」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百二十二号）附則第七条第八項、第十二項又は第十三項」とする。

8 改正法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十五条の三第十八項及び第十九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条第六項の規定の適用については、同項第一号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百二十二号）以下「平成二十年改正令」という。）附則第七条第十四項第四号に規定する公開等特定株式に係る譲渡所得の金額をいう。以下同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額をいう。以下同じ。）があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る譲渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第二号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲

9 略

渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る事業所得の金額（平成二十年改正令附則第七條第十三項第一号に規定する公開等特定株式に係る事業所得の金額をいう。以下同じ。）又は公開等特定株式に係る雑所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」と、同項第三号中「控除する」とあるのは「控除する。この場合において、当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は譲渡所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る事業所得の金額又は公開等特定株式に係る譲渡所得の金額があるときは、当該損失の金額は、まず、公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金額から控除するものとする」とする。

9 略

10 改正法附則第八條第十四項第一号に規定する政令で定めるものは、同項の市町村民税の所得割の納税義務者が支払を受ける同号に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）で前年中に同一の支払者から受けるべき金額が一万円以下であるものとする。この場合において、当該上場株式等の配当等のうちに源泉徴収選択口座内配当等（同条第十四項に規定する源泉徴収選択口座内配当等をいう。以下この項において同じ。）（その者が二以上の源泉徴収選択口座（同条第十四項に規定する源泉徴収選択口座をいう。以下この項において同じ。）において源泉徴収選択口座内配当等を有する場合には、それぞれの源泉徴収選択口座において有する源泉徴収選択口座内配当等）に該当するものと当該源泉徴収選択口座内配当等以外の上場株式等

10| 改正法附則第八條第十七項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得の基因となる上場株式等（同項に規定する上場株式等をいう。以下この項、第十二項及び第十三項において同じ。）の譲渡（同条第十七項の規定の適用がある同項に規定する譲渡をいう。以下この項、第十二項及び第十三項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。

11| 略

12| 市町村民税の所得割の納税義務者が前年中にした新令附則第十八條第六項に規定する株式等の譲渡（租税特別措置法第三十七條の十第三項又は第四項の規定によりその額及び価額の合計額が同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となった同条第三項又は第四項に規定する事由に基づく株式等についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この項及び次項において「株式

の配当等に該当するものとがある場合にはこれらの上場株式等の配当等はそれぞれ異なる支払者から支払を受けるべき上場株式等の配当等であるものとみなし、当該上場株式等の配当等のうちに異なる銘柄の上場株式等に係る上場株式等の配当等で同一の支払者から支払を受けるべきものがある場合には当該上場株式等の配当等はそれぞれ異なる支払者から支払を受けるべき上場株式等の配当等であるものとみなす。

11| 改正法附則第八條第十九項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する事業所得、譲渡所得及び雑所得の基因となる上場株式等（同項に規定する上場株式等をいう。以下この項、第十三項及び第十四項において同じ。）の譲渡（同条第十九項の規定の適用がある同項に規定する譲渡をいう。以下この項、第十三項及び第十四項において同じ。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。

12| 略

13| 市町村民税の所得割の納税義務者が前年中にした新令附則第十八條第六項に規定する株式等の譲渡（租税特別措置法第三十七條の十第三項又は第四項の規定によりその額及び価額の合計額が同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産の交付の基因となった同条第三項又は第四項に規定する事由に基づく株式等についての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は消滅を含む。以下この項及び次項において「株式

等の譲渡」という。)のうち上場株式等の譲渡がある場合において、次の各号に掲げる損失の金額があるときは、当該損失の金額は、前項の規定により読み替えて適用される第八項の規定により読み替えて適用される新令附則第十八条第六項に規定する株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額並びに第十項に規定する上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上、当該各号に定めるところにより控除する。

13| 略
一 三 略

14| 改正法附則第八条第十七項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条第十項の規定の適用については、同項の表中「附則第三十五条の二第六項」とあるのは「附則第三十五条の二第六項(地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)附則第八条第十七項の規定により適用される場合を含む。)」と、「第三十七条の十第一項」とあるのは「第三十七条の十第一項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。)」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「、株式等に係る譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)附則第八条第十七項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額)」とする。

等の譲渡」という。)のうち上場株式等の譲渡がある場合において、次の各号に掲げる損失の金額があるときは、当該損失の金額は、前項の規定により読み替えて適用される第八項の規定により読み替えて適用される新令附則第十八条第六項に規定する株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額並びに第十一项に規定する上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上、当該各号に定めるところにより控除する。

14| 略
一 三 略

15| 改正法附則第八条第十九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条第十項の規定の適用については、同項の表中「附則第三十五条の二第六項」とあるのは「附則第三十五条の二第六項(地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)附則第八条第十九項の規定により適用される場合を含む。)」と、「第三十七条の十第一項」とあるのは「第三十七条の十第一項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。)」と、「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「、株式等に係る譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号)附則第八条第十九項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額)」とする。

15) 改正法附則第八条第十七項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条の五第十六項の規定の適用については、同項第二号中「から控除する」とあるのは、「から控除する。この場合において、当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第八条第十七項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する」とする。

16) 改正法附則第八条第十七項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条の五第二十五項並びに第十八条の六第二十項及び第三十二項の規定の適用については、新令附則第十八条の五第二十五項及び第十八条の六第三十二項中「附則第十八条第十項」とあるのは「附則第十八条第十項（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百二十二号）附則第七条第十四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十七条の十第一項」とあるのは「第三十七条の十第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。）」と、新令附則第十八条の六第二十項第一号中「控除する」とあるのは「控除するものとし、前年前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の法附則第三十五条の三第十一項に規定する株式等に係

16) 改正法附則第八条第十九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条の五第十六項の規定の適用については、同項第二号中「から控除する」とあるのは、「から控除する。この場合において、当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第八条第十九項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する」とする。

17) 改正法附則第八条第十九項の規定の適用がある場合における新令附則第十八条の五第二十五項並びに第十八条の六第二十項及び第三十二項の規定の適用については、新令附則第十八条の五第二十五項及び第十八条の六第三十二項中「附則第十八条第十項」とあるのは「附則第十八条第十項（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百二十二号）附則第七条第十五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十七条の十第一項」とあるのは「第三十七条の十第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。）」と、新令附則第十八条の六第二十項第一号中「控除する」とあるのは「控除するものとし、前年前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額の控除をする場合において、前年の法附則第三十五条の三第十一項に規定する株式等に係

る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第八条第十七項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する」とする。

る譲渡所得等の金額のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）附則第八条第十九項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額から控除し、なお控除することができない損失の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除する」とする。

第三条による改正（地方道路譲与税法施行令（昭和四十四年政令第八十八号））

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">地方揮発油譲与税法施行令</p> <p>新たに指定市（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下同じ。）の指定があつた場合において、当該指定市の地方揮発油譲与税法第二条第三項に規定する基準財政収入額及び基準財政需要額を指定日（指定市の指定があつた日をいう。以下同じ。）の属する年度の前年度の初日に指定市の指定があつたものとみなして算定したとしたならば当該指定市が同項に規定する収入超過団体に該当しないこととなるときは、同条第一項の規定により当該指定市に対して譲与すべき指定日の属する年度分の地方揮発油譲与税の額については、同条第三項の規定は、適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">地方道路譲与税法施行令</p> <p>新たに指定市（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下同じ。）の指定があつた場合において、当該指定市の地方道路譲与税法第二条第三項に規定する基準財政収入額及び基準財政需要額を指定日（指定市の指定があつた日をいう。以下同じ。）の属する年度の前年度の初日に指定市の指定があつたものとみなして算定したとしたならば当該指定市が同項に規定する収入超過団体に該当しないこととなるときは、同条第一項の規定により当該指定市に対して譲与すべき指定日の属する年度分の地方道路譲与税の額については、同条第三項の規定は、適用しない。</p>

第四条による改正（国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第一百七号））

<p>改 正 案</p>	<p>附 則 （東京国際空港に係る交付金算定標準額の特例） 7 法附則第十六項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。 一及び二 略</p>
<p>現 行</p>	<p>附 則 （東京国際空港に係る交付金算定標準額の特例） 7 法附則第十七項に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。 一及び二 略</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（法人の事業税に係る還付すべき金額がない場合の地方法人特別税の中間申告納付額に係る還付等）</p> <p>第五条 都道府県は、法第十一条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の二十八若しくは第七十二条の三十三の規定による申告書に記載された地方法人特別税の額又は法第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の規定による更正若しくは決定に係る地方法人特別税の額が、当該地方法人特別税の額に係る法第十一条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の二十六の規定による申告書に記載された又は記載されるべきであった地方法人特別税の額（以下この項において「地方法人特別税中間申告納付額」という。）に満たない場合、又はない場合には、当該地方法人特別税中間申告納付額と併せて同法第七十二条の二十六の規定により納付された法人の事業税を還付しないときであつても、同法第七十二条の二十八第四項の規定の例により、当該満たない金額に相当する地方法人特別税中間申告納付額又は当該地方法人特別税中間申告納付額の全額を還付するものとする。</p> <p>2 法第十四条及び第十六条の規定は、前項の規定による地方法人特別税に係る還付金（これに加算すべき還付加算金を含む。）について準用す</p>	

る。

3| 法第十条又は第十一条の規定により併せて賦課され又は申告された地方人特別税及び法人の事業税について、法第十条の規定により併せて行われる更正等（地方税法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二（法第十条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による更正又は決定をいう。次項において同じ。）又は法第十一条の規定により併せて行われる申告書の提出（地方税法第七十二条の二十八又は第七十二条の三十三（法第十条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）の規定による申告書の提出をいう。次項において同じ。）により、いずれか一方の税に納付すべき税額が生じ、かつ、他方の税に還付すべき金額が生じた場合において、当該還付すべき金額が当該納付すべき税額に満たないときは、当該納付すべき税額に係る延滞金及び加算金の額は、当該満たない金額に相当する金額を基礎として計算した額とする。この場合において、当該還付すべき金額には、還付加算金を付さないものとする。

4| 法第十条又は第十一条の規定により併せて賦課され又は申告された地方人特別税及び法人の事業税について、法第十条の規定により併せて行われる更正等又は法第十一条の規定により併せて行われる申告書の提出により、いずれか一方の税に還付すべき金額が生じ、かつ、他方の税に納付すべき税額が生じた場合において、当該納付すべき税額が当該還付すべき金額に満たないときは、当該還付すべき金額に付する還付加算金の額は、当該満たない金額に相当する金額を基礎として計算した額と

する。この場合において、当該納付すべき税額に係る延滞金及び加算金は、徴収しないものとする。

(充当等の特例の適用を受ける地方税等の範囲)

第六条 略

(委託納付をするのに適することとなった時)

第七条 法第十六条第四項に規定する政令で定める時は、地方税等の地方税法第十一条の四第一項に規定する法定納期限（次の各号に掲げる地方税等については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税又は地方法人特別税に係る延滞金については、その徴収の基因となった地方税又は地方法人特別税に係る当該各号に定める時とする。）と還付金等（法第十六条第一項各号に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となった還付金等が生じた時）とのいずれか遅い時とする。

一～三 略

四 地方税法第十五条第一項第一号の規定による徴収の猶予（盗難にかかったことによるものを除く。）又は同法第五十五条の二第一項、第五十五条の四第一項、第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、第七十二条の三十九の二第一項、第七十二条の三十九の四第一項、第七十三条の二十五第一項、第四百四十四条の二十九第一項、第三百二十一条の十一の二第一項、第三百二十一条の十一の三第一項、第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第六百二条第二項又

(充当等の特例の適用を受ける地方税等の範囲)

第五条 略

(委託納付をするのに適することとなった時)

第六条 法第十六条第四項に規定する政令で定める時は、地方税等の地方税法第十一条の四第一項に規定する法定納期限（次の各号に掲げる地方税等については、当該各号に定める時とし、第一号から第四号までに掲げる地方税又は地方法人特別税に係る延滞金については、その徴収の基因となった地方税又は地方法人特別税に係る当該各号に定める時とする。）と還付金等（法第十六条第一項各号に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が生じた時（還付加算金については、その計算の基礎となった還付金等が生じた時）とのいずれか遅い時とする。

一～三 略

四 地方税法第十五条第一項第一号の規定による徴収の猶予（盗難にかかったことによるものを除く。）又は同法第五十五条の二第一項、第五十五条の四第一項、第七十二条の三十八の二第一項若しくは第六項、第七十二条の三十九の二第一項、第七十二条の三十九の四第一項、第七十三条の二十五第一項、第三百二十一条の十一の二第一項、第三百二十一条の十一の三第一項、第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第六百二条第二項又

は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項若しくは第六百二十九条第五項の規定による徴収の猶予に係る地方税又は
地方法人特別税 その徴収の猶予の期限
五〇七 略

（賦課徴収又は申告納付に関する報告）

第八条 略

（法人税法施行令の適用の特例等）

第九条 略

附則

（施行日以後最初に開始する事業年度における地方法人特別税の中間申告納付額に係る特例）

第二条 地方法人特別税の納税義務者が法の施行の日以後に開始する最初の事業年度（地方税法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）に係る地方法人特別税について法第十一条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の二十六第一項本文の規定により申告納付する場合における地方法人特別税の額（次項において「中間申告納付額」という。）は、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前事業年度の法人の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額

は第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項、第六百三条の二第五項、第六百二十九条第五項若しくは第七百条の二十一第一項の規定による徴収の猶予に係る地方税又は
地方法人特別税 その徴収の猶予の期限
五〇七 略

（賦課徴収又は申告納付に関する報告）

第七条 略

（法人税法施行令の適用の特例等）

第八条 略

附則

（施行日以後最初に開始する事業年度における地方法人特別税の中間申告納付額）

第二条 地方法人特別税の納税義務者が法の施行の日以後に開始する最初の事業年度（地方税法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係る地方法人特別税について法第十一条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の二十六第一項本文の規定により申告納付する場合における地方法人特別税の額は、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までに当該事業年度の前事業年度の法人の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額

を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額の二・七倍の額に相当する額とする。

2| 都道府県は、前項に規定する場合において、当該中間申告納付額に係る法第十一条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の二十八若しくは第七十二条の三十三の規定による申告書に記載された地方法人特別税の額又は当該中間申告納付額に係る法第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定に係る地方法人特別税の額が、当該中間申告納付額に満たないとき、又はないときであつて、当該中間申告納付額と併せて同法第七十二条の二十六の規定により納付された法人の事業税の全部又は一部に相当する金額を還付するときは、当該満たない金額に相当する中間申告納付額又は当該中間申告納付額の全額を還付するものとする。

を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額の二・七倍の額に相当する額とする。

改 正 案	現 行
<p>(交付金の交付)</p> <p>第二百十条の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）が、地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する税、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により特別区に交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の四十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の六十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項において「地方消費税交付金」という。）</p>	<p>(交付金の交付)</p> <p>第二百十条の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）が、地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五条第二項の規定により特別区が課する税、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により特別区に交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の四十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の六十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項において「地方消費税交付金」という。）</p>

（）、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）及び同法第百四十三条第一項 の規定により特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下この項において「自動車取得税交付金」という。）の収入額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方消費税交付金にあつては同項の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同項のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、自動車取得税交付金にあつては同項の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同条第一項及び第三項並びに同法附則第七条に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定

（）、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）及び同法第百六十九条の三十二第一項の規定により特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下この項において「自動車取得税交付金」という。）の収入額並びに地方道路譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により特別区に譲与するものとされる地方道路譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方消費税交付金にあつては同項の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同項のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、自動車取得税交付金にあつては同項の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同条第一項及び第三項並びに同法附則第七条に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定

2
4
略

した財政収入額（以下「基準財政収入額」という。）を超える特別区に
対して、次項に定めるところにより交付する。

2
4
略

した財政収入額（以下「基準財政収入額」という。）を超える特別区に
対して、次項に定めるところにより交付する。

改 正 案	現 行
<p>（標準的な規模の収入の額）</p> <p>第十三条 法第五条の四第一項第二号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>一 都 イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額</p> <p>ロ 略</p> <p>二 道府県 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分</p>	<p>（標準的な規模の収入の額）</p> <p>第十三条 法第五条の四第一項第二号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>一 都 イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額</p> <p>ロ 略</p> <p>二 道府県 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分</p>

の百に相当する額並びに当該地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

三 指定都市 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

四 市町村（指定都市を除く。） 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

五 特別区 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十二第一項及び第二項の規定により算定した普通交付金の額、これらの規定により算定した基準財政収入額からこれらの規定により算定した自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに当該自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮

の百に相当する額並びに当該地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

三 指定都市 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

四 市町村（指定都市を除く。） 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

五 特別区 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十二第一項及び第二項の規定により算定した普通交付金の額、これらの規定により算定した基準財政収入額からこれらの規定により算定した自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに当該自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道

釜油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

附則

(平成二十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十五条の二 平成二十一年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この条において「特例交付金法」という。）第九条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下この条において「暫定措置法」という。）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（特例交付金法附則第五条第二項及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号。以下この条において「平成二十一年地方税法等改正法」という。）附則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。以下この号において「読替後の地方交付税法第十四条」という。）と、「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「算定した地方揮発油譲与税」とあるのは「算定した児童手当特例交付金（特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。）」、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「当該地方揮発油譲与税」とあるのは「当該児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、同号口中「地方交付税法第十四条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「相当する額、」とあるのは「相当する額、特

路譲与税 及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

附則

(平成二十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十五条の二 平成二十一年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この条において「特例交付金法」という。）附則第五条第二項の規定により読み替えられた特例交付金法第九条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この号において「読替後の地方交付税法第十四条」という。）と、「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「算定した地方道路譲与税」とあるのは「算定した児童手当特例交付金（特例交付金法第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。）」、地方道路譲与税」と、「当該地方道路譲与税」とあるのは「当該児童手当特例交付金、地方道路譲与税」と、同号口中「地方交付税法第十四条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「相当する額、」とあるのは「相当する額、特

別区の存する区域を市町村とみなして読替後の地方交付税法第十四条の規定により算定した読替後の地方交付税法第十四条第一項に規定するたばこ税調整額及び交付金調整額の合算額から当該たばこ税調整額及び交付金調整額の合算額に配分率を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、」と、「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「同条第二号中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における特例交付金法附則第五条第一項の規定により読み替えられた特例交付金法第九条第一項の規定及び暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（平成二十一年地方税法等改正法附則第二十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。以下この条において「読替後の地方交付税法第十四条」という。）」と、「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「同条第三号及び第四号中「同法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、特別とん譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」と、「同条第五号中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十条の十第二項」とあるのは「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第二項（同令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附

別区の存する区域を市町村とみなして読替後の地方交付税法第十四条の規定により算定した読替後の地方交付税法第十四条第一項に規定するたばこ税調整額及び交付金調整額の合算額から当該たばこ税調整額及び交付金調整額の合算額に配分率を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、」と、「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「同条第二号中「同法第十四条」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における特例交付金法附則第五条第一項の規定により読み替えられた特例交付金法第九条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条

において「

読替後の地方交付税法第十四条」という。）」と、「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「地方道路譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、地方道路譲与税」と、「同条第三号及び第四号中「同法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、特別とん譲与税」と、同条第五号中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）」とあるのは「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第二項（同令附則第五条第二項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附

則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令第二百十條の十二

第一項（地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第

号）附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合

に限る。）と、「基準財政収入額」とあるのは「基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）と、「自動車重量譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、自動車重量譲与税」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「地方揮発油譲与税、地方道路譲与税」とする。

（平成二十二年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十六条 平成二十二年度以後の各年度における第十三條の規定の適用については、当分の間、同条第一号イ中「同法第十四條」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この号において「特例交付金法」という。）第九条第一項及び地方

方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九條の規定により読み替えられた地方交付税法第十四條（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四條」という。）と、「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四條」と、「算定した地方揮発油譲与税」とあるのは「算定した児童手当特例交付金（特例交付金

則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令

と、「基準財政収入額」とあるのは「基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）と、「自動車重量譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、自動車重量譲与税」とする。

（平成二十二年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十六条 平成二十二年度以後の各年度における第十三條の規定の適用については、当分の間、同条第一号イ中「同法第十四條」とあるのは「同法附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この号において「特例交付金法」という。）第九条第一項

の規定により読み替えられた地方交付税法第十四條（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四條」という。）と、「同条」とあるのは「読替え後の地方交付税法第十四條」と、「算定した地方道路譲与税」とあるのは「算定した児童手当特例交付金（特例交付金

法第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。）、地方揮発油譲与税と、「当該地方揮発油譲与税」とあるのは「当該児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税」と、同号口中「地方交付税法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、同条第二号中「同法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「地方揮発油譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税」と、同条第三号及び第四号中「同法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、特別とん譲与税」と、同条第五号中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）」とあるのは「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令」と、「基準財政収入額」とあるのは「基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）」と、「自動車重量譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、自動車重量譲与税」とする。

法第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この条において同じ。）、地方道路譲与税と、「当該地方道路譲与税」とあるのは「当該児童手当特例交付金、地方道路譲与税」と、同号口中「地方交付税法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、同条第二号中「同法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「地方道路譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、地方道路譲与税」と、同条第三号及び第四号中「同法第十四条」とあり、及び「同条」とあるのは「読替後の地方交付税法第十四条」と、「特別とん譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、特別とん譲与税」と、同条第五号中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）」とあるのは「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令」と、「基準財政収入額」とあるのは「基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあつては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあつては当該額に相当する額を加算した額とする。）」と、「自動車重量譲与税」とあるのは「児童手当特例交付金、自動車重量譲与税」とする。

改 正 案	現 行
<p>（政令で定める地方公共団体等） 第四十三条 略</p> <p>2 前項の標準税収入額は、道府県にあつては、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第三項本文の規定により総務大臣が決定した当該年度（災害の発生した年の四月一日の属する会計年度をいう。）の普通交付税の額（同項ただし書の規定により総務大臣が当該額を変更した場合には、当該変更後の額とする。）の算定に用いられた基準財政収入額（同法附則第七条の二第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた児童手当特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この項において同じ。）<u>、地方揮発油譲与税</u>、<u>石油ガス譲与税</u>、<u>航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を控除した額とする。</u>）の七十五分の百に相当する額及び当該基準財政収入額の算定基礎となつた児童手当特例交付金、<u>地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税に係る額の合算額とし、市町村にあつては、当該普通交付税の額の算定に用いられた基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により</u></p>	<p>（政令で定める地方公共団体等） 第四十三条 略</p> <p>2 前項の標準税収入額は、道府県にあつては、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第三項本文の規定により総務大臣が決定した当該年度（災害の発生した年の四月一日の属する会計年度をいう。）の普通交付税の額（同項ただし書の規定により総務大臣が当該額を変更した場合には、当該変更後の額とする。）の算定に用いられた基準財政収入額（同法附則第七条の二第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた児童手当特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第二項に規定する児童手当特例交付金をいう。以下この項において同じ。）<u>、自動車取得税、軽油引取税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を控除した額とする。</u>）の七十五分の百に相当する額及び当該基準財政収入額の算定基礎となつた児童手当特例交付金に係る額の合算額とし、<u>市町村にあつては、当該普通交付税の額の算定に用いられた基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により</u></p>

算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた事業所税、軽油引取税交付金、児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を控除した額とする。）の七十五分の百に相当する額及び当該基準財政収入額の算定基礎となつた児童手当特例交付金、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とし、都及び特別区にあつては、これらに準ずるものとして総務省令で定める額とする。

3
～
5
略

算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた事業所税、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、児童手当特例交付金、特別とん譲与税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を控除した額とする。）の七十五分の百に相当する額及び当該基準財政収入額の算定基礎となつた児童手当特例交付金に係る額の合算額とし、都及び特別区にあつては、これらに準ずるものとして総務省令で定める額とする。

3
～
5
略

改正案	現行
<p>（自治税務局の所掌事務）</p> <p>第九条 自治税務局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。以下同じ。）に係るものに関する事</p> <p>二 略</p> <p>七 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税に関する事</p> <p>八及び九 略</p> <p>（企画課の所掌事務）</p> <p>第六十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 七 略</p> <p>八 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税に関する事</p> <p>九 略</p>	<p>（自治税務局の所掌事務）</p> <p>第九条 自治税務局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度をいう。以下同じ。）に係るものに関する事</p> <p>二 略</p> <p>七 地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税に関する事</p> <p>八及び九 略</p> <p>（企画課の所掌事務）</p> <p>第六十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 七 略</p> <p>八 地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税に関する事</p> <p>九 略</p>

附 則

(自治税務局の所掌事務の特例)

第五条の二 自治税務局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別税、地方法人特別譲与税及び地方道路譲与税に関する事務をつかさどる。この場合において、同条第一号中「地方税、」とあるのは、「地方税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）、地方法人特別譲与税、地方道路譲与税、」とする。

(自治税務局企画課の所掌事務の特例)

第十五条の二 自治税務局企画課は、第六十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別譲与税及び地方道路譲与税に関する事務をつかさどる。

附 則

(自治税務局の所掌事務の特例)

第五条の二 自治税務局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税に関する事務をつかさどる。この場合において、同条第一号中「地方税、」とあるのは、「地方税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）、地方法人特別譲与税、」とする。

(自治税務局企画課の所掌事務の特例)

第十五条の二 自治税務局企画課は、第六十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方法人特別譲与税に関する事務をつかさどる。